

Ⅲ インターネット接続領域

目 次

第1章 インターネット接続領域の市場画定	1
1. サービス市場の画定	1
2. 地理的市場の画定	2
3. 評価・分析の対象とする市場	4
4. 評価及び分析の構成	4
5. 事業者データの取扱い	4
第2章 ブロードバンド市場の主要指標の分析	7
1. 市場の規模	7
2. 競争状況の分析	11
3. 地理的市場別の指標の分析	17
4. 競争状況の評価	20
第3章 部分市場としてのADSL市場の主要指標の分析	29
1. 市場の規模	29
2. 競争状況の分析	31
3. 競争状況の評価	38
第4章 部分市場としてのFTTH市場の主要指標の分析	42
1. 市場の規模	42
2. 競争状況の分析(FTTH市場全体)	45
3. 競争状況の分析(部分市場としての集合住宅市場)	55
4. 競争状況の分析(部分市場としての戸建て住宅市場)	59
5. 地理的市場別の指標の分析	64
6. 競争状況の評価	72
第5章 部分市場としてのCATVインターネット市場の主要指標の分析	84
1. 市場の規模	84
2. 競争状況の分析	86
3. 競争状況の評価	90

第6章 ISP市場の主要指標の分析.....	93
1. 市場の規模	93
2. 競争状況の分析	95
3. 競争状況の評価	101

第1章 インターネット接続領域の市場画定

本章では、インターネット接続領域について市場画定を行う。

1. サービス市場の画定

サービス市場については、03年度の市場画定を引き続き採用する。

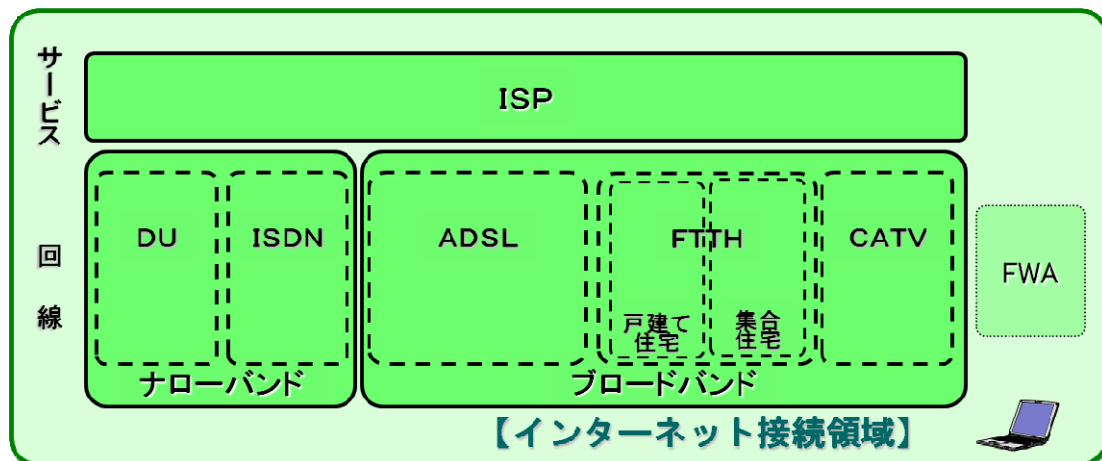
はじめに、インターネット接続回線サービスについては、ダイヤルアップ（DU）及び常時接続ISDN（ISDN）をナローバンド市場として、ADSL、FTTH及びCATVインターネット（CATV）をブロードバンド市場として画定する。併せて、5つのサービスをそれぞれ部分市場としても画定する。更に、FTTHについては、戸建て住宅向けと集合住宅向けを、別々の部分市場として画定する。FTTHについて戸建て住宅向けと集合住宅向けを別々の部分市場として画定する理由は、事業者や回線速度の選択が居住者自らの意思によって決定できる戸建て住宅と違い、集合住宅の場合は他の居住者や管理会社の同意・承諾が必要となる等の物理的な制限があり、両市場で供給面の事情が異なっているためである。

次に、インターネット接続サービスについては、全体をISP市場として画定する。

なお、FWA（固定無線アクセス）については、契約数が希少であることから、市場画定の対象外とする。

図表Ⅲ－1は、以上のサービス市場の画定を図示したものである。

【図表Ⅲ－1 インターネット接続領域の市場画定】



凡例： 市場 部分市場

2. 地理的市場の画定

地理的市場については、06年度の市場画定を引き続き採用する。

はじめに、ナローバンド市場（部分市場としてのD U市場及びI S D N市場を含む）、ブロードバンド市場のうち部分市場としてのC A T V市場及びI S P市場は、全国市場として画定する。C A T Vにおける地理的市場を全国市場と画定した理由は、現実には市町村（区）単位に多くのC A T V事業者が独占的にサービスを提供している実態が見られるものの、近年におけるC A T V事業者による吸収合併の進行、複数の地域の放送施設を所有・運営する統括運営会社（M S O（Multiple System Operator）：多施設保有者）の登場、ブロードバンド市場内においてF T T H等との代替性の高まり、等を考慮したことによる。

次に、ブロードバンド市場のうち部分市場としてのA D S L市場は、N T T東西の業務区域によって、以下のとおり、全国を東日本、西日本の2地域に分けて画定する。図表Ⅲ－2は、この2地域の区分を図示したものである。

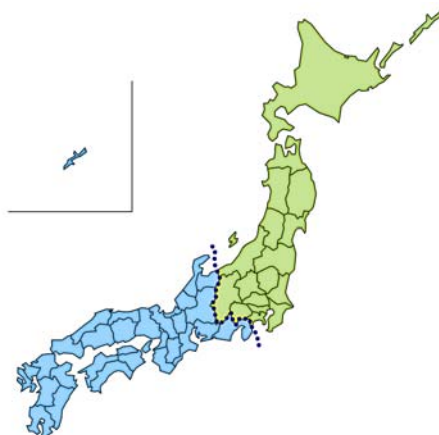
（i）東日本地域

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

（ii）西日本地域

静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【図表Ⅲ－2 A D S L市場における地理的区分】



また、全体としてのブロードバンド市場及び部分市場としてのF T T H市場は、競争状況をより適切に把握・分析するため、N T T東西の業務区域ではなく、ブロードバンド市場全体及びF T T H市場における主な競争事業者たる電力系事業者¹の業務区域ごとに地理的市場を画定する。具体的には、親会社である電力会社（当該電力会社が電気通信事業も行っている場合は当該会社）の電気事業の業務区域ごとに、以下のとおり、全国を、北海道・東北・関東²・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・沖縄の10のブロックに分けて画定する。図表Ⅲ－3は、この10のブロックを図示したものである。

- (i) 北海道ブロック：北海道
- (ii) 東北ブロック：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
- (iii) 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、
山梨県、静岡県³（富士川以東）
- (iv) 東海ブロック：長野県⁴、岐阜県、静岡県（富士川以西）、愛知県、三重県
- (v) 北陸ブロック：富山県、石川県、福井県
- (vi) 近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (vii) 中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- (viii) 四国ブロック：香川県、徳島県、愛媛県、高知県
- (ix) 九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県
- (x) 沖縄ブロック：沖縄県

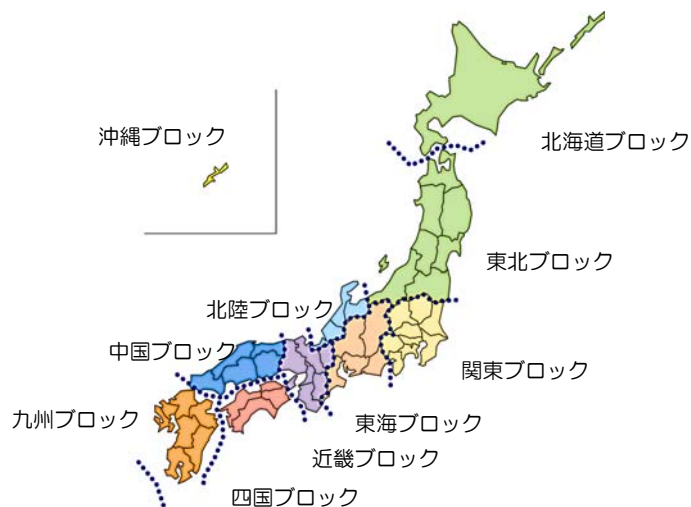
¹電力系事業者とは、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、テプコシステムズ、北陸通信ネットワーク、中部テレコミュニケーション、ケイ・オプティコム、ケイオプティ・サイバーポート、エネルギー・コミュニケーションズ、S T N e t、九州通信ネットワーク、沖縄通信ネットワークを指す。なお、テプコシステムズのマンションI S P事業は、09年1月1日からファミリーネット・ジャパンが継承している。

²関東ブロックを業務区域とする東京電力については、07年1月にK D D IにF T T H事業を承継したため、以降関東ブロックにおいて電力系事業者はテプコシステムズのみとなっている。

³静岡県は、「住民基本台帳人口要覧」（08年3月）から富士川を境にした世帯数比率を算出し、その比率に基づき分計している。また、静岡県はN T T西日本の業務区域であるが、10地域のブロックで画定する際には、富士川を境に以西の地域を東海ブロック、以東の地域を関東ブロックの契約回線数として集計した。したがって、関東ブロックは基本的にN T T東日本の業務区域に含まれるものの、N T T東日本の業務区域ではない静岡（富士川以東）の契約回線数を含んでいる。

⁴長野県はN T T東日本の業務区域であるが、今回の地理的市場の画定においては東海ブロックに相当している。したがって、東海ブロックは基本的にN T T西日本の業務区域に含まれるものの、N T T西日本の業務区域ではない長野県の契約回線数を含んでいる。

【図表Ⅲ－３ ブロードバンド市場全体及びＦＴＴＨ市場における地理的区分】



3. 評価・分析の対象とする市場

画定した市場は、原則、全てを評価・分析の対象とする。ただし、ナローバンド市場の競争状況については、固定電話の競争状況とほぼ一致していること、また、ブロードバンド化が進展する中でその重要性が薄れていることから、評価及び分析の対象としない。

4. 評価及び分析の構成

インターネット接続回線サービスについては、はじめに、全体としてのブロードバンド市場の評価及び分析を行い、次に、部分市場としてのＡＤＳＬ市場、ＦＴＴＨ市場及びＣＡＴＶ市場についてそれぞれ評価及び分析を行う。インターネット接続サービスについては、ＩＳＰ市場の評価及び分析を行う。

5. 事業者データの取扱い

（１）ブロードバンド市場全体

ＮＴＴ東日本及びＮＴＴ西日本については、全国ベースではＮＴＴ東西として１者として取り扱う。また、電力系事業者については、各者のデータを合算した上で、「電力系事業者」として１者として取り扱うこととする。

ＮＴＴ東西及び電力系事業者をそれぞれ１者として取り扱う理由は、次のとおりで

ある。すなわち、現状では、N T T東西が東日本地域と西日本地域、電力系事業者が各地域ブロックに分かれてサービスを提供している。この状況において、全国を単一の地理的市場として分析すると、提供区域の重ならないN T T東日本とN T T西日本、また、各電力系事業者間が、あたかも競争関係にあるかのようにみなすことになってしまうためである。電力系事業者については、各者に相互の資本関係がなく、1者として取り扱うことに関して議論の余地はある。しかしながら、利用者の視点からみれば、他地域の電力系事業者のサービスは選択肢たり得ず、この点でN T T東西と同じ状況である。したがって、指標の算出上は1者として取り扱う。

また、C A T V事業者については、複数の事業者が同一のM S Oの傘下にあるとみなされる場合は、契約回線数における事業者シェア及びH H I等の算定において、当該事業者の契約回線数を合算して1グループ会社として取り扱う。

(2) A D S L市場

N T T東日本及びN T T西日本については、全国ベースでは、N T T東西として1者として取り扱う。

N T T東西を1者として取り扱う理由は次のとおりである。すなわち、現状では、N T T東西は東日本地域と西日本地域に分かれてサービスを提供している。この状況において、全国を単一の地理的市場として分析すると、提供区域の重ならないN T T東西があたかも競争関係にあるかのようにみなすことになってしまうためである。

(3) F T T H市場

N T T東日本及びN T T西日本については、全国ベースではN T T東西として1者として取り扱う。また、電力系事業者については、各者のデータを合算した上で、「電力系事業者」として1者として取り扱うこととする。

N T T東西、及び電力系事業者をそれぞれ1者として取り扱う理由は次のとおりである。すなわち、現状では、N T T東西が東日本地域と西日本地域、電力系事業者が各地域ブロックに分かれてサービスを提供している。この状況において、全国を単一の地理的市場として分析すると、提供区域の重ならないN T T東日本とN T T西日本、及び各電力系事業者間が、あたかも競争関係にあるかのようにみなすことになってしまうためである。電力系事業者については、各者に相互の資本関係がなく、1者として取り扱うことには議論の余地がある。しかしながら、利用者の視点からみれば、他地域の電力系事業者各社のサービスは選択肢たり得ず、この点でN T T東西と同じ状況である。したがって、指標の算出上は1者として取り扱う。

(4) CATV市場

CATV市場については、複数の事業者が同一のMSOの傘下にあるとみなされる場合は、契約回線数における事業者シェア及びHHI等の算定において、当該事業者の契約回線数を合算して1グループ会社として取り扱う。

第2章 ブロードバンド市場の主要指標の分析

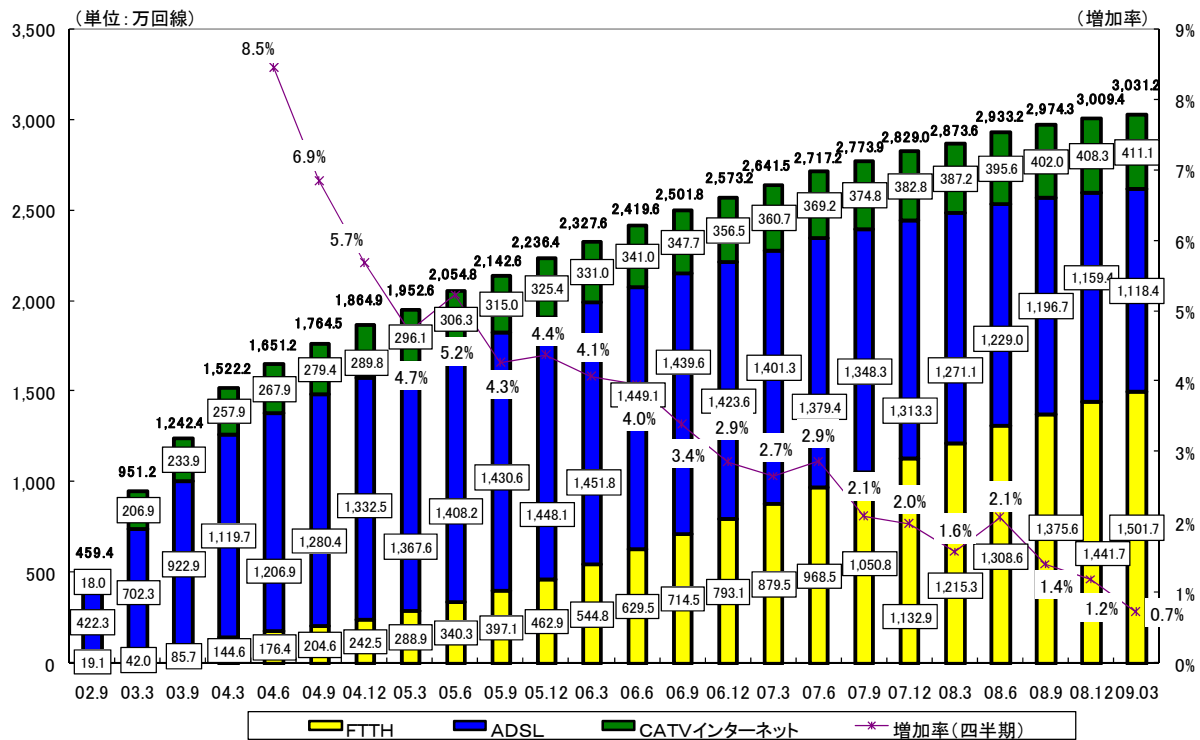
本章では、インターネット接続領域のうち、ブロードバンド市場全体の主要指標を分析する。

1. 市場の規模

(1) 契約回線数の推移

ブロードバンド市場全体では、09年3月末時点の契約回線数は3,031.2万であり、増加を続けているが、増加率は低下している。サービス別にみると、F T T Hが増加を続ける一方、A D S Lは06年3月以降減少している。

【図表Ⅲ－4 ブロードバンド市場における契約回線数の推移】



(注) 04.3以前は一部推計値を含む。

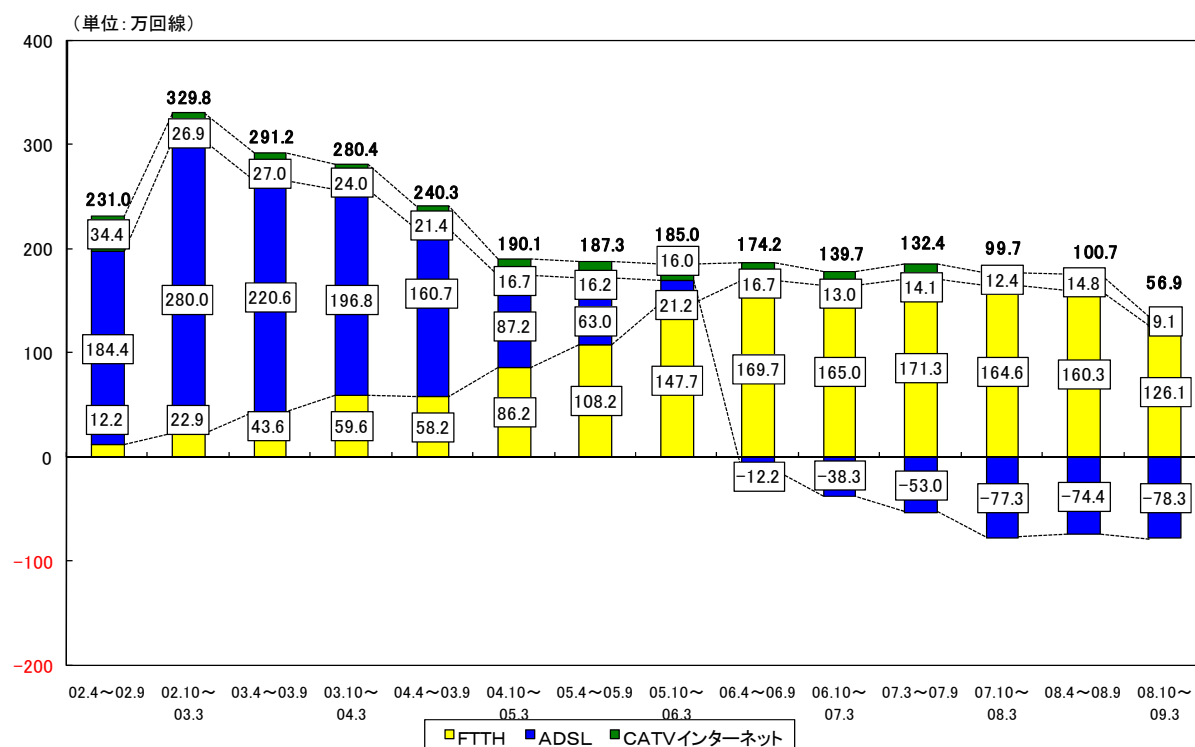
(出所) 総務省資料

(2) 契約回線数の純増数推移

ブロードバンド市場全体における契約回線数の純増数についてみると、A D S Lは07年10月～08年3月期以降70万回線以上の純減が続いている。F T T Hも0

7年3月～07年9月期以降、純増数の減少が続いている。純増数の構成比についてみると、一貫して上昇していたF T T Hの比率が、08年4月～08年9月期に微減に転じている。

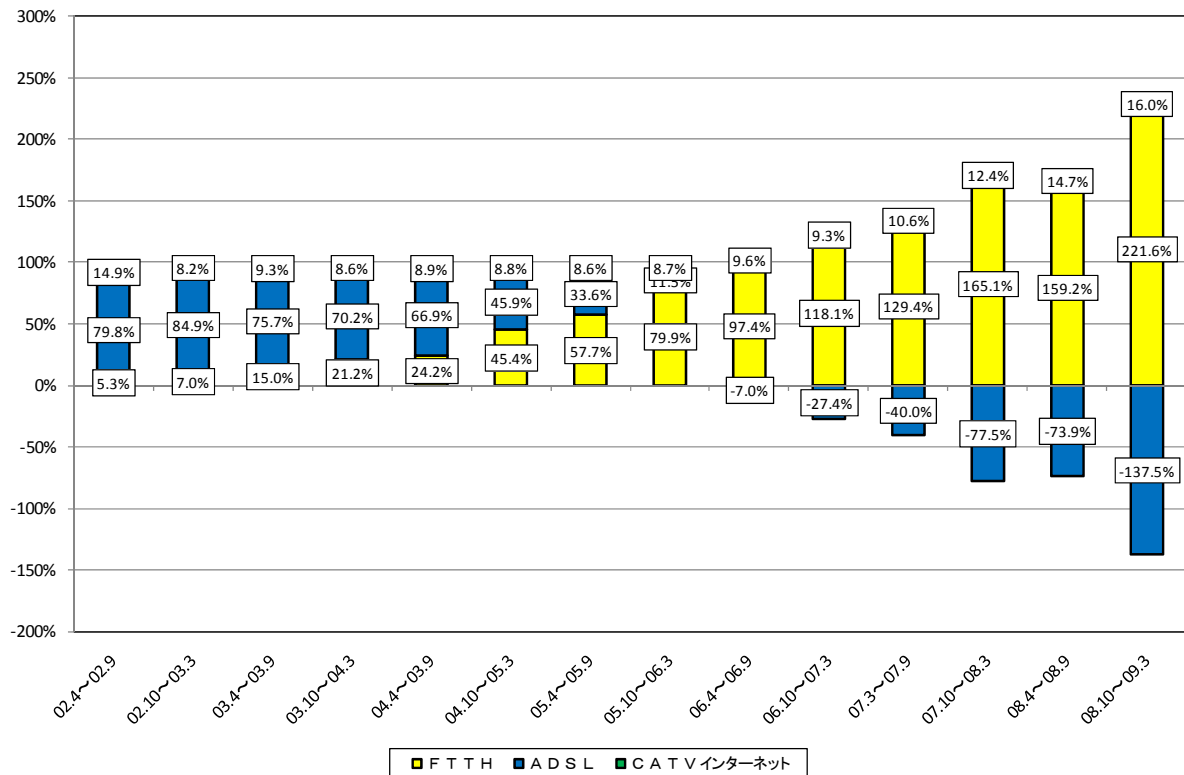
【図表Ⅲ－5 ブロードバンド市場における契約回線数の純増数推移】



(注) 04.3以前は一部推計値を含む。

(出所) 総務省資料

【図表Ⅲ－６ ブロードバンド市場における契約回線数の純増数の構成比】



(注) 04.3以前は一部推計値を含む。

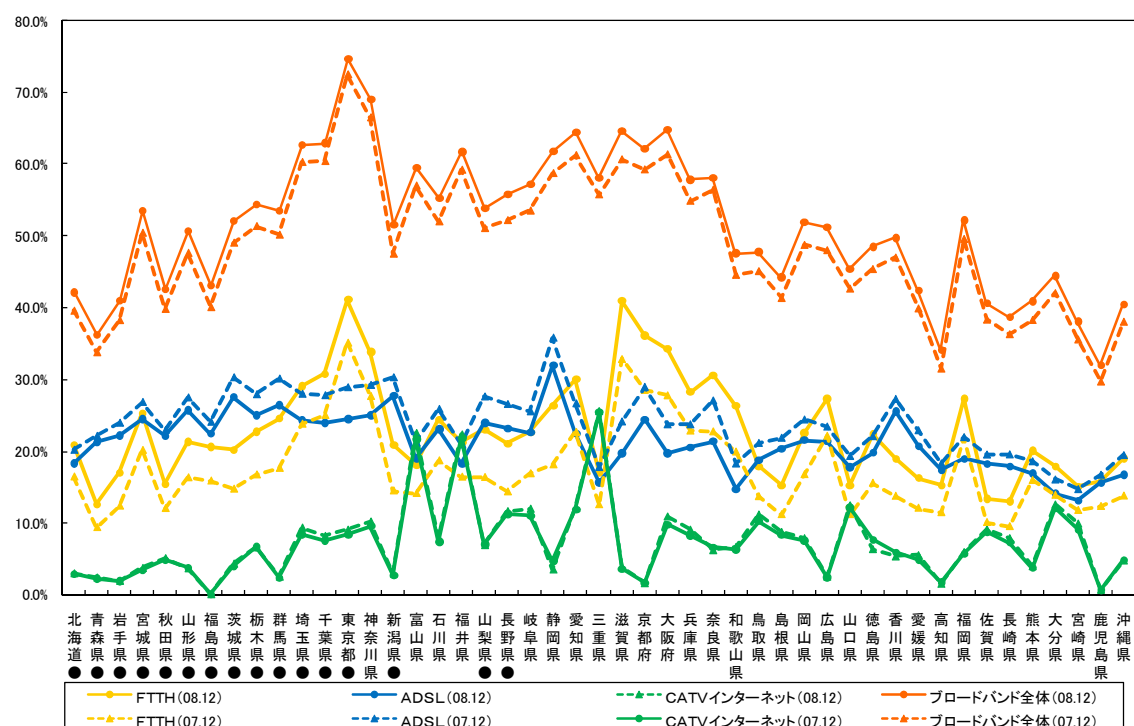
(出所) 総務省資料

(3) 契約回線数の都道府県別普及率

ブロードバンド市場における都道府県別普及率について、07年12月時点と08年12月時点と比較すると、全ての都道府県においてFTTHの普及率は上昇している。一方で、ADSLの普及率は全ての都道府県で低下している。また、FTTHの普及率が高い都道府県は、比較的競争が進展していると考えられる関東及び近畿に集中している。これらの地域では、ブロードバンド全体の普及率も比較的高い。

当期増加率と前期増加率の差分（以下「普及増加率」「普及減少率」という。）についてみると、FTTH普及増加率が高い都道府県はADSLの普及減少率も高く、FTTH普及増加率が低い都道府県はADSLの普及減少率も低いという傾向がある。これは、FTTHの普及が進展している地域においてはADSLからのマイグレーションが活発である一方で、FTTHの普及が途上の地域においてはADSLの解約率が低いことを示しているといえる。また、ブロードバンド市場全体の普及増加率は、全ての都道府県で、07年12月時点の普及増加率に比べ08年12月時点の値が低い。ブロードバンド全体としての普及については、減速の兆候が見られると考えられる。

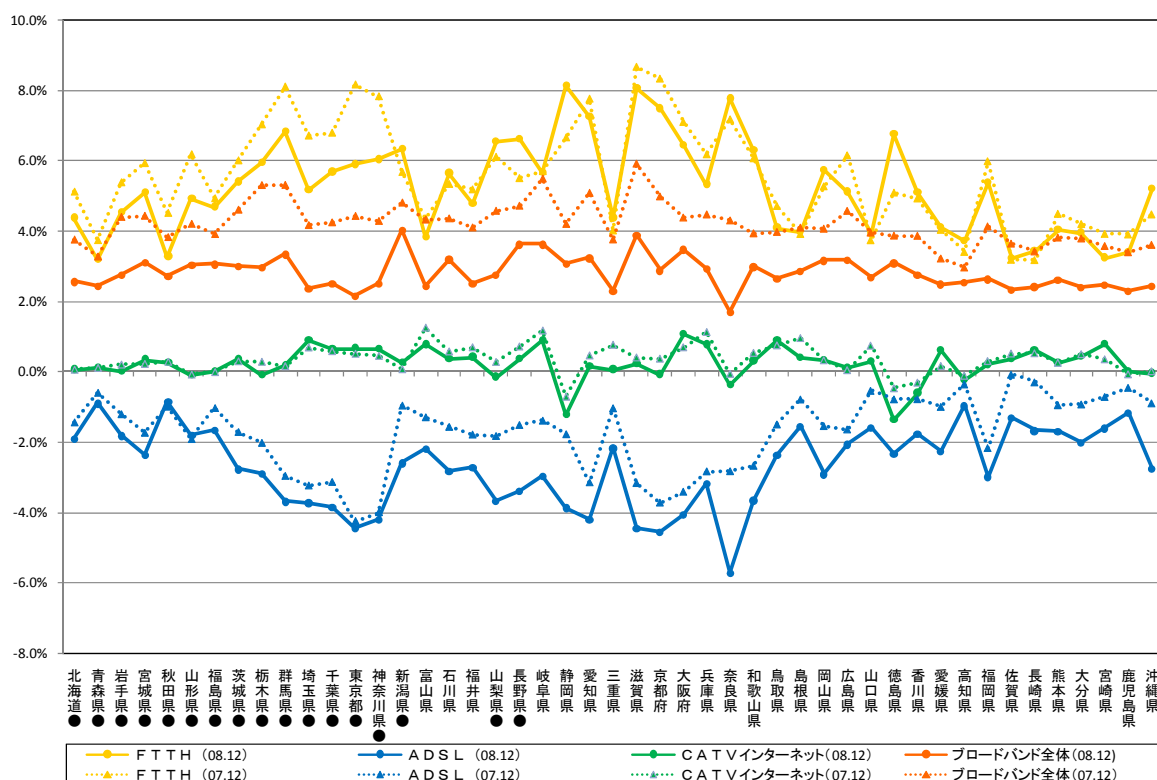
【図表Ⅲ－７ ブロードバンド市場における契約回線数の都道府県普及率】



(注) (当該サービスの契約回線数／都道府県別世帯数) × 100により算出。

(出所) 総務省資料

【図表Ⅲ－８ ブロードバンド市場における契約回線数の都道府県普及増加率】



(注) 当期普及率と前年同期普及率との差分。

(出所) 総務省資料

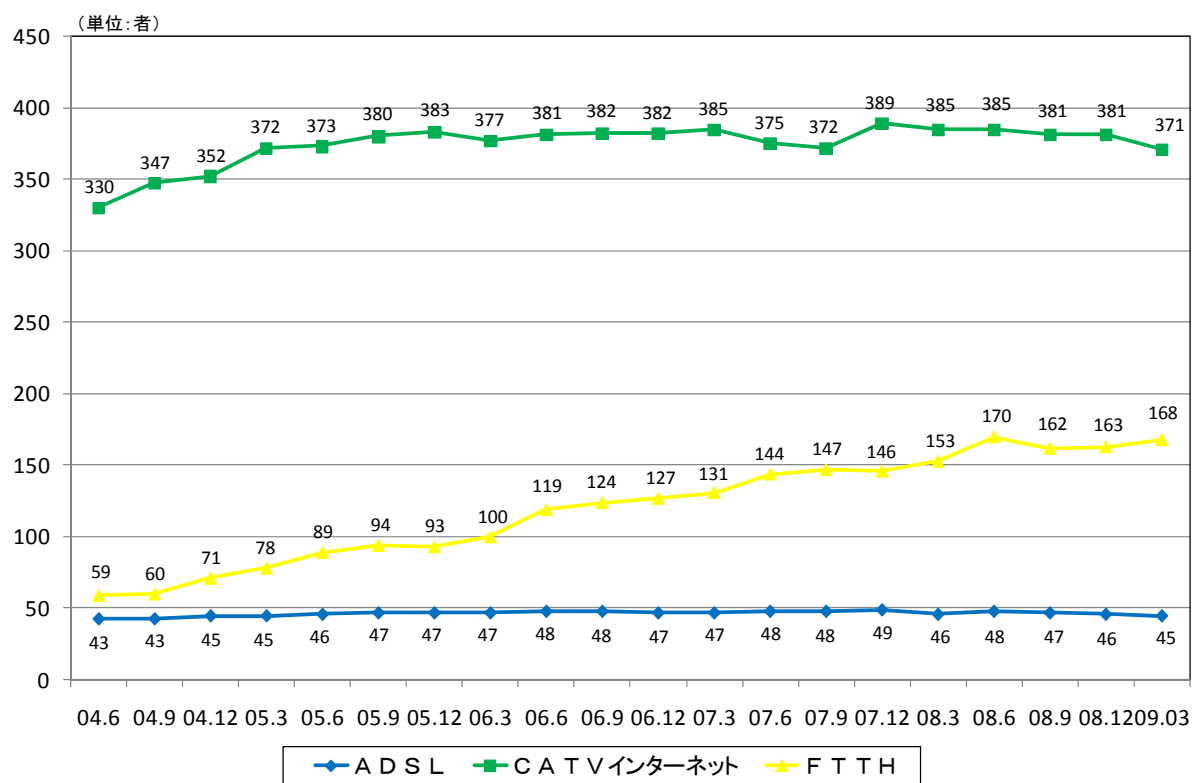
2. 競争状況の分析

(1) 事業者数

ブロードバンド市場における参入事業者数についてみると、ADSL及びCATVは横ばいの傾向、FTTHは08年6月までおおよそ増加していたものの、以降は横ばいの傾向が見られる。

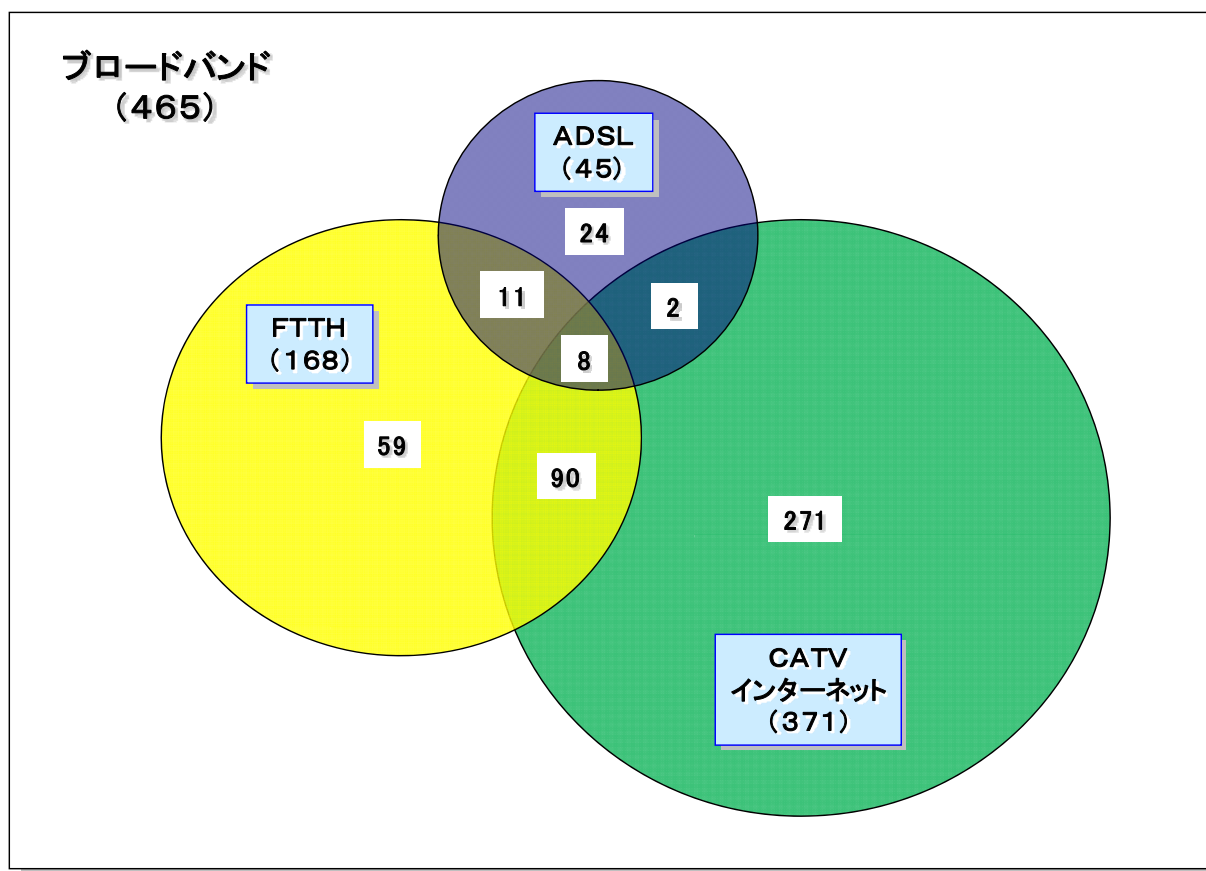
また、サービスの重複提供状況を見ると、ブロードバンド市場全体に参入している事業者数は465者であり、このうち、1サービスのみを提供している事業者が354者（全体の76.1%）、2サービスを提供している事業者が103者（全体の22.2%）、3サービス全てを提供している事業者が8者（全体の1.7%）となっている。

【図表Ⅲ－９ ブロードバンド市場における参入事業者数の推移】



(出所) 総務省資料

【図表Ⅲ－１０ ブロードバンド市場の参入事業者によるサービス重複提供状況】



(出所) 総務省資料

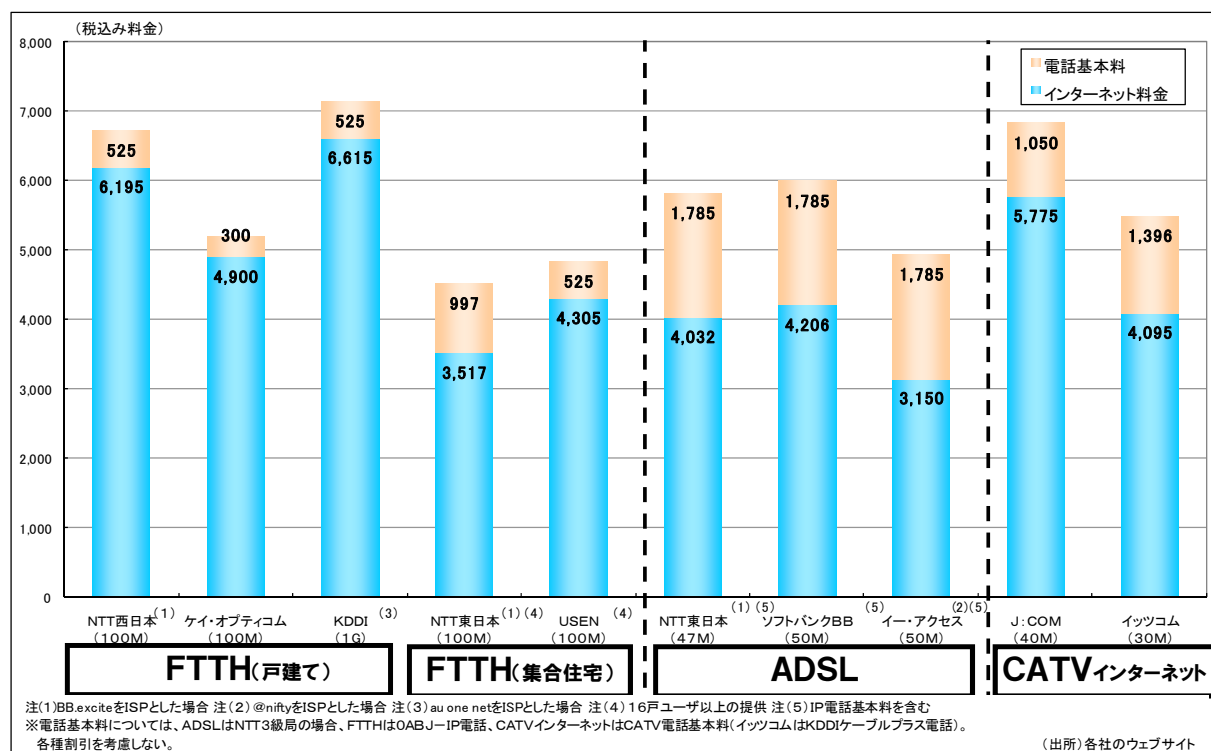
(2) 料金の状況

図表Ⅲ－１１はブロードバンド市場におけるＦＴＴＨ、ＡＤＳＬ及びＣＡＴＶの各サービスにおける主要事業者の料金をグラフ化したものである。

ブロードバンドサービスに関しては、電話やインターネット等の隣接するサービスとセットとなって提供されている場合が多い。したがって、ここでは比較のため、電話基本料を組み合わせた場合（ＦＴＴＨ及びＣＡＴＶの場合はＩＰ電話を利用するものとする）の料金を加えることとする。

図表Ⅲ－１１で比較しているサービスはそれぞれ通信速度が異なるため、料金が異なるのは当然であるといえる。しかしながら、集合住宅向けＦＴＴＨサービスの料金が、ＡＤＳＬよりも低水準である点は、注目される。

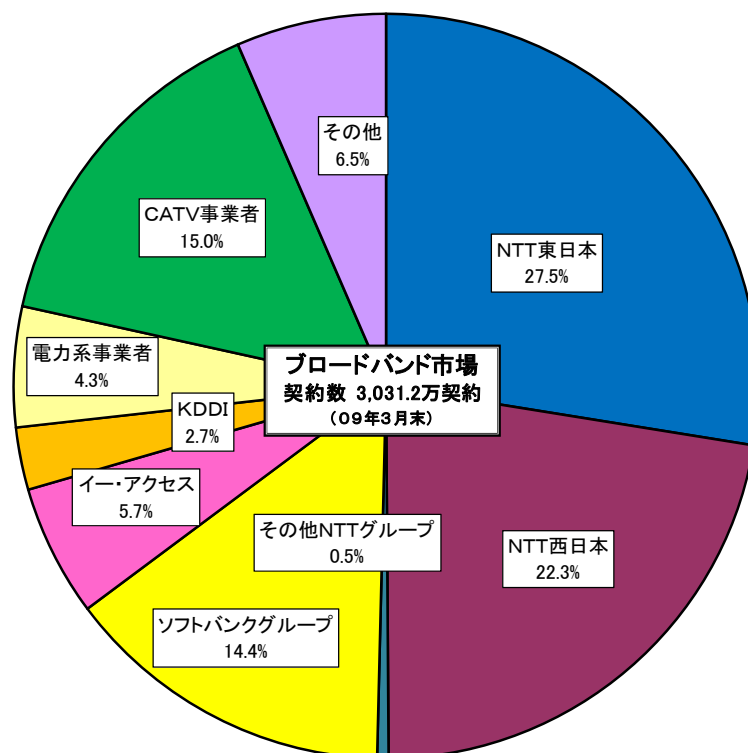
【図表Ⅲ－１１ ブロードバンド市場におけるサービスの利用料金比較（０８年３月末時点）】



(３) 契約回線数の事業者別シェア

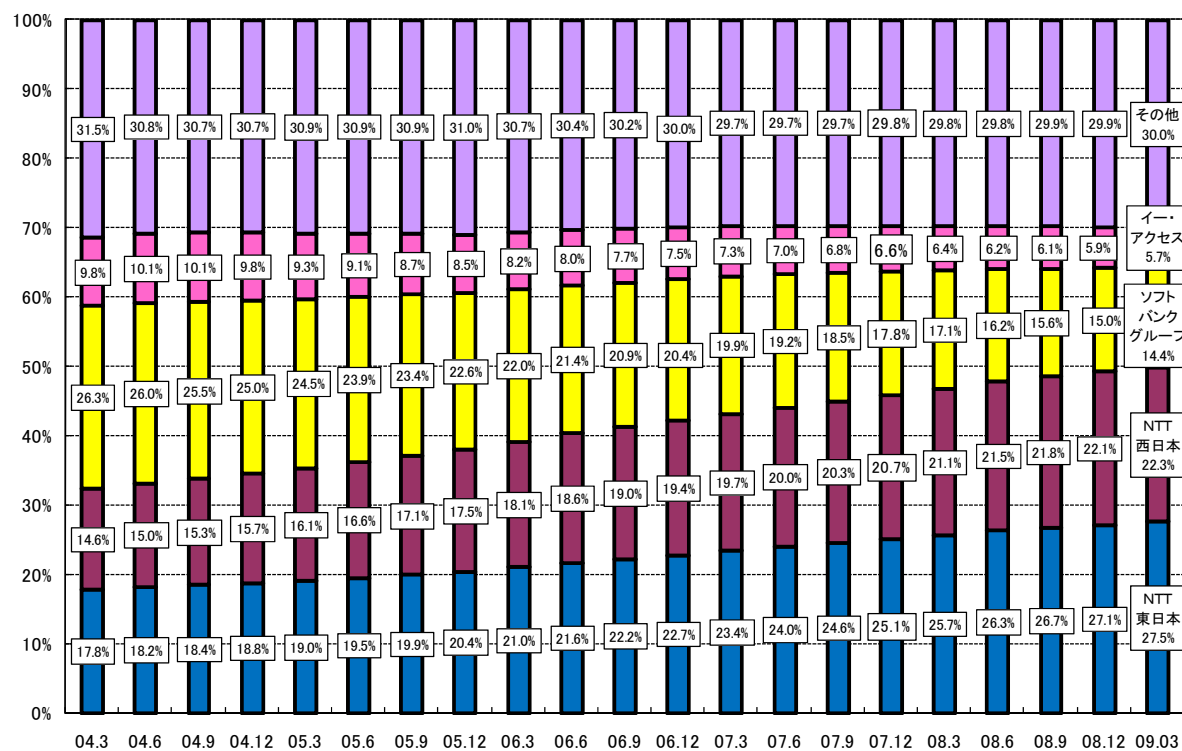
ブロードバンド市場における契約回線数の事業者別シェアについてみると、０９年３月末時点でＮＴＴ東西が４９．８％を占めている。ＮＴＴ東西は、０４年３月以降、他の主要事業者がシェアを低下させているのとは対照的に、一貫してシェアを伸ばしており、５０％に近づいている。詳細は第４章でみるが、契約回線数に占めるＦＴＴＨの比率が伸びる中、そのＦＴＴＨにおいてＮＴＴ東西がシェアを伸ばしていることが直接の原因である。

【図表Ⅲ－１２ ブロードバンド市場における契約回線数の事業者別シェア（０８年１２月末）】



(出所) 総務省資料

【図表Ⅲ－１３ ブロードバンド市場における契約回線数の事業者別シェアの推移】



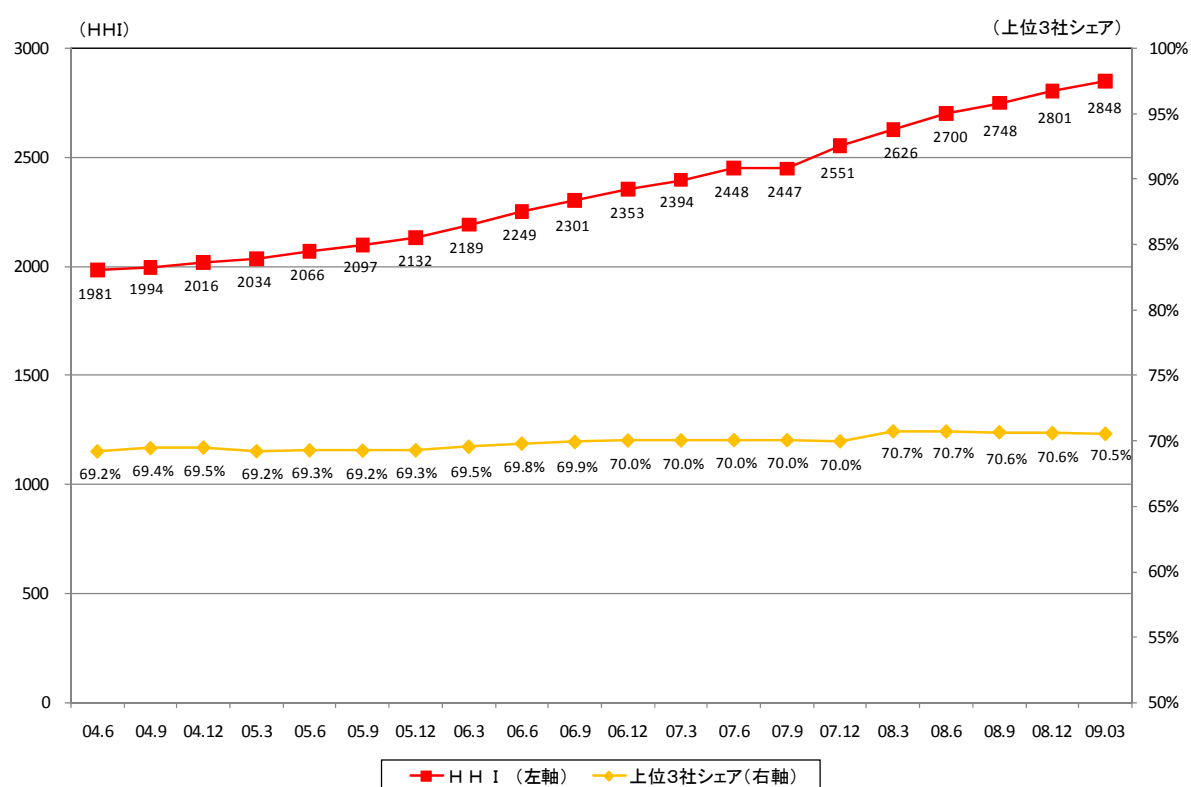
(出所) 総務省資料

（４）市場集中度の推移（上位３者シェア、HHI）

ブロードバンド市場における契約回線数の上位３者シェアは、０９年３月末時点で７０．５％となっている。上位３者シェアは０４年６月から７０％程度の水準を維持している。

また、ブロードバンド市場における契約回線数のHHIは０９年３月末時点で２８４８となっている。HHIは０４年６月から上昇傾向にある。

【図表Ⅲ－１４ ブロードバンド市場における契約回線数の上位３者シェア・HHIの推移】



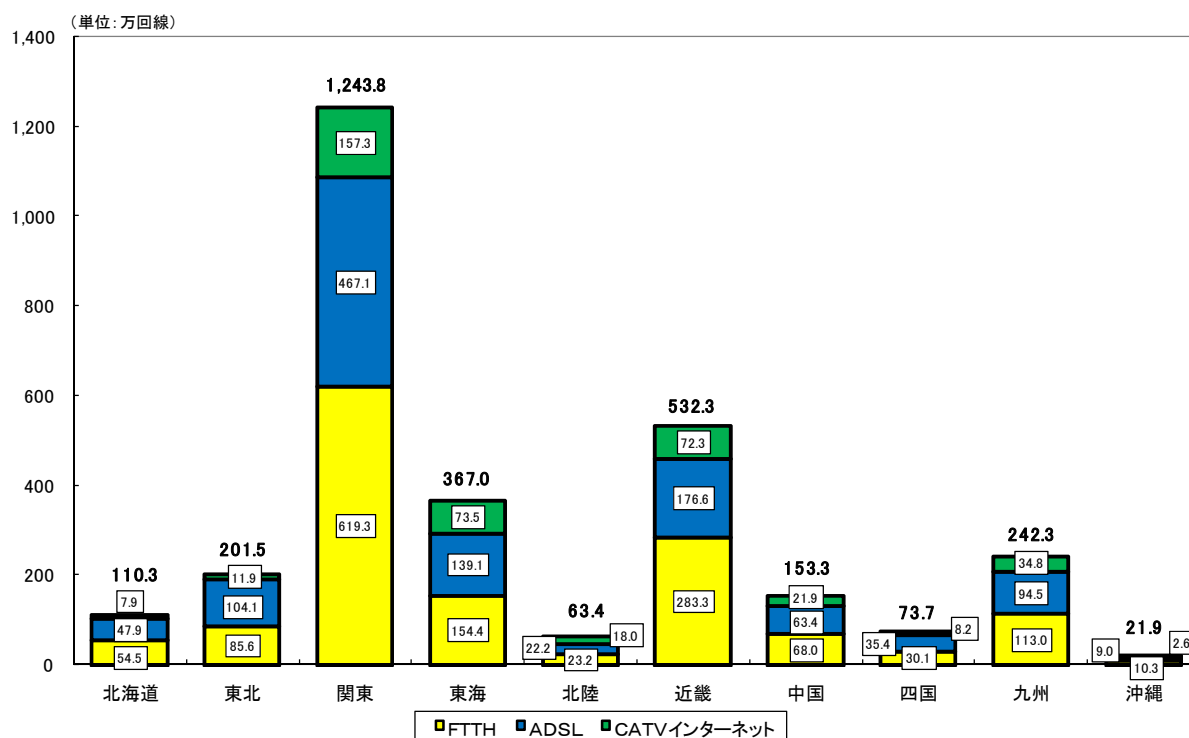
3. 地理的市場別の指標の分析

(1) 地域ブロック別の契約回線数

地域ブロック別の契約回線数についてみると、08年12月末時点で最も多いのは関東で1,243.8万であり、次が近畿で532.3万、さらに東海が367.0万と続いており、契約回線が多い地域は大都市圏に集中している。

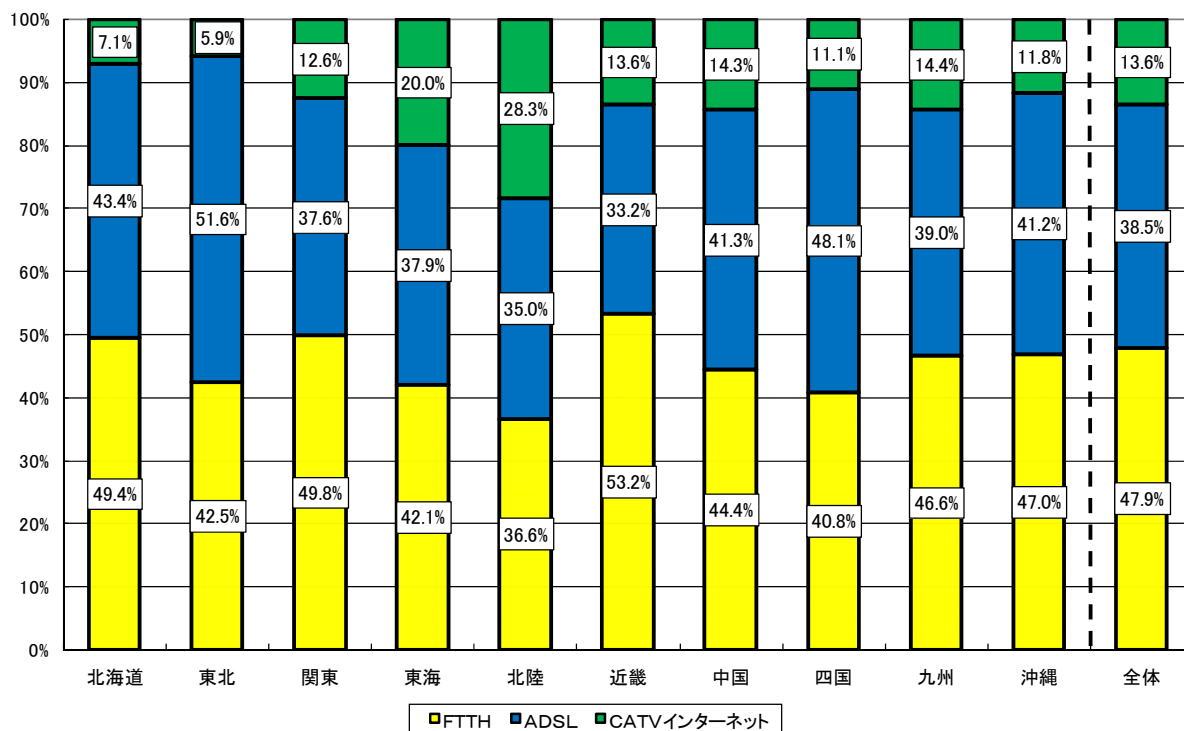
地域ブロックごとのサービス構成率についてみると、ADSL構成率は東北が相対的に高く(51.6%)、FTTH構成率は近畿が相対的に高い(53.2%)。また、CATV構成率は北陸の高さが顕著である(28.3%)。

【図表Ⅲ－１５ ブロードバンド市場における地域ブロック別の契約回線数（08年12月末時点）】



(出所) 総務省資料

【図表Ⅲ－１６ ブロードバンド市場における地域ブロック別契約回線数の構成比（０８年１２月末時点）】



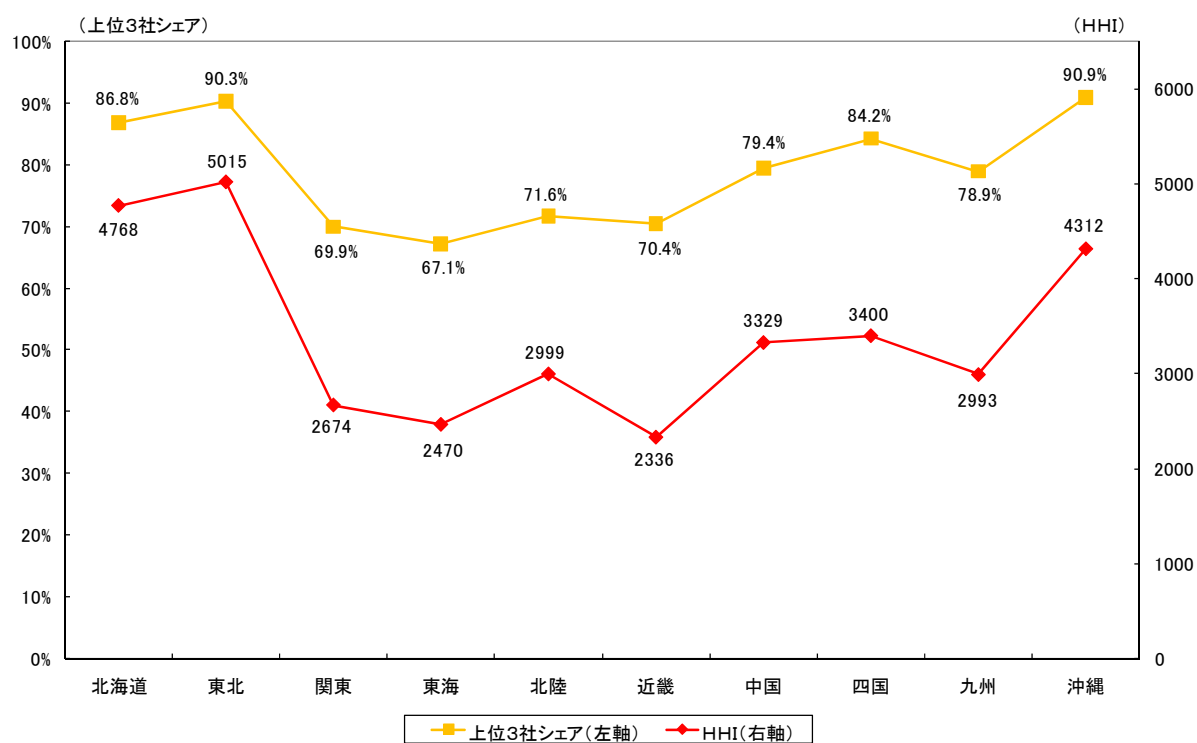
（出所）総務省資料

（２）地域ブロック別の市場集中度（上位３者シェア、HHI）

地域ブロック別の契約回線数の上位３者シェアは、全地域ブロックにおいて６０％以上を占めており、とくに、東北及び沖縄においては９０％を超えている。

一方で、HHIは、地域ブロックごとにばらつきが見られる。関東（２６７４）・東海（２４７０）・近畿（２３３６）は相対的に低水準であり、これらの地域ブロックにおいては他の地域に比べ競争的であるといえる。しかし、上位３者シェアの絶対的水準の高さを勘案すれば、いずれの地域ブロックにおいても、全般的に寡占的であるといえる。

【図表Ⅲ－１７ ブロードバンド市場における地域ブロック別の契約回線数の上位３者シェア・HHI】



(出所) 総務省資料

4. 競争状況の評価

(1) 2008年度の動向

1) 契約回線数

ブロードバンド市場における契約回線数は、09年3月末時点で3,031.2万に達し、増加を続けている。しかし、増加率は低下傾向にあり、08年12月末から09年3月末にかけての増加率0.7%は、04年3月末から04年6月末以降で最も低い増加率である。また、各サービスの構成率についてみると、ADSLのシェアが低下する一方、FTTHのシェアが上昇する傾向にある。

純増数についてみると、08年9月末～09年3月末における純増数は56.9万となっている。08年以降、ADSLの純減が高止まりするなか、FTTHの純増数は減少傾向にあり、全体としての純増数は07年に比べ小さい。

都道府県別に普及増加率についてみると、全ての都道府県においてADSL普及増加率が低下する一方、FTTH普及率が増加していることから、ADSLからFTTHへのマイグレーションは現在でも全国的に進んでいるといえる。しかしながら、FTTHの純増数は減少傾向にあり、マイグレーションのペースには鈍化の傾向が見られる。

2) シェア

ブロードバンド市場に占めるFTTHのシェアの上昇に伴い、FTTHにおいて契約回線数シェアを上昇させているNTT東西はブロードバンド市場全体におけるシェアも上昇させている(09年3月末時点で49.8%)。但し、シェアの伸びは鈍化傾向が見られる(06年4.2%、07年3.7%、08年3.4%)。

他方、ADSLにおいて一定の契約回線数シェアを有しているソフトバンクグループ及びイー・アクセスが、ブロードバンド全体の市場において、NTT東西に次いで2位・3位のシェアとなっている。しかし、ADSL契約回線数全体の純減に伴い、両者のシェアは低下傾向にある。

3) NTT東西によるNGNを利用したサービスの開始(08年3月～)

NTT東西は、08年3月より、ハイビジョン相当のテレビ電話サービスやQoS(Quality of Service)付きの動画配信サービスが実現可能となる次世代ネットワーク

（ＮＧＮ：Next Generation Network）を利用したサービス（「フレッツ 光ネクスト」）を開始しており、０９年６月時点で、東日本地域においては、全ての都道府県の一部地域でサービスが提供されており、西日本地域においては、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県の一部地域でサービスが提供されている。

今後、接続ルールの整備と相まって、ＮＴＴ東西のみならず、接続ルールに基づき当該ＮＧＮを利用してブロードバンド回線サービスを提供する電気通信事業者や「フレッツ 光ネクスト」を利用した映像配信サービスを行うコンテンツプロバイダ等の参入が予想され、ＦＴＴＨを中心とした一層の市場の活性化が期待される。

（２） 市場支配力

１） 市場支配力の存在

① 単独での市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、ＮＴＴ東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現在の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールの存在なしには、契約回線数シェア１位のＮＴＴ東西が単独で価格及びその他の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。

a) 量的基準

ブロードバンド市場におけるＮＴＴ東西の契約回線数シェアは、ＦＴＴＨへのマイグレーションとともにＮＴＴ東西のシェアは一貫して上昇しており、０９年３月末時点で４９．８％に達し、他の競争事業者のシェア（ソフトバンクグループ：１４．４％、イー・アクセス：５．７％）との差を拡大している。

b) その他の主な判断要素

加入者回線合計（メタル回線、光ファイバ回線等の総計）に占めるＮＴＴ東西のシェアは９１．０％（０８年３月末）となっており、ＮＴＴ東西が保有するネットワーク^５における加入アクセス部分は、ボトルネック性を有しているといえる。したがって、競争事業者によるＡＤＳＬ及びＦＴＴＨのサービス提供は、ＮＴＴ東西の加入者回線

^５この場合のネットワークにはブロードバンド向けのネットワークのみならず、ＰＳＴＮ（Public Switched Telephone Networks：公衆交換電話網）や法人向けネットワーク等を含まれている。

の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。

加えて、NTT東西は、ADSLとFTTHの両方を全国的に展開しているほぼ唯一の事業者であり、総合的な事業能力を有しているといえる。

② 複数事業者による市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、シェア上位の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。

a) 量的基準

ブロードバンド市場における契約回線数の上位3者シェアは、09年3月末時点で70.5%であり、市場は寡占的であるといえる。また、上位3者シェアは04年6月末以降、横ばいで推移している。一方で、HHIは、09年3月末時点で2848であり、04年6月末以降上昇傾向にある。これは、上位3者のなかで、シェアの格差が拡大していることを示しており、具体的には、NTT東西のシェアが上昇し、それ以外の事業者のシェアが低下していることを反映している。

b) その他の主な判断要素

ブロードバンド市場全体での契約回線数の伸びが鈍化傾向にあること、ブロードバンド市場に参入している事業者数が横ばい傾向にあること等を考慮すれば、ブロードバンド市場は成熟局面に近づきつつある可能性がある。

また、サービス内容や定額制の料金体系等において、ブロードバンドサービスを提供する事業者間に一定の同質性が生まれる傾向があると考えられる。このような市場環境下では、シェアの格差が拡大した上位事業者間のなかで、シェアを上昇させているNTT東西にとっては、協調のメリットは小さくなっていると考えられる。

2) 市場支配力の行使

① 単独での市場支配力の行使

以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においては、NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は引き続き高くはないものの、固定電話市場からのレバレッジの懸念等があると評価する。

N T T東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。これらの規制は、一定程度有効に機能しており、総合的に見て、ブロードバンド市場においてN T T東西が直ちに市場支配力を行使する状況にはないと考えられる。

しかしながら、成長が続くF T T H市場においてN T T東西がシェアを上昇させている一方で、A D S Lは全体で純減の局面にあり、N T T東西のブロードバンド市場におけるプレゼンスが相対的に高まってきているといえる。

さらに、F T T Hサービスへの加入に際しては、固定電話料金の低廉化やF T T Hサービスとの一括請求メリットをもたらすO A B J－I P電話とのセット提供が行われている。このセット提供は、固定電話市場でのシェア減少の歯止めとなるとともに、F T T H市場におけるN T T東西のシェア上昇に繋がっている可能性がある。セット提供自体が直ちに競争上問題となるものではないが、設定された価格水準等の提供条件について引き続き注視すべきである。

また、N G Nに関しては、N G Nサービス提供地域において新たに「ひかり電話」を申し込む場合に「フレッツ 光ネクスト」の加入が必要とされており、こうした形でのセット提供が消費者の選択肢を狭める可能性にも留意が必要である。

加えて、N T T東西は、N T T加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もある⁶。このように、N T T東西による固定電話市場からF T T H市場へのレバレッジ等によって、F T T H市場で市場支配力を行使することへの懸念がある。

② 複数の事業者による市場支配力の行使

以下の要素等を総合的に勘案し、シェア上位の複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。

⁶ N T T加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性について、「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）の公表」（09年2月25日報道発表）においては、加入電話移転・転居の手続の際のフレッツ光サービス営業の指摘や顧客情報のフレッツ光サービス営業への利用のおそれ（意見48～50）について、活用業務の認可の条件や実施の際の措置に抵触するものでありN T T東西へのルールの周知・徹底、N T T東西の運用等の注視を行うこととされている。

ブロードバンド市場は穏やかな拡大を続けており、規模の経済性やネットワーク外部性が働きやすい市場であり、事業者間でのシェア獲得競争は引き続き展開されると考えられる。

また、従来の競争状況や、上位事業者の間でシェア 1 位と 2 位以下の格差が拡大している点に鑑みれば、複数事業者間での協調関係を考慮する必然性が高いとは言えない。

ただし、F T T H へのマイグレーションには鈍化の傾向が見られ、ブロードバンド市場において大幅な新規加入の獲得は難しいと考えられるため、シェア競争に関しては変化が生じる可能性もあるため、今後の市場動向を注視する必要がある。特に、A D S L の契約回線数は純減傾向にあり、当該部分市場においては、事業者が協調に向かう可能性が相対的に高いと考えられる点に留意が必要である。

（３）利用者の観点からの考察

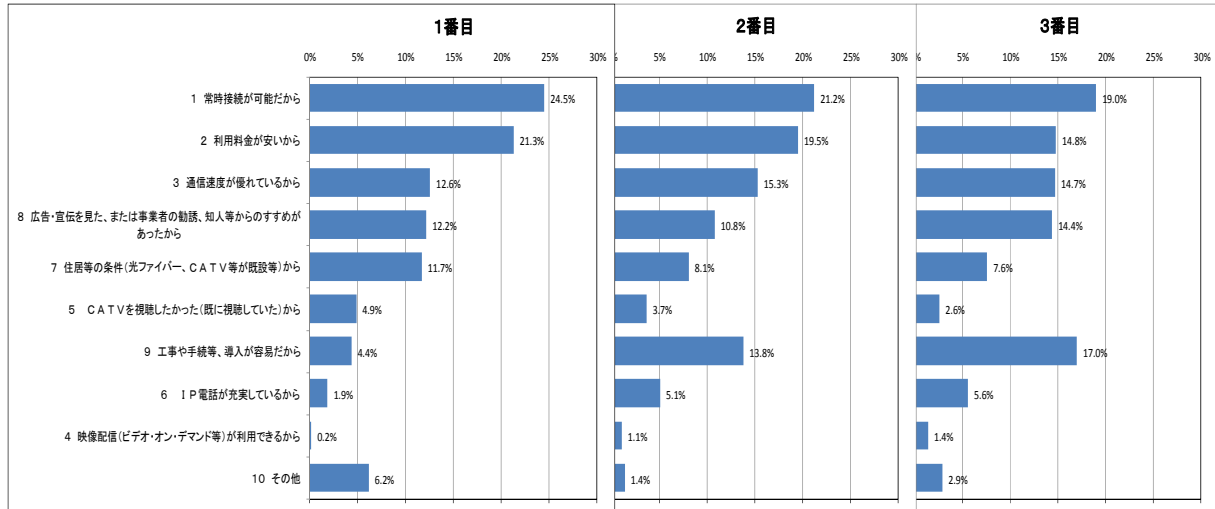
インターネット接続領域に関する利用者の意向について、「平成 20 年度電気通信サービスモニターに対する第 2 回アンケート調査」の結果をもとに考察する。

図表Ⅲ－18 に示した調査結果からは、インターネット接続回線サービスを選択する理由のうち上位を占めるものとして、常時接続、利用料金、通信速度といったサービス条件に関するものが上位を占めている。また、工事や手続等導入の容易さを理由の 2 番目及び 3 番目に挙げている回答者が比較的多い。また、図表Ⅲ－19 に示した調査結果からは、事業者を選択する理由として利用料金を 1 番目の理由に挙げている回答者が多く、工事や手続等導入の容易さを 2 番目及び 3 番目に挙げている回答者が多い。

また、工事や手続等については、事業者の選択理由において 2 番目、3 番目に挙げた回答者数が昨年度調査と比較して増加している⁷。モニター調査であるという点で、一定の留意が必要であるものの、アンケート結果は、料金やキャンペーン等に加え工事や手続等が事業者選択上重要度を高めていることを示しているとも考えられる。

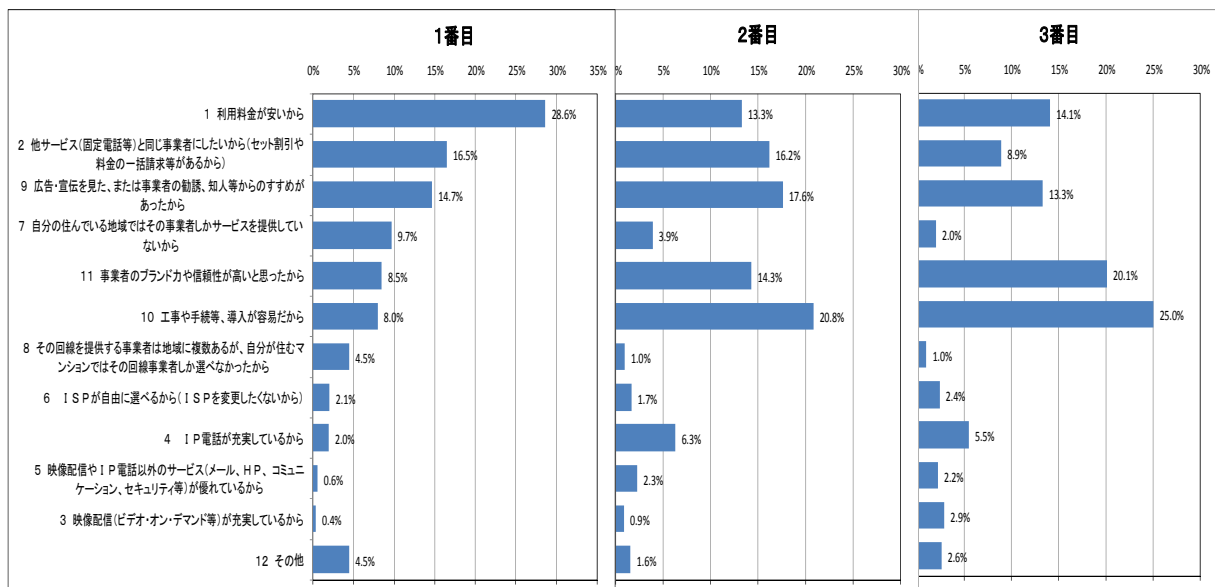
⁷事業者の選択理由に工事・手続きを 2 位及び 3 位に挙げた回答者の比率はそれぞれ、平成 19 年度 15.2%、15.8% から平成 20 年度は 20.8%、25.0% となっている。なお、F T T H サービスの屋内配線の転用に関するルールについて情報通信審議会において検討が行われている。（09 年 2 月 24 日諮問第 1210 号「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（http://www.soumu.go.jp/main_content/000010517.pdf）参照。）

【図表Ⅲ－１８ 現在加入しているインターネット接続回線を選択した理由】



(出所) 総務省「平成20年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査」結果

【図表Ⅲ－１９ 現在加入しているインターネット接続事業者を選択した理由】



(出所) 総務省「平成20年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート調査」結果

（４）今後の注視事項

ブロードバンド市場におけるＮＴＴ東西のシェアは、ＦＴＴＨ市場でのシェア伸張に伴って長期的に上昇傾向にある。これに伴って、ブロードバンド市場における卸売市場の構造が変化していると考えられ、この状況がさらに続いていく場合に、ブロードバンドの急速な普及をもたらした競争を通じた市場のダイナミズムに対して負の影響を及ぼすことも懸念される⁸。従って、現行の競争ルールに関しても、市場の環境変化を考慮に入れた不断の点検が行われるべきである。この点については、競争セーフガード制度の運用に加え、情報通信審議会での検討⁹などが進められているため、当面その検討結果を注視すべきである。

上記に関連して、市場における競争動向の変化に関する分析も重要である。まず、ブロードバンド市場における契約回線数の純増数の鈍化傾向が挙げられる。ブロードバンド市場の拡大の鈍化が、市場の成熟によるものである場合、サービス提供を行う事業者間の協調に結びつく場合も考えられるため、分析を深めることが必要である。

また、ＡＤＳＬからＦＴＴＨへのマイグレーションについて鈍化の傾向が見られる点も重要な変化である。例えば、サービスや事業者の選択で重視されている利用料金については、集合住宅ではＦＴＴＨがＡＤＳＬよりも低水準にある。このような料金面での優位性にもかかわらず、マイグレーションに鈍化の傾向が見られる要因について分析を深める必要がある。また、このことが、ＦＴＴＨ市場でシェアを拡大しているＮＴＴ東西の市場支配力にどのような影響を及ぼすのかについては多角的に分析を行う必要がある。

さらに、ＮＴＴ東西によるＮＧＮを利用したサービス「フレッツ 光ネクスト」の開始がブロードバンド市場に与える影響について注視すべきである。同サービスは、未だ普及段階にあると考えられるものの、今後利用が拡大していくことが見込まれることから、固定電話市場からのレバレッジの可能性などに関しては今後も注視すべきである。また、ＩＰｖ６移行に伴うＮＴＴ東西のＮＧＮとＩＳＰとの間の接続方式の変化がＩＳＰ部分市場に大きな影響を及ぼす可能性があり¹⁰、この点については、現在進められている事業者間の協議や政策的な動向を含めて注視する必要がある。

⁸ 自ら保有する加入者回線を自己のサービスに提供しているものの全加入者回線に占める割合は、ＡＤＳＬの３７．５％に対し、ＦＴＴＨは８９．６％となっている。詳細は電気通信事業分野における競争状況の評価２００７Ⅵ「事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析」第３章「ブロードバンドに係る卸売市場の分析」を参照。

⁹ ０９年２月２４日情報通信審議会諮問第１２１０号「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（http://www.soumu.go.jp/main_content/000010517.pdf）参照。

¹⁰ 「インターネット政策懇談会報告書」（総務省、０９年２月２３日公表）

（http://www.soumu.go.jp/main_content/000009979.pdf）を参照。

この他、技術革新によるブロードバンドサービスの多様化について、引き続き注視する必要がある。特に無線を利用したブロードバンドについては、HSDPA¹¹によるデータ通信カードを利用するブロードバンドサービスの普及が拡大しており、また、WiMAXや次世代PHS等のサービス提供が可能となる広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）等の無線ブロードバンドが本格的にサービス提供される¹²。これらの新たなサービスが加わることによるブロードバンド市場への影響等について注視していく必要がある。

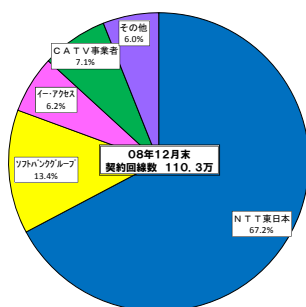
また競争状況の評価を行い政策にフィードバックする観点からは、従来のブロードバンド政策の効果の検証も重要である。専門家との連携の下、パネルデータなどを用いた分析等による政策効果の検証についても、今後、積極的に取り組むべきである。

¹¹ HSDPA（High-Speed Downlink Packet Access）：第3世代携帯電話の通信技術であるW-CDMAに追加して実装する技術。W-CDMAより高度な変調方式を用いることにより、端末の受信状況がよい場合には、より多くの信号を送ることを可能としたもの。

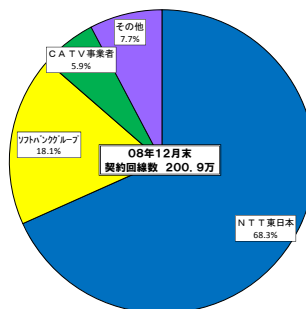
¹² UQコミュニケーションズ株式会社（09年2月から）及び株式会社ウィルコム（09年4月から）がエリア限定サービスを開始している。

【参考Ⅲ－１ 地域ブロック別の主要指標（ブロードバンド市場・０８年１２月末時点）】

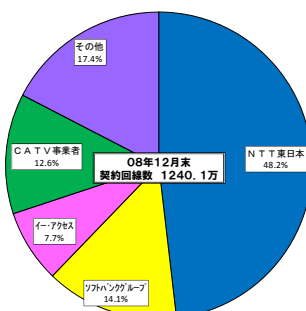
1 北海道



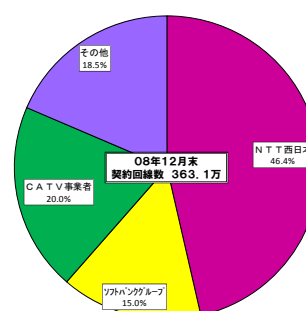
2 東北



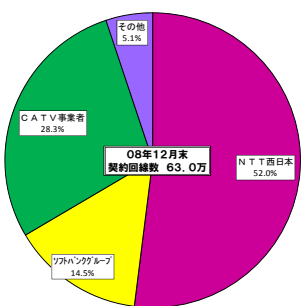
3 関東



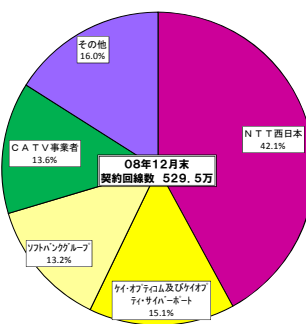
4 東海



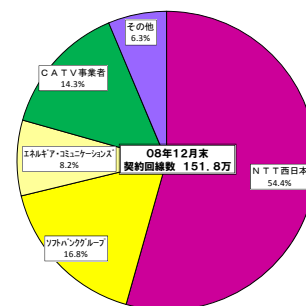
5 北陸



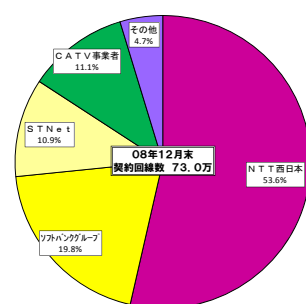
6 近畿



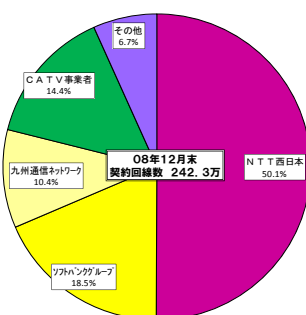
7 中国



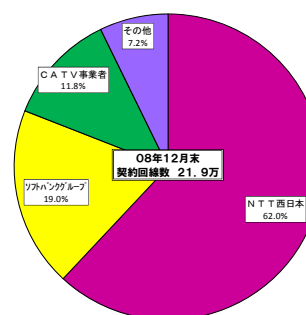
8 四国



9 九州



10 沖縄



（出所）総務省資料

第3章 部分市場としてのADSL市場の主要指標の分析

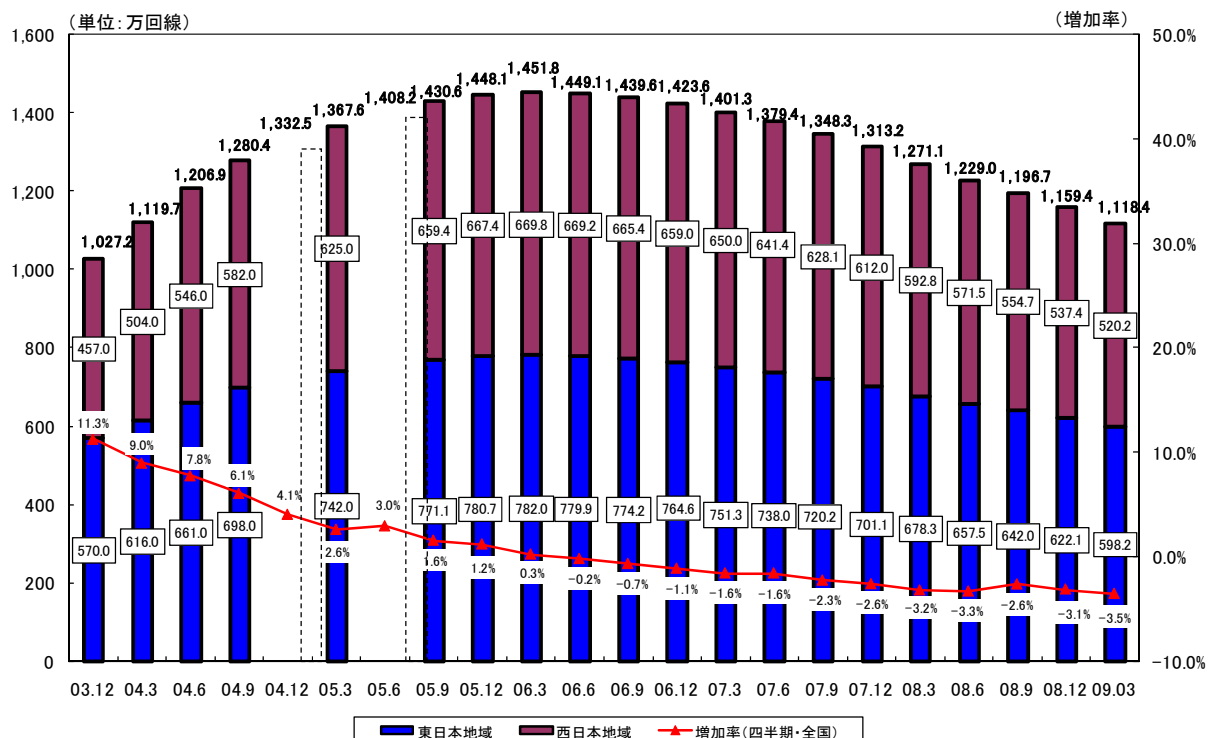
本章では、インターネット接続領域のうち、部分市場としてのADSL市場の主要指標を分析する。

1. 市場の規模

(1) 契約回線数の推移

ADSL市場全体では、09年3月末時点の契約回線数は1,118.4万であり、06年6月以降減少を続けている。

【図表Ⅲ－20 ADSL市場における契約回線数の推移】



(注1) 04.3以前の東西別の数値は一部推計値が含まれる。

(注2) 04.12及び05.6の地域別の契約回線数については、電気通信事業報告規則において都道府県別データの集計を行っていないため未算出。

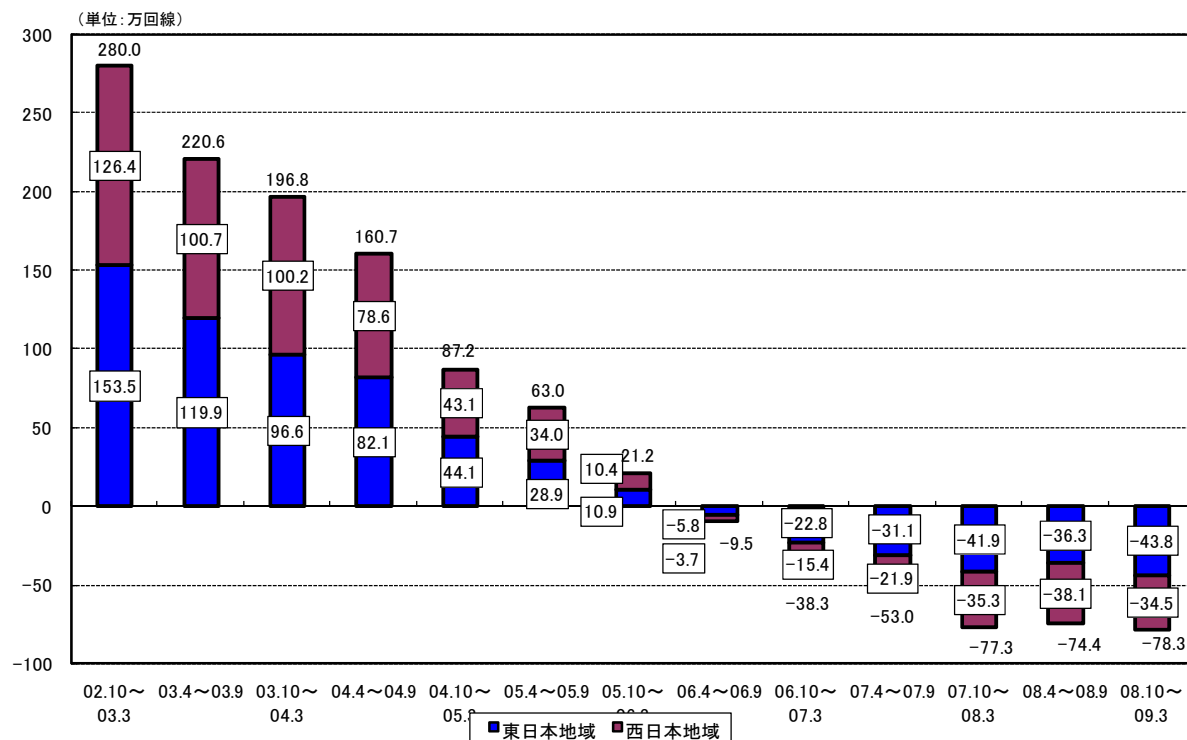
(出所) 総務省資料

(2) 契約回線数の純増数推移

ADSL市場全体における契約回線数の純増数についてみると、06年4月～06

年９月期以降純減に転じ、０７年１０月～０８年３月期以降は７０万回線台の純減である。この純減の傾向は東日本地域・西日本地域の別に関係なく共通した傾向である。

【図表Ⅲ－２１ ＡＤＳＬ市場における契約回線数の純増数推移】



(注) ０４．３以前の東西別の数値は一部推計値が含まれる。

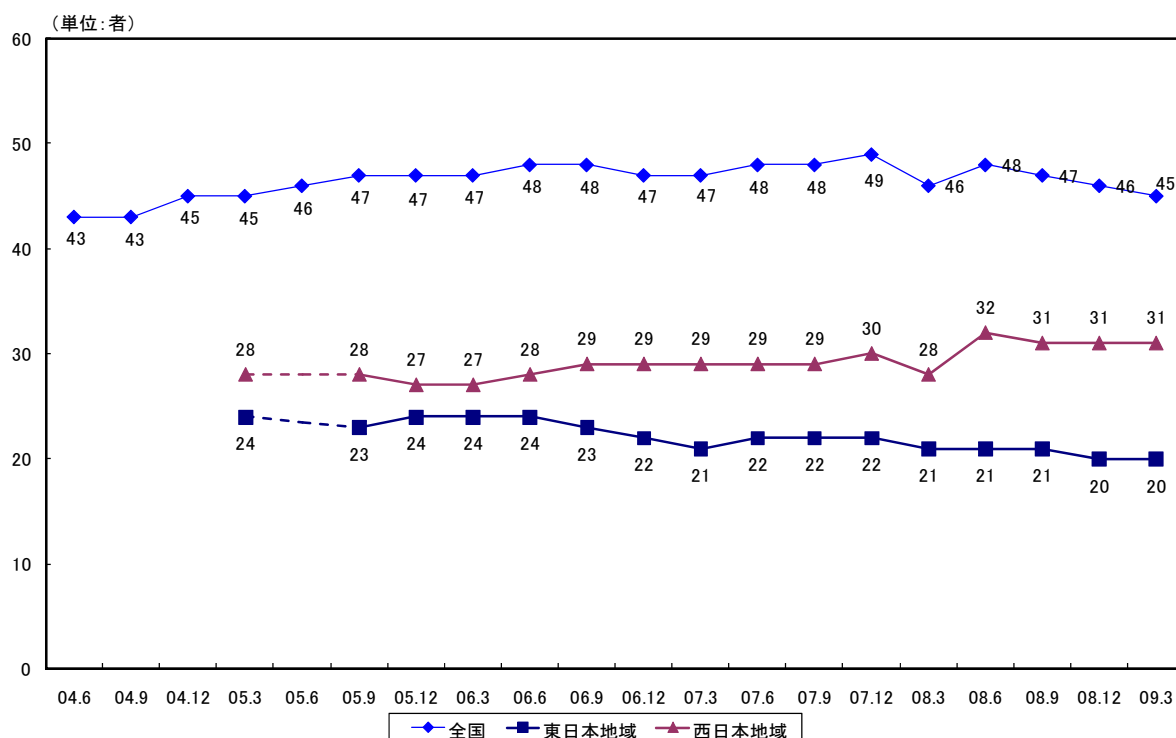
(出所) 総務省資料

2. 競争状況の分析

(1) 事業者数

A D S L 市場における参入事業者数についてみると、近年は横ばいで推移している。

【図表Ⅲ－２２ A D S L 市場における参入事業者数の推移】



(注1) 04年6月以降に報告規則に基づき契約数の報告を受けた事業者の数を示す。東日本地域及び西日本地域の事業者数については、報告規則における提出時期の関係上、05年3月末時点からの把握となっている。

(注2) 05.6の地域別参入事業者数については、電気通信事業報告規則において都道府県別データの集計を行っていないため未算出。

(出所) 総務省資料

(2) 料金の状況

1) 料金水準の変化

図表Ⅲ－２３は主要事業者の料金推移をグラフ化したものである。

N T T 東西及びイー・アクセス (@ n i f t y) が、01年9月のソフトバンク B B の市場参入に前後して当時提供中のサービス (N T T 東西は1.5 M b p s と 8 M b p s、イー・アクセス (@ n i f t y) は1.5 M b p s) の料金を値下げした時

期以降、値下げを行った例は少ない。

また、ADSLは技術革新による高速化のペースが速く、高速サービスが既存のサービスとほとんど差のない料金で次々に市場投入されてきたが、06年以降、サービスの高速化は見られない。一方で、イー・アクセス（@nifty）はエントリーコース（960kbp/s相当）とライトコース（5Mbps相当）の新規受付を08年8月に終了しており、低速のADSLサービスは終了する方向にある。

基本料金に変更がない場合であっても、新規顧客獲得のために、初期費用や加入後2～3ヶ月間の基本料を無料にするといった販売促進キャンペーンが一般化しており、これらのキャンペーンには実質的な値下げの側面があるが、近年このようなキャンペーンはFTHを中心に展開されている。

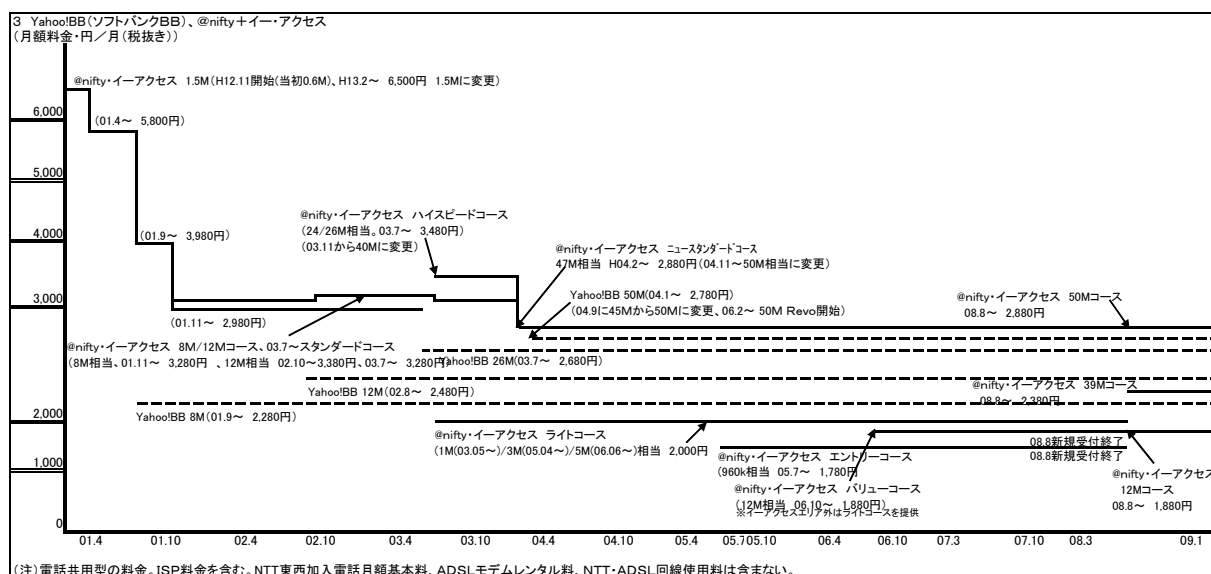
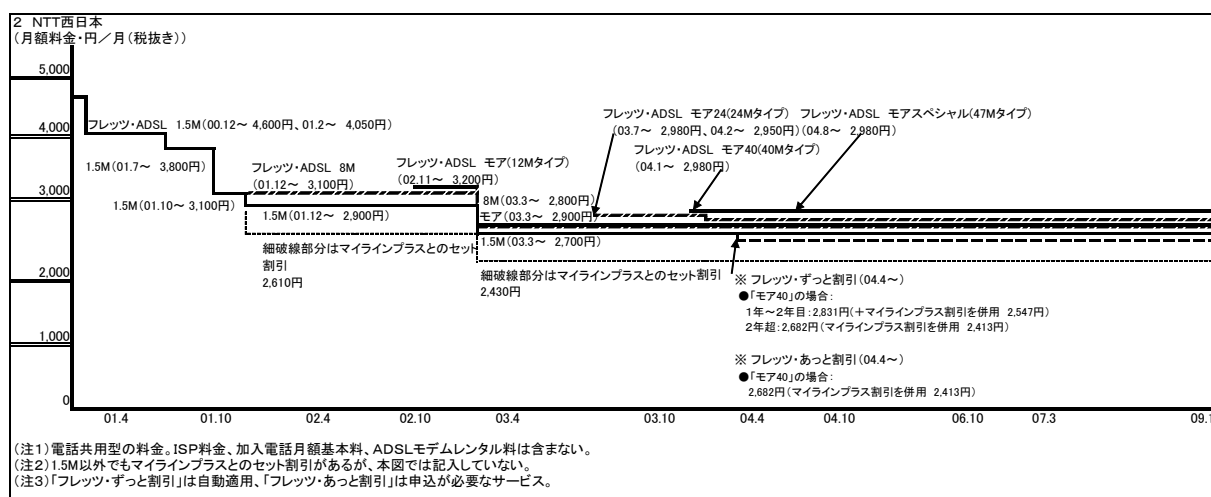
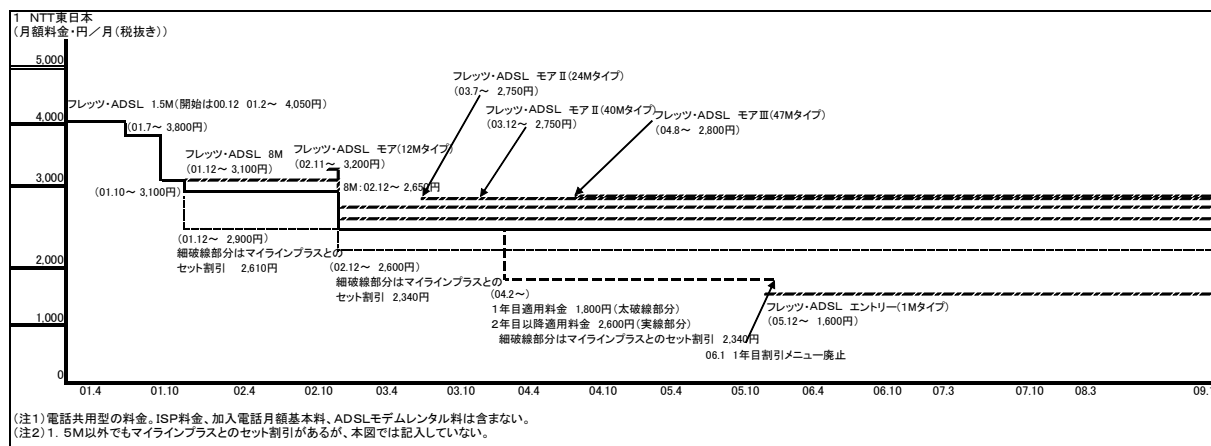
このように、名目上の料金水準には02年以降ほとんど変化は見られず、また、性能や品質、さらにはキャンペーンやセット割引を考慮した実質的な料金についても下げ止まりの状況にある。

2）東日本地域／西日本地域における料金水準

地域別の料金を把握するために、ここではNTT東西の料金推移を比較する。02年11月の12Mタイプのサービス提供開始までは、両社は同一料金を設定していたが、03年3月以降は異なる料金によるサービス提供を行っている。

図表Ⅲ－23によると、NTT西日本の方が料金水準は高くなっているが、NTT西日本はNTT東日本が提供していない割引サービスも提供しており、割引適用後の料金では、同水準ないしNTT西日本の方が割安になっている。

【図表Ⅲ－２３ ADSLの料金の推移（東日本地域／西日本地域におけるシェア上位３者）】



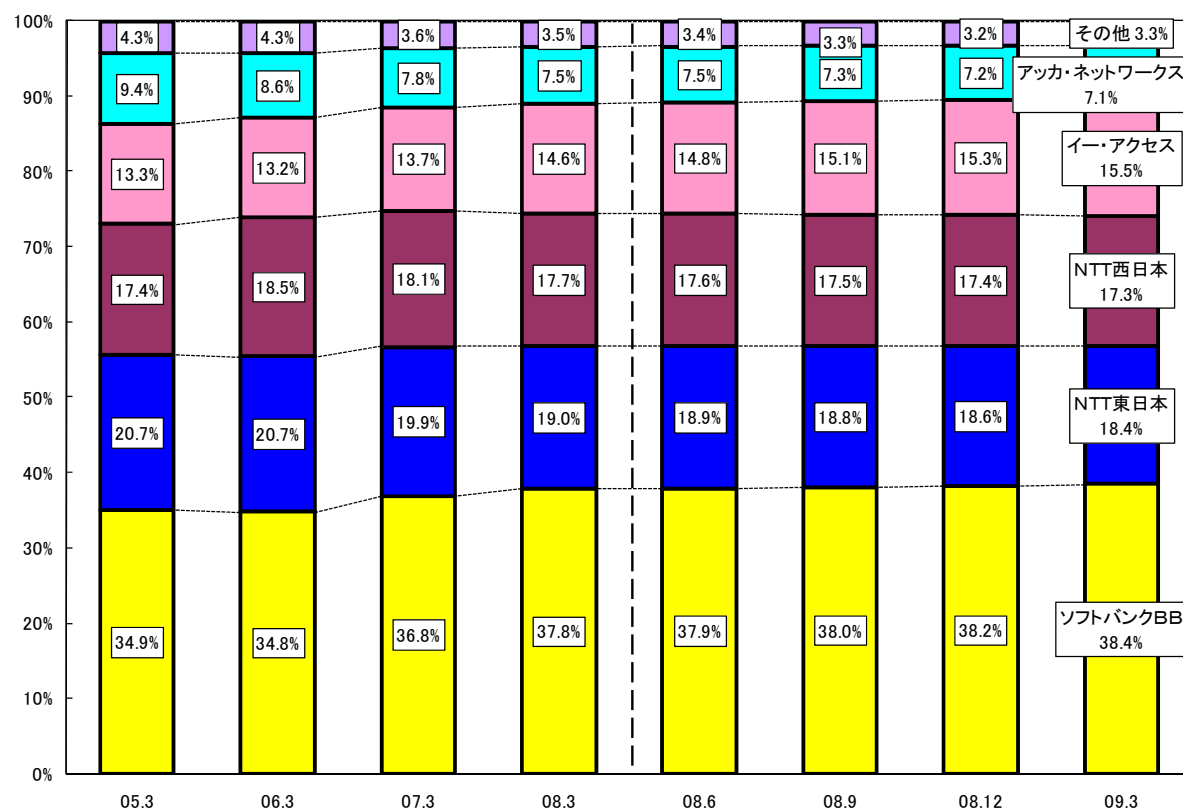
(出所) 対象事業者HP

（３）契約回線数の事業者別シェア

A D S L市場における契約回線数の事業者別シェアについてみると、全国では０５年３月以降、ＮＴＴ東西がシェア１位を占めていたが、その後ＮＴＴ東西のシェアは低下し、０７年９月時点でソフトバンクＢＢと並び、０７年１２月時点でソフトバンクＢＢが逆転した。以降は、ソフトバンクＢＢがシェア１位となっている。

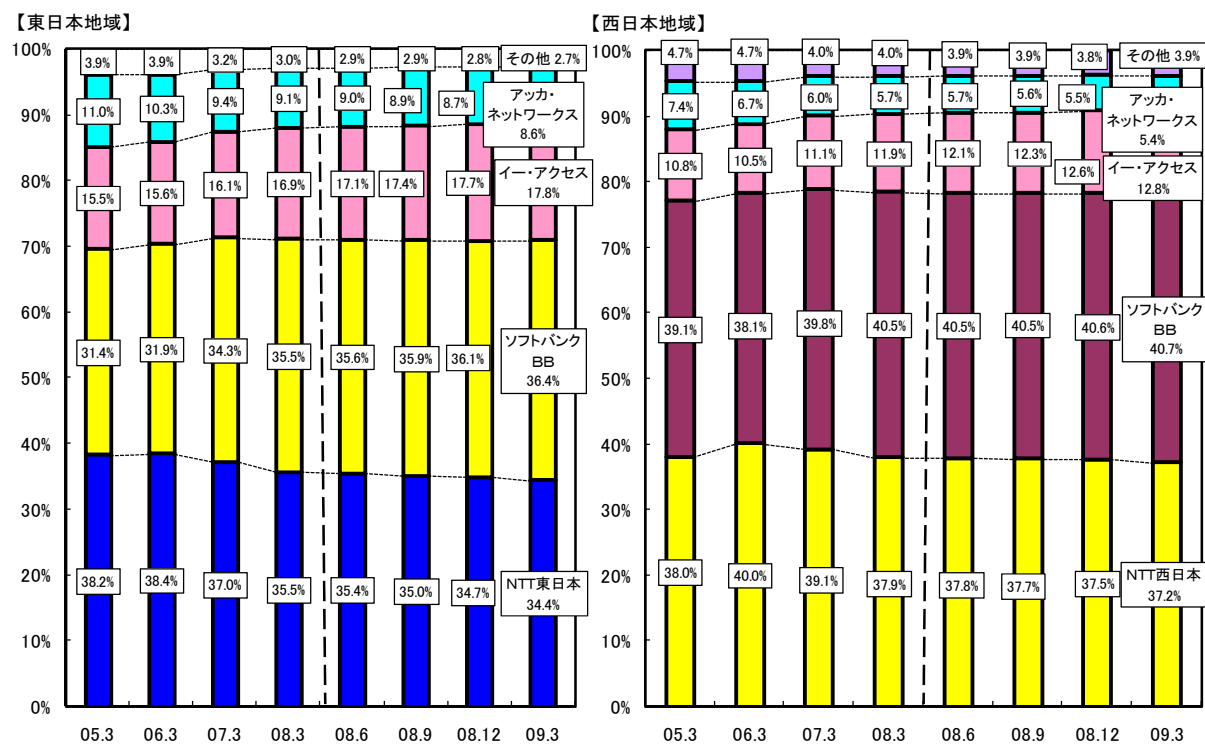
地域別で見ると、東日本地域においては、０９年３月時点においてもソフトバンクがシェア１位となっている。他方、西日本地域においては、０８年６月以降、ソフトバンクＢＢとＮＴＴ西日本のシェアが拮抗している。

【図表Ⅲ－２４ A D S L市場における契約回線数の事業者別シェアの推移（全国）】



（出所）総務省資料

【図表Ⅲ－２５ ADSL市場における契約回線数の事業者別シェアの推移（東日本地域／西日本地域）】



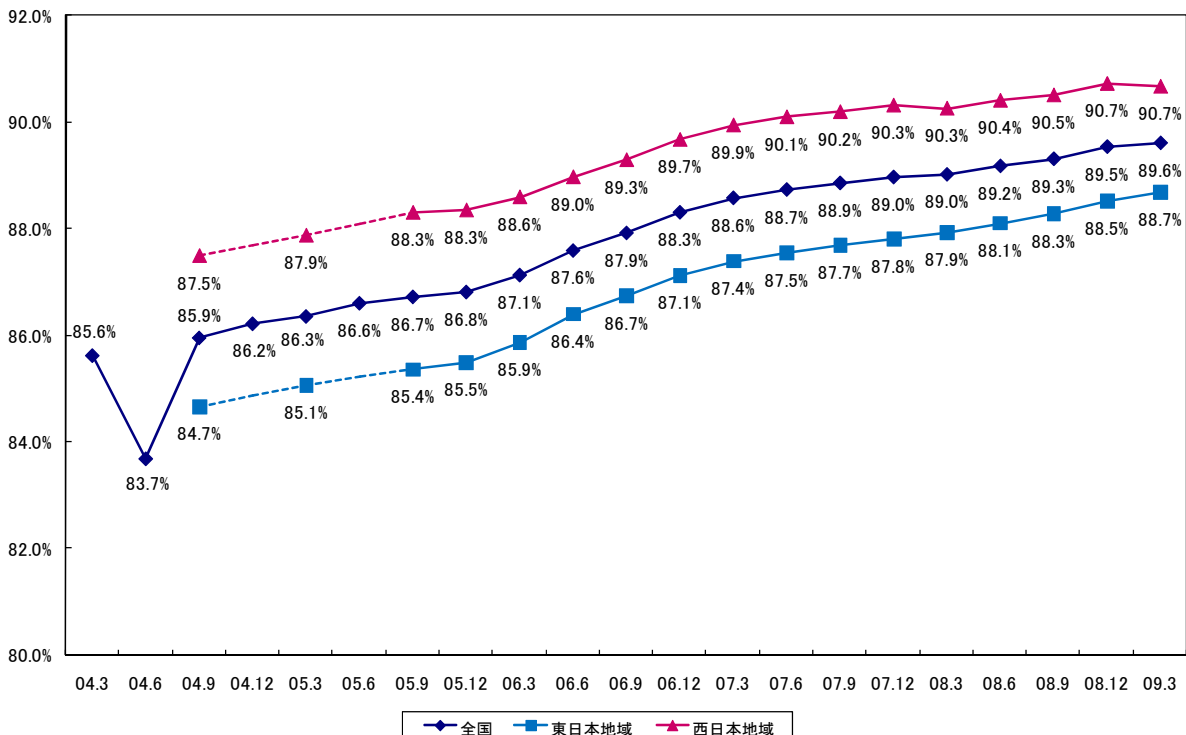
（出所）総務省資料

（４）市場集中度の推移（上位３者シェア、HHI）

１）上位３者シェアの推移

A D S L市場における契約回線数の上位３者シェアについてみると、０９年３月末時点で全国では８９．６％、東日本地域では８８．７％、西日本地域では９０．７％であり、０４年９月以降ほぼ上昇を続けている。

【図表Ⅲ－２６ A D S L市場における契約回線数の上位３者シェアの推移】



（注１）NTT東西は１者としてシェア算出を行っている。

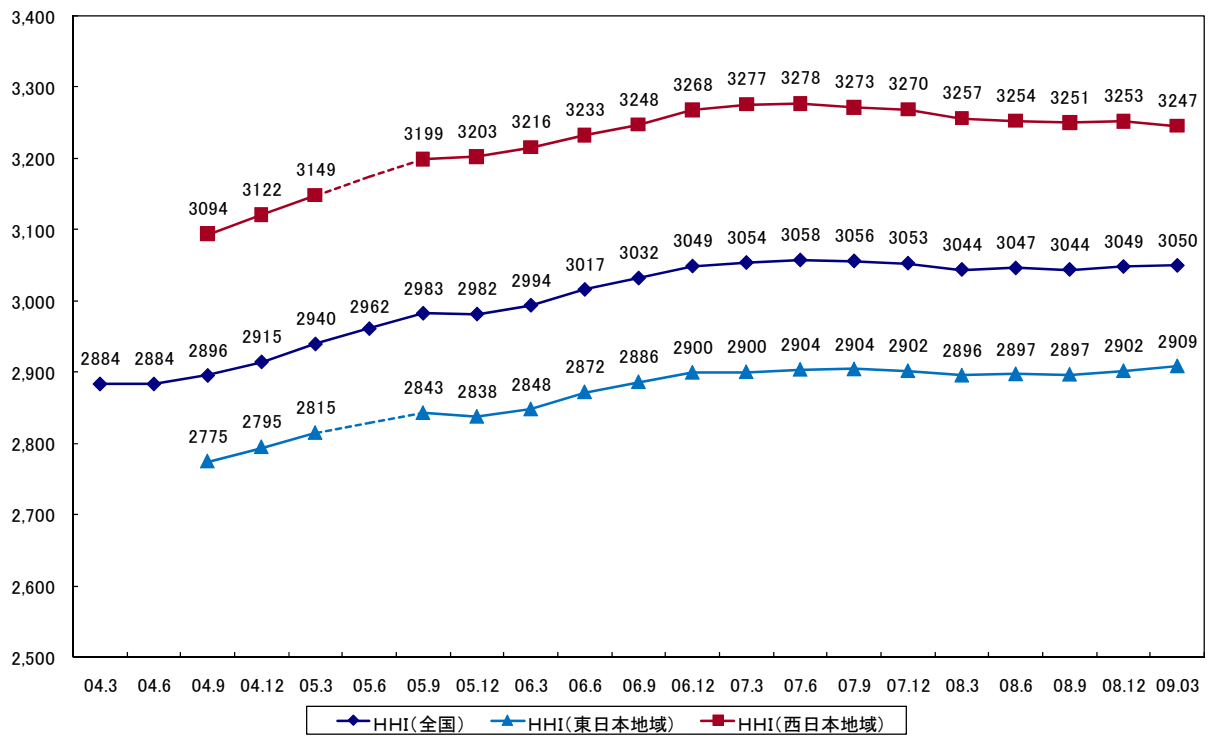
（注２）０４．１２及び０５．６の地域別の上位３者シェアについては、電気通信事業報告規則において都道府県別データの集計を行っていないため未算出。

（出所）総務省資料

２）HHIの推移

A D S L市場における契約回線数のHHIについてみると、０９年３月末時点で全国では３０５０、東日本地域では２９０９、西日本地域では３２４７であり、０７年以降おおむね横ばいである。

【図表Ⅲ－２７ ADSL市場における契約回線数のHHIの推移】



(注1) NTT東西は1者としてシェア算出を行っている。

(注2) 04.12及び05.6の地域別のHHIについては、電気通信事業報告規則において都道府県別データの集計を行っていないため未算出。

(出所) 総務省資料

3. 競争状況の評価

(1) 2008年度の動向

1) 契約回線数

09年3月末時点のADSL市場における契約回線数は1,118.4万であり、06年6月以降減少を続けている。

要因としては、ADSLからFTTHへのマイグレーションが挙げられる。契約回線数の純減傾向は、FTTHへのマイグレーションを推進しているNTT東西においては早期から顕著であったが、07年6月以降、それまで契約回線数を純増させていた競争事業者においても、純減傾向が見られるようになった。ただし、前章で示したとおり、08年以降、マイグレーションに鈍化の傾向が見られ、FTTH利用者のADSL回帰を含め、今後もADSLが純減を続けるかについては注視する必要がある。

2) シェア

07年12月末以降、ソフトバンクBBが全国においてNTT東西を抜きシェア1位となっている。これは、第一種指定電気通信設備制度に基づく競争ルールの下で、ADSLについて活発な競争が展開されてきたことを示しているといえる。

しかしながら、ADSLからFTTHへのマイグレーションをはじめ、NTT東西によるNGNを利用したサービス及びBWA等のワイヤレスブロードバンドサービス等の進展次第では、ADSL市場における競争の構造に大きな変動が生じる可能性がある。

(2) 市場支配力

1) 市場支配力の存在

① 単独での市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、ソフトバンクBBは市場支配力を単独で行使し得る地位にはないと評価する。一方で、NTT東西は市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現在の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールの存在なしには、NTT東西が単独で価格その他各般の条件を左右し得る蓋然性が高い。したがって、一定の競争ルールの存在がなければ、契約回線数シェア

1位のソフトバンクBBであっても継続的なサービスの提供が困難となる可能性がある。

a) 量的基準

ADSL市場における09年3月末時点の契約回線数シェアは、ソフトバンクが1位（38.4%）である。しかしながら、2位のNTT東西（35.7%）とのシェア格差はわずかであり、08年3月以降その差は安定的である。

b) その他の主な判断要素

加入者回線のうち、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西のシェアは99.8%（08年3月末時点）を占め、NTT東西が保有するメタル回線に係るネットワーク¹³における加入アクセス部分は独占的であるといえる。

以上により、競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。

② 複数事業者による市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、シェア上位の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。

a) 量的基準

ADSL市場における上位3者シェアは09年3月末時点で89.5%、HHIは3050であり、市場は寡占的であるといえる。また、HHIは横ばいで推移しているものの、上位3者シェアは上昇しており、市場集中度は高まっているといえる。

b) その他の主な判断要素

契約回線数は減少を続け、参入事業者数が横ばいで推移するなど、市場は既に成熟段階にあり、FTHへのマイグレーションが進むなかで、ADSL市場内での生き残りのため、競争から協調へと向かう可能性がある。

¹³この場合のネットワークには、ブロードバンド向けのネットワークのみならず、PSTN（Public Switched Telephone Networks：公衆交換電話網）や法人向けネットワーク等が含まれている。

また、電子メール、インターネット接続等のサービス内容や定額制の料金体系等において、ＡＤＳＬサービスを提供する事業者間に一定の同質性が生まれる傾向にある。

２）市場支配力の行使

① 単独での市場支配力の行使

以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においては、ＮＴＴ東西が単独で市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。

ＮＴＴ東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・けん制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。これらの規制は、一定程度有効に機能しているものと考えられる。

その結果、ＡＤＳＬサービスにおいては、ソフトバンクＢＢの契約回線数シェアがＮＴＴ東西を抜き１位となるなど、対抗し得る有力な競争事業者が現に存在している。

また、ブロードバンド市場内におけるＦＴＴＨやＣＡＴＶからの競争圧力も存在しており、価格を引き上げることは容易ではないと考えられる。

② 複数の事業者による市場支配力の行使

以下の要素等を総合的に勘案し、シェア上位の複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。

ＡＤＳＬ市場に関しては、新規加入キャンペーンの積極展開や高速化に伴う実質的な料金の値下げ、固定電話や携帯電話との連携サービス等による新規顧客獲得競争がこれまで活発に展開されてきており、市場の成熟の傾向は見られるものの、他の部分市場における競争は概ね活発であり、ＡＤＳＬ市場のみで協調を行う可能性は低いと考えられる。

また、ＮＴＴ東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、競争圧力の低下は見られるものの、参入障壁が高いとは言えない。

更に、従来の競争状況を鑑みれば、複数事業者間での協調関係を考慮する必然性は

低いと考えられる。

（３）今後の注視事項

A D S LからF T T Hへのマイグレーションが鈍化している可能性があり、かつ、A D S L市場はN T T東西のみならず、競争事業者も含めて縮小局面となっている。このような成熟傾向にある市場において、競争優位にある特定の事業者のシェアが一層高まり、複数の事業者による価格面における暗黙の協調が生じる可能性等については、今後引き続き注視が必要である。また、固定電話市場における市場支配力をレバレッジとして、A D S L市場での影響力を拡大する行為がないか、引き続き注視が必要である。

なお、F T T Hへのマイグレーションが安定的に進む場合、現行のA D S Lのサービス内容の劣化、品質低下等が生じ、消費者利益に影響を与えるような事象が生じる懸念もあるが、逆にF T T HからA D S Lへの乗り換え行動が発生し、相互の乗り換えが相殺された結果である場合には、このような懸念は薄いと考えられる。乗り換え行動について、利用者行動の実態を把握することが望ましい。

第4章 部分市場としてのFTTH市場の主要指標の分析

本章では、インターネット接続領域のうち、部分市場としてのFTTH市場の主要指標を分析する。

1. 市場の規模

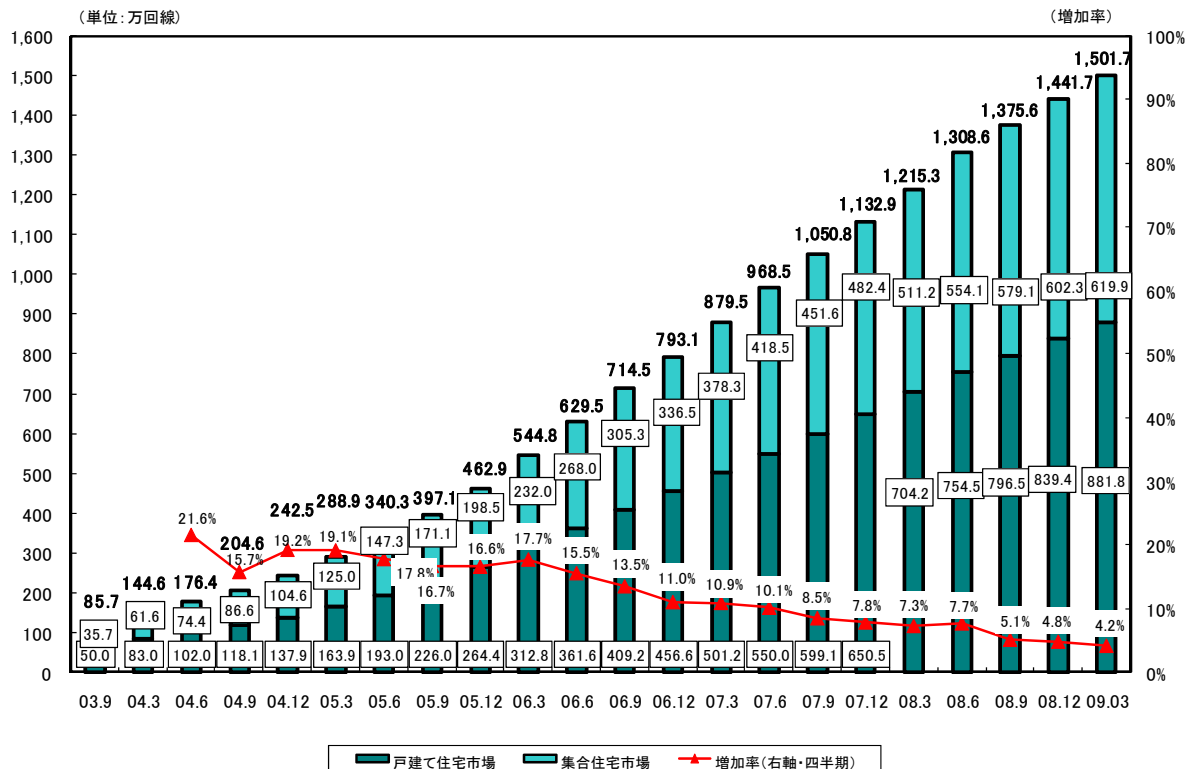
(1) 契約回線数の推移

FTTH市場全体では、09年3月末時点の契約回線数は1,501.7万であり、増加が続いている。ただし、契約回線数の伸び率（四半期）は減少傾向にあり、09年3月末で4.2%（08年3月末7.3%）となっている。

部分市場別にみると、戸建て住宅市場の契約回線数が集合住宅市場の回線数を上回って推移している（09年3月末時点で集合住宅市場41.3%、戸建て住宅市場58.7%）。ただし、戸建て住宅市場については、電気通信事業報告規則において報告を受けるデータの便宜上、戸建て向けサービスとビジネス向けサービスが同一扱いとなっているため、それぞれを正確に把握することはできない。

FTTHサービスは集合住宅向けから開始された。集合住宅のように1芯の光ファイバを棟内で分岐して利用することができない戸建て住宅では、光ファイバの敷設に時間を要し、また、同一棟内で複数の顧客獲得が可能である集合住宅のような収益上の利点も少ない。しかし、近年では、NTT東西、電力系事業者ともに戸建て向けサービスにも力を注いでいる。

【図表Ⅲ－２８ ＦＴＴＨ市場における契約回線数の推移】



(注) 04.6以前は一部推計値が含まれる。

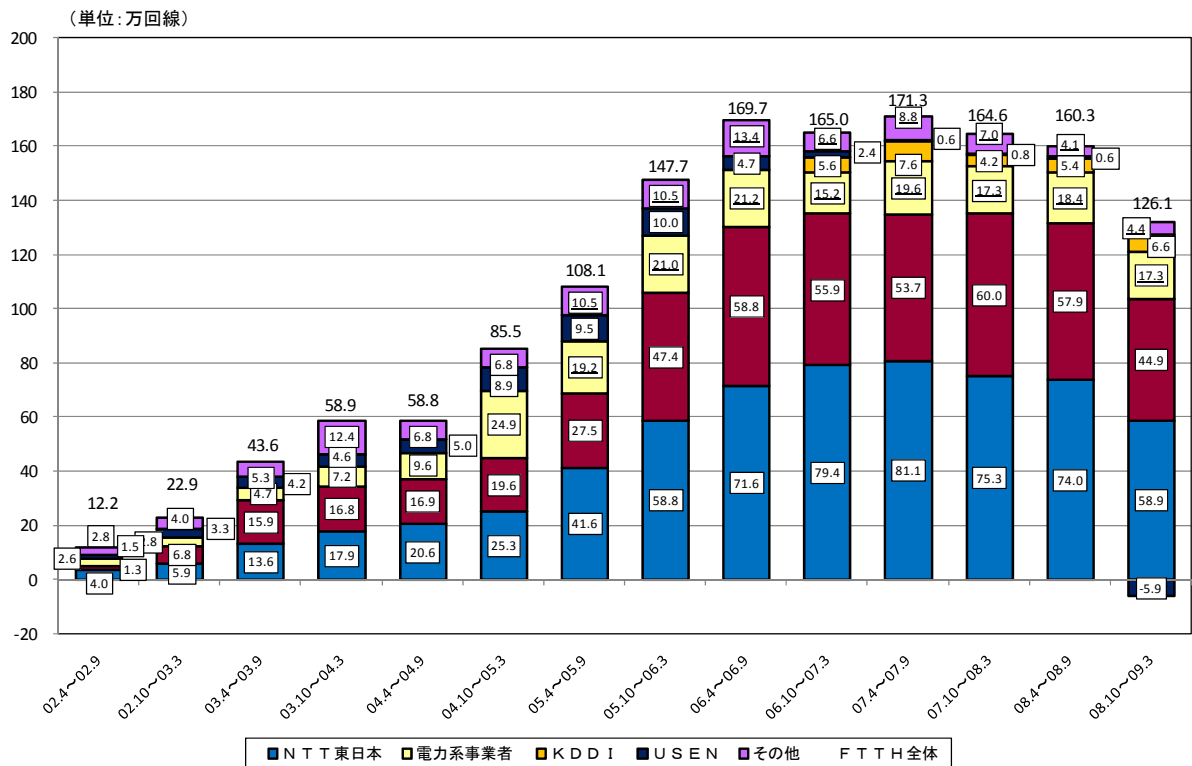
(出所) 総務省資料

(2) 契約回線数の純増数推移

ＦＴＴＨ市場全体における契約回線数の純増数は、０８年１０月～０９年３月期時点で１２６．１万回線であり、純増数のピークであった０７年４月～０７年９月期の１７１．３万回線以降、減少を続けている。

主要事業者別にみると、純増数に占めるＮＴＴ東西の割合は大きいですが、ＮＴＴ東は０７年４月～０７年９月期以降、純増数を減少させており、ＮＴＴ西も０７年１０月～０８年３月期には純増数を伸ばしたものの、０８年４月～０８年９月期以降、純増数を減少させた。電力系事業者及びＫＤＤＩは、ＮＴＴ東西に比べ絶対数は小さいが、一定の純増数を維持している傾向にある。

【図表Ⅲ－２９ ＦＴＴＨ市場における契約回線数の純増数推移】



(注1) 04.6以前は一部推計値が含まれる。

(注2) 06.10以降については、07年1月に東京電力がKDDIにFTTH事業を承継したことに伴い、「その他」の項目からKDDI分の純増数を除き、「KDDI」の項目を新たに設け充当し、更に「電力系事業者」から旧東京電力分の純増数を除き、「KDDI」に充当している。

(注3) ファミリーネット・ジャパンは04年8月に株式が大京からテブコシステムズとパワードコムに譲渡されたため、05年3月末以降については、「その他」から「電力系事業者」に分類を改めることとし、データを修正した(下線部分)。

(出所) 総務省資料

2. 競争状況の分析(FTTH市場全体)

(1) 事業者数

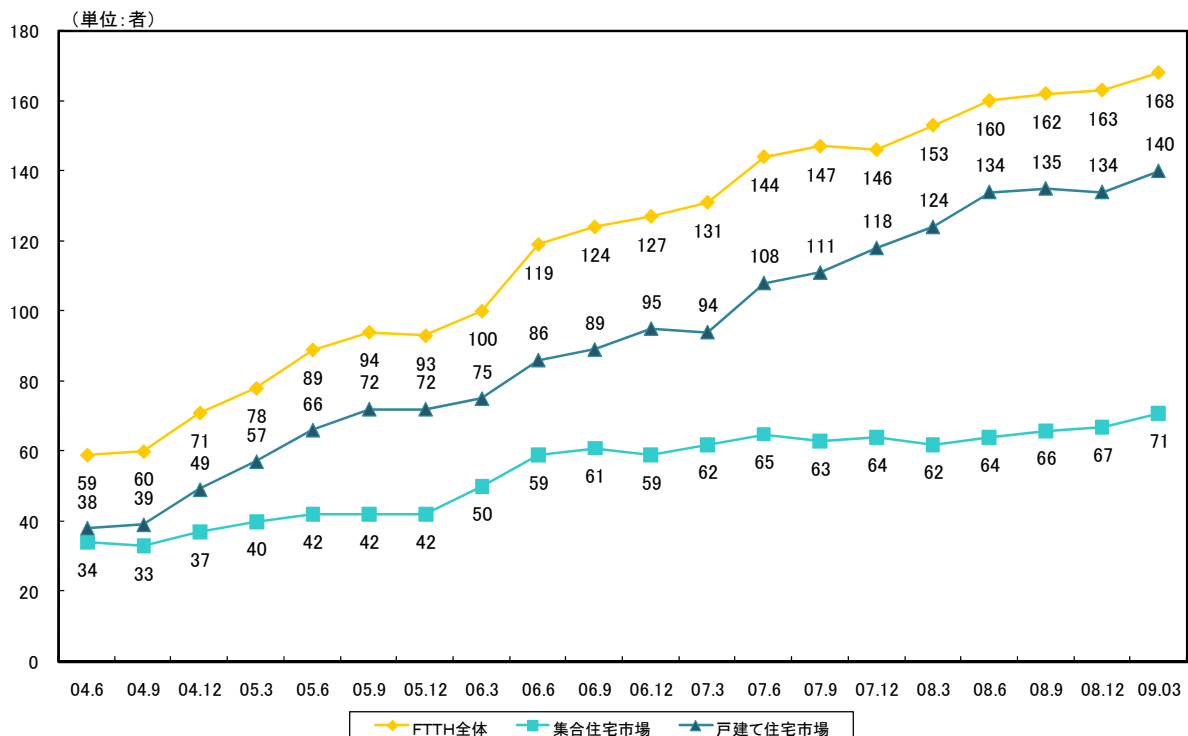
FTTH市場における参入事業者数についてみると、07年度に増加が止まった時期があるものの、08年度に入り再び増加を続けている。FTTH市場のなかでは、07年度以降戸建て住宅市場への参入事業者数が増加したが、08年度は横ばいとなっている。

事業者の構成についてみると、NTT東西、KDDI、ソフトバンクテレコムなどの全国展開を行っている事業者のほか、電力系事業者、CATV事業者、地方自治体、マンション内ISP¹⁴などが含まれている。

FTTHは、伝送路としての光ファイバの整備がなければサービス提供ができない。しかし、光ファイバの伝送能力はメタル回線に比べ格段に大きく、技術的には一本の光ファイバを様々な形で共用することが可能である。このため、FTTH市場はADSLに比べて市場構造が複雑であり、事業者の類型は多様である。

¹⁴集合住宅に居住する利用者にインターネット接続サービスを提供する事業者。これらの事業者は光ファイバを用いたネットワークを自ら設置することはせず、ディベロッパーなどと提携をしつつ、NTT東西などのネットワークを保有する事業者に依存してサービスを提供している。

【図表Ⅲ－３０ ＦＴＴＨ市場における参入事業者数の推移】



(出所) 総務省資料

(2) 料金の状況

図表Ⅲ－３１は主要事業者の料金推移をグラフ化したものである。また、図表Ⅲ－３２は、主要事業者の主要サービスの料金比較を行ったものである。

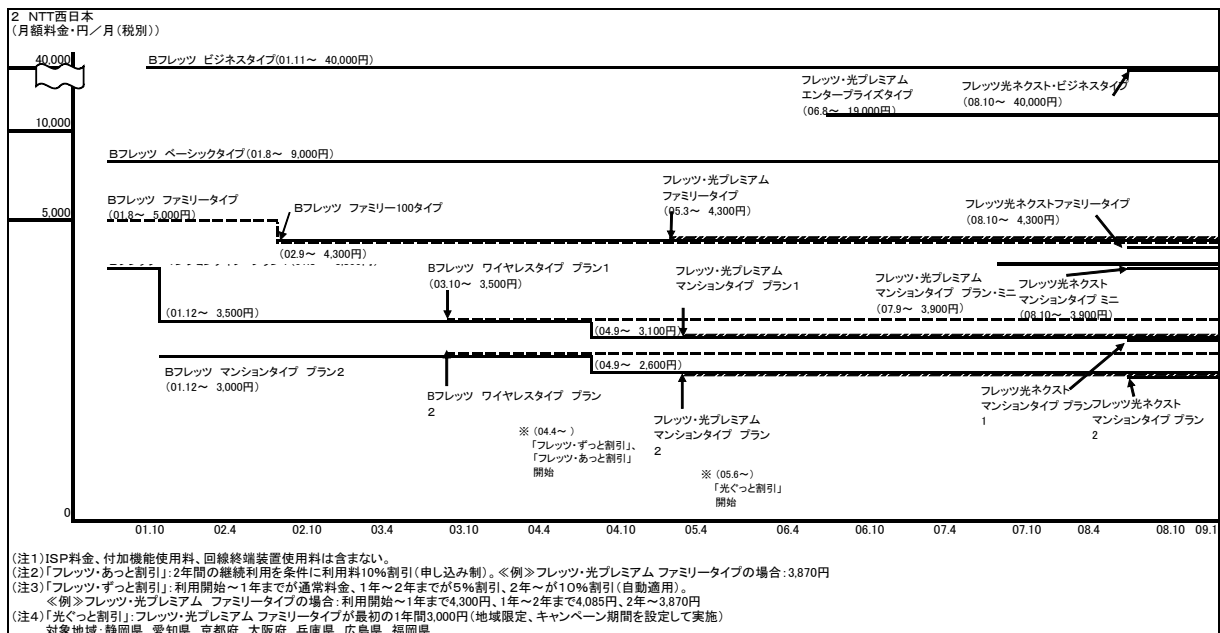
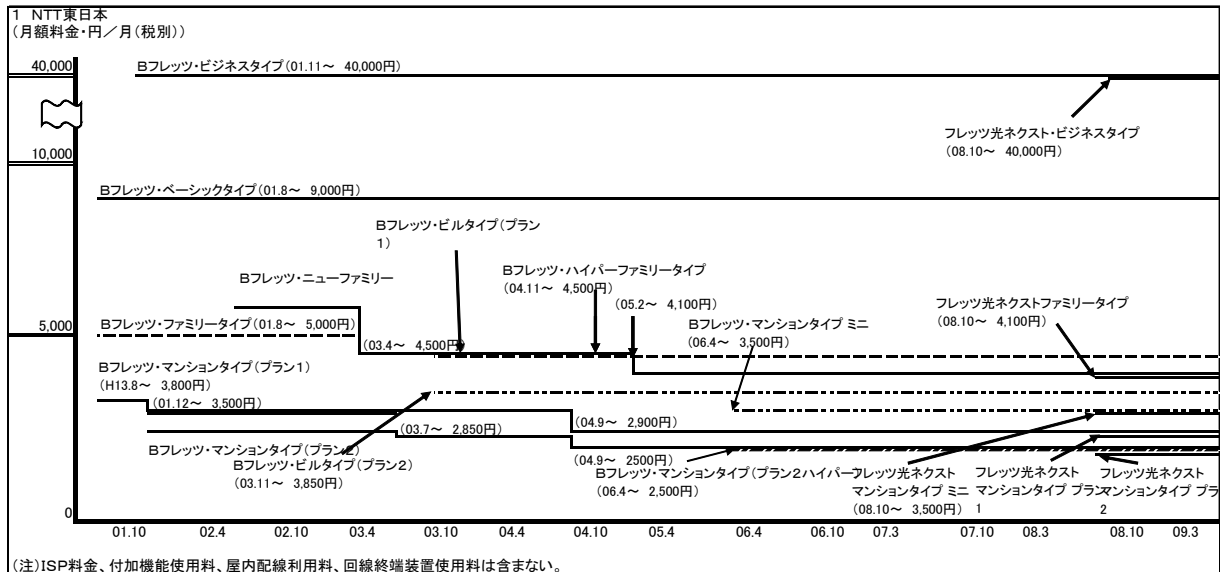
各事業者とも、０１年以降段階的に料金の引き下げを行ってきているが、０５年以降は同水準で推移している。

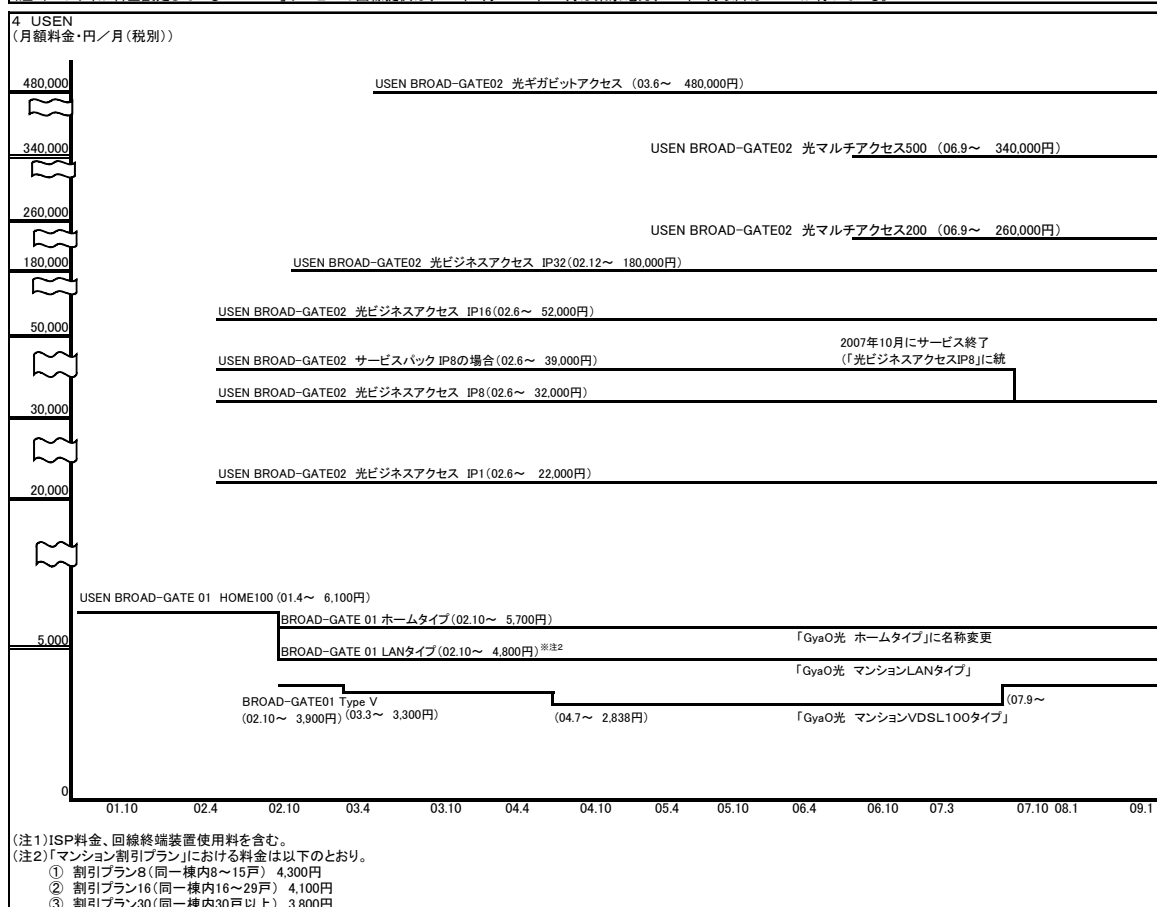
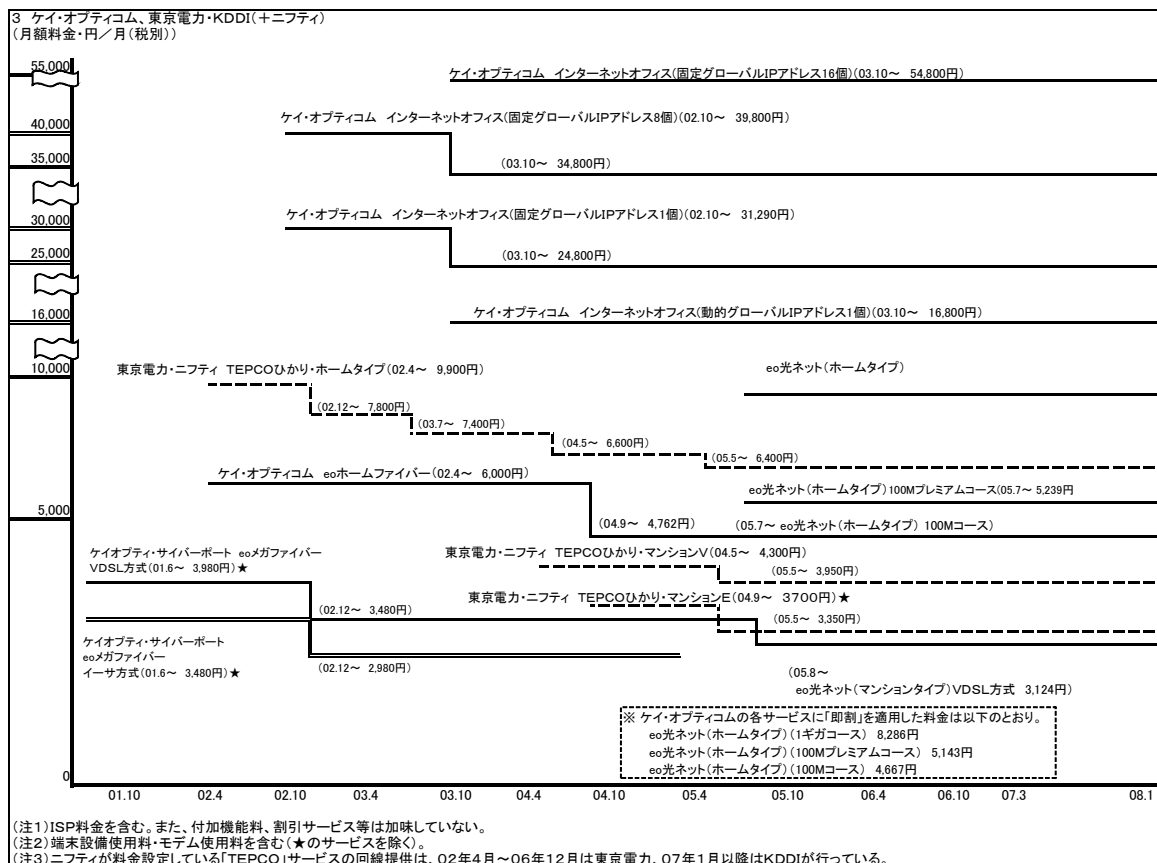
事業者別の傾向としては、電力系事業者は積極的に料金の引き下げを行っている一方で、ＮＴＴ東西はＮＧＮを利用したメニュー（フレッツ光ネクスト）を従来のメニューと同価格で提供し、実質的な値下げを図っている。以上の背景により、ＩＳＰ料金を含めて考えると、ＮＴＴ東西の料金は競争事業者と比べて高い場合も低い場合も存在する。

とりわけ集合住宅市場において低廉化が顕著であり、料金水準はＡＤＳＬに匹敵する水準まで下がっている。戸建て住宅市場においては、ケイ・オプティコムがＩＳＰ料金込みで月額４，７６２円と安価で提供を行っているが、平均水準はＩＳＰ料金込みで月額５，０００～６，０００円台である。

また、事業者によっては各種割引料金を提供している。例えば、近畿圏においては、キャンペーン料金を地域限定的に適用すること等により、NTT西日本とケイ・オプティコムが料金競争を展開している（図表Ⅲ－３１）。

【図表Ⅲ－３１ 主なＦＴＴＨサービスの料金の推移】





(出所) 対象事業者HP

【図表Ⅲ－３２ 主なＦＴＴＨサービスの料金比較表（０９年６月現在）】

(09年1月現在)			
提供事業者	サービス名	料金(税別)	備考
N T T 東 日 本	フレッツ・光ネクストファミリータイプ	5,200円	・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクストマンションタイプ ミニ(6戸以上加入) 光回線方式	4,400円	・機器利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクストマンションタイプ ミニ(6戸以上加入) VDSL方式	3,850円	
	フレッツ光ネクストマンションタイプ ミニ(6戸以上加入) LAN配線方式	3,500円	・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクストマンションタイプ プラン1(8戸以上加入) 光回線方式	3,800円	・機器利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクストマンションタイプ プラン1(8戸以上加入) VDSL方式	3,250円	
	フレッツ光ネクストマンションタイプ プラン1(8戸以上加入) LAN配線方式	2,900円	・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクストマンションタイプ プラン2(16戸以上加入) 光回線方式	3,400円	・機器利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクストマンションタイプ プラン2(16戸以上加入) VDSL方式	2,850円	
	フレッツ光ネクストマンションタイプ プラン2(16戸以上加入) LAN配線方式	2,500円	・ISP料金を含まない
	Bフレッツ・ハイパーファミリータイプ	5,200円	・屋内配線利用料、 回線終端装置利用料を含む ・ISP料金を含まない
	Bフレッツ・マンションタイプ LAN配線方式 上下最大100Mbps プラン1(8戸以上加入)	2,900円	・ISP料金を含まない
	Bフレッツ・マンションタイプ LAN配線方式 上下最大1Gbps プラン2ハイパー(16戸以上加入)	2,500円	
	Bフレッツ・マンションタイプ VDSL方式 上下最大100Mbps プラン1(8戸以上加入)	3,250円	・機器利用料を含む ・ISP料金を含まない
	Bフレッツ・マンションタイプ VDSL方式 上下最大1Gbps ^{※1} プラン2ハイパー(16戸以上加入)	2,850円	
N T T 西 日 本	フレッツ・光ネクスト ^{※2} ファミリータイプ	4,970円	・屋内配線利用料、 回線終端装置利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクスト ^{※2} マンションタイプ ミニ(6戸以上加入) VDSL方式	4,110円	・機器利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクスト ^{※2} マンションタイプ ミニ(6戸以上加入) ひかり配線方式	4,410円	・回線終端装置利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクスト ^{※2} マンションタイプ ミニ(6戸以上加入) LAN配線方式	3,510円	・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクスト ^{※2} マンションタイプ プラン1(8戸以上加入) VDSL方式	3,390円	・機器利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクスト ^{※2} マンションタイプ プラン1(8戸以上加入) ひかり配線方式	3,690円	・回線終端装置利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクスト ^{※2} マンションタイプ プラン1(8戸以上加入) LAN配線方式	2,790円	・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクスト ^{※2} マンションタイプ プラン2(16戸以上加入) VDSL方式	2,940円	・機器利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクスト ^{※2} マンションタイプ プラン2(16戸以上加入) ひかり配線方式	3,240円	・回線終端装置利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ光ネクスト ^{※2} マンションタイプ プラン2(16戸以上加入) LAN配線方式	2,340円	・ISP料金を含まない
	フレッツ・光プレミアム ^{※2} ファミリータイプ	5,400円 (4,970円 ^{※3})	・屋内配線利用料、 回線終端装置利用料を含む ・ISP料金を含まない
	フレッツ・光プレミアム マンションタイプ LAN配線方式 上下最大100Mbps ^{※4} プラン1(8戸以上加入)	3,500円 (3,190円 ^{※3})	
	フレッツ・光プレミアム マンションタイプ LAN配線方式 上下最大100Mbps ^{※4} プラン2(16戸以上加入)	3,000円 (2,740円 ^{※3})	
	フレッツ・光プレミアム マンションタイプ VDSL方式 上下最大100Mbps ^{※4} プラン1(8戸以上加入)	4,500円 (4,110円 ^{※3})	
	フレッツ・光プレミアム マンションタイプ VDSL方式 上下最大100Mbps ^{※4} プラン1(8戸以上加入)	3,700円 (3,390円 ^{※3})	
	フレッツ・光プレミアム マンションタイプ VDSL方式 上下最大100Mbps ^{※4} プラン2(16戸以上加入)	3,200円 (2,940円 ^{※3})	
	フレッツ・光プレミアム マンションタイプ ひかり配線方式 上下最大100Mbps ^{※4} プラン1(8戸以上加入)	4,000円 (3,690円 ^{※3})	
	フレッツ・光プレミアム マンションタイプ ひかり配線方式 上下最大100Mbps ^{※4} プラン2(16戸以上加入)	3,500円 (3,240円 ^{※3})	

提供事業者	サービス名	料金(税別)	備考
USEN	GyaO光 ホームタイプ	5,700円	ISP料金、メディアコンバータ利用料を含む
	GyaO光 マンションVDSL100タイプ	3,314円	ISP料金、モデム利用料、メールアドレス1個を含む
	GyaO光 マンションLANタイプ	4,800円(7戸以下加入) 4,300円(8～15戸加入) 4,100円(16～29戸加入) 3,800円(30戸以上加入)	・ISP料金を含む ・メディアコンバータが必要な場合は、 900円/月(税別)が月額料金に加算される
ソフトバンクBB	Yahoo!BB 光 工事不要タイプ	3,990円(36ヵ月契約プラン) 4,490円(24ヵ月契約プラン) 4,990円(6ヵ月契約プラン)	VDSLモデムレンタル料、光BBユニットレンタル料、ISPサービス料、ユニバーサルサービス料を含む
	Yahoo!BB 光ホーム ^{*5}	6,890円	光ターミナル式使用料、ISP料金、光BBユニットレンタル料、屋外光回線工事費(60回分割)、ユニバーサルサービス料を含む
	Yahoo!BB 光 Tvpacage(ホーム) ^{*5}	6,890円	光ターミナル使用料、光BBユニット使用料、BBTVセットトップボックスレンタル料、無線TVBOXレンタル料、屋内回線使用料、屋外光回線工事費(60回分割)ISPサービス料 ユニバーサルサービス料を含む
	Yahoo!BB 光 Tvpacage(マンション)タイプV	3,990円	光BBユニット使用料、BBTVセットトップボックスレンタル料、無線TVBOXレンタル料、ISPサービス料 ユニバーサルサービス料を含む
	Yahoo!BB 光 Tvpacage(マンション)タイプE		
	Yahoo!BB 光 Tvpacage(マンション)タイプF		
	Yahoo!BB 光 マンション タイプV	3,780円	VDSLモデム+光BBユニットレンタル料、ISP料金を含む
	Yahoo!BB 光 マンション タイプE	2,980円	・ISP料金を含む ・光BBユニットをレンタルする場合は、 400円/月が月額料金に加算される
	Yahoo!BB 光 マンション (一括加入プラン1)	管理組合様もしくはオーナー様へ一括請求	
	Yahoo!BB 光 マンション (一括加入プラン2) ^{*5}	管理組合様もしくはオーナー様へ一括請求	
提供事業者	サービス名	料金(税別)	備考
KDDI	ひかりone(au one net) ホームタイプ(1Gbps)	6,300円	・ISP料金、ONU/HGWレンタル料を含む ・「口座振替・クレジットカード割引」適用時 ▼100円 ・「KDDIまとめて割引」適用時 ▼100円 ・ギガ得プラン適用時 ▼1,100円
	ひかりone(au one net) マンション タイプV 8契約以上	4,200円	・ISP料金、VDSL/HGWレンタル料を含む ・「口座振替・クレジットカード割引」適用時 ▼100円 ・「KDDIまとめて割引」適用時 ▼100円
	ひかりone(au one net) マンション タイプV 16契約以上	3,800円	・ISP料金、VDSL/HGWレンタル料を含む ・「口座振替・クレジットカード割引」適用時 ▼100円 ・「KDDIまとめて割引」適用時 ▼100円
	ひかりone(au one net) マンション タイプE 8契約以上	3,700円	・ISP料金、HGWレンタル料を含む ・「口座振替・クレジットカード割引」適用時 ▼100円 ・「KDDIまとめて割引」適用時 ▼100円
	ひかりone(au one net) マンション タイプE 16契約以上	3,400円	・ISP料金、HGWレンタル料を含む ・「口座振替・クレジットカード割引」適用時 ▼100円 ・「KDDIまとめて割引」適用時 ▼100円
	ひかりone(au one net) マンション タイプF	3,800円	・ISP料金、ONU/HGWレンタル料を含む ・「口座振替・クレジットカード割引」適用時 ▼100円 ・「KDDIまとめて割引」適用時 ▼100円
ケイ・オプティコム	eo光ネット(ホームタイプ) 1ギガコース ^{*6}	8,381円 (8,286円 ^{*7})	ISP料金、回線終端装置使用料を含む
	eo光ネット(ホームタイプ) 100Mプレミアムコース ^{*8}	5,239円 ^{*1} (5,143円 ^{*7})	ISP料金、回線終端装置使用料を含む
	eo光ネット(ホームタイプ) 100Mコース	4,762円 (4,667円 ^{*7})	ISP料金、回線終端装置使用料を含む
	eo光ネット(マンションタイプ) VDSL方式 ^{*9}	3,124円	ISP料金を含む

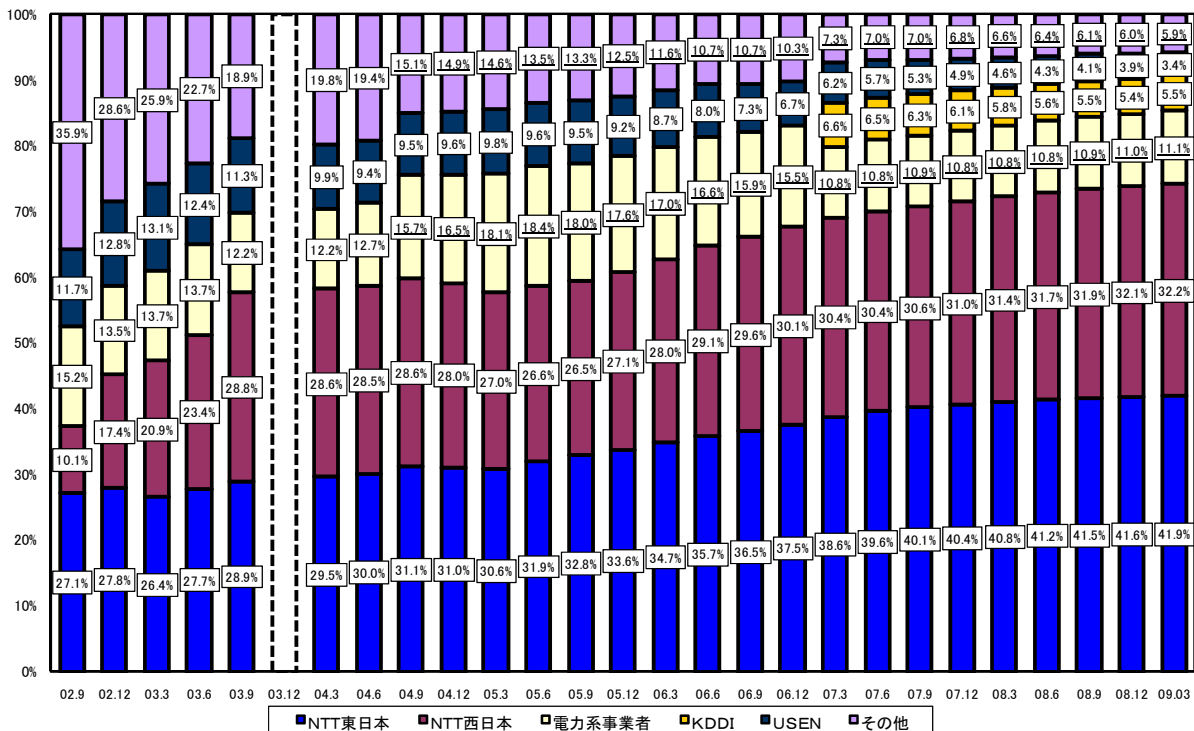
*1 宅内の最大通信速度は100Mbps。
 *2 「Bフレッツ」は「フレッツ・光プレミアム」と同一料金となっているため省略する。
 *3 「フレッツ・あっと割引」(2年間の継続利用を条件に10%割引)適用時の料金。
 その後も継続利用の場合は「フレッツ・ずっと割引」が自動適用され、10%割引が継続される。
 *4 宅内に設置する回線終端装置の技術規格は最大100Mbps。
 *5 FTTHサービス部分の提供主体はソフトバンクテレコム。
 *6 パソコンのインターフェースまで最大1Gbps(ベストエフォート型)で通信。
 *7 「即割」(2年間の最低利用を条件による割引)適用時の料金。
 *8 回線終端装置まで最大1Gbps、回線終端装置からパソコンのインターフェースまでは100Mbpsの通信。
 *9 提供者はケイオプティサイバースポート㈱。

(出所) 対象事業者HP

（３）契約回線数の事業者別シェア

F T T H市場における契約回線数の事業者別シェアについてみると、N T T東西及び電力系事業者のシェアが上昇する一方で、K D D I、U S E N、その他の事業者のシェアは減少している。

【図表Ⅲ－３３ F T T H市場における契約回線数の事業者別シェアの推移（全国）】



（注１）０３．１２は契約回線数データ未調査のため未算定。

（注２）０７年１月に東京電力がF T T H事業をK D D Iに事業承継したことにより、０７．３以降の旧東京電力の契約回線数はK D D Iに充当されている。

（注３）ファミリーネット・ジャパンは０４年８月に株式が大京からテブコシステムズとパワードコムに譲渡されたため、０４年９月末以降については、「その他」から「電力系事業者」に分類を改めることとし、データを修正した（下線部分）。

（出所）総務省資料

（４）市場集中度の推移（上位３者シェア、H H I）

１）上位３者シェアの推移

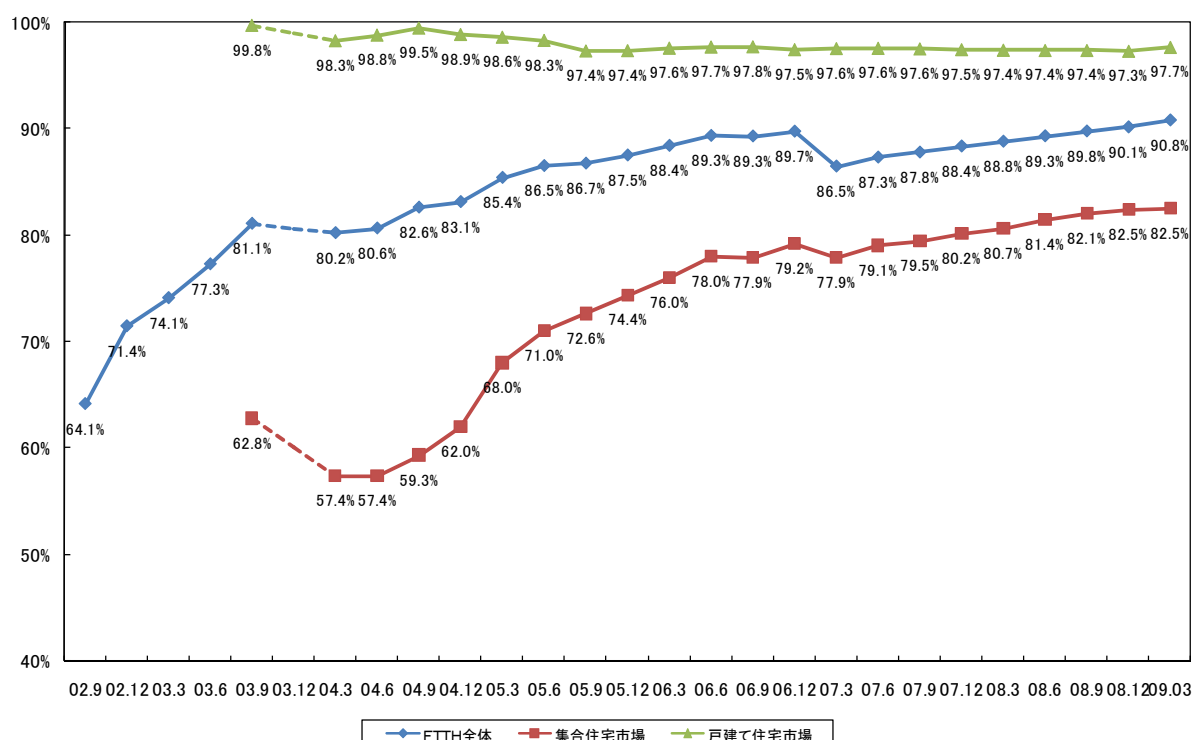
F T T H市場における契約回線数の上位３者シェアについてみると、０９年３月末時点でF T T H全体では９０．８％であり、０７年３月末時点以降上昇を続けている。

F T T H市場における契約回線数の上位３者シェア上昇には、集合住宅向け市場に

おける上位３者シェアの上昇が寄与している。集合住宅向けサービスにおいては、マンション内ＩＳＰが多数存在し、かつては上位３者の市場シェアは相対的に低い状況であった。しかし、最近は大手電気通信事業者とりわけＮＴＴ東西が契約数を伸ばし始めたことから、上位３者シェアの上昇につながっている（詳細は後述）。

一方、戸建て＋ビジネス向け市場の上位３者シェアは、１００％に近い高いシェアを保ったまま概ね横ばいで推移している。

【図表Ⅲ－３４ ＦＴＴＨ市場における契約回線数の上位３者シェアの推移】



（注）ＮＴＴ東西は１者としてシェア算出を行っている。

（出所）総務省資料

２）ＨＨＩの推移

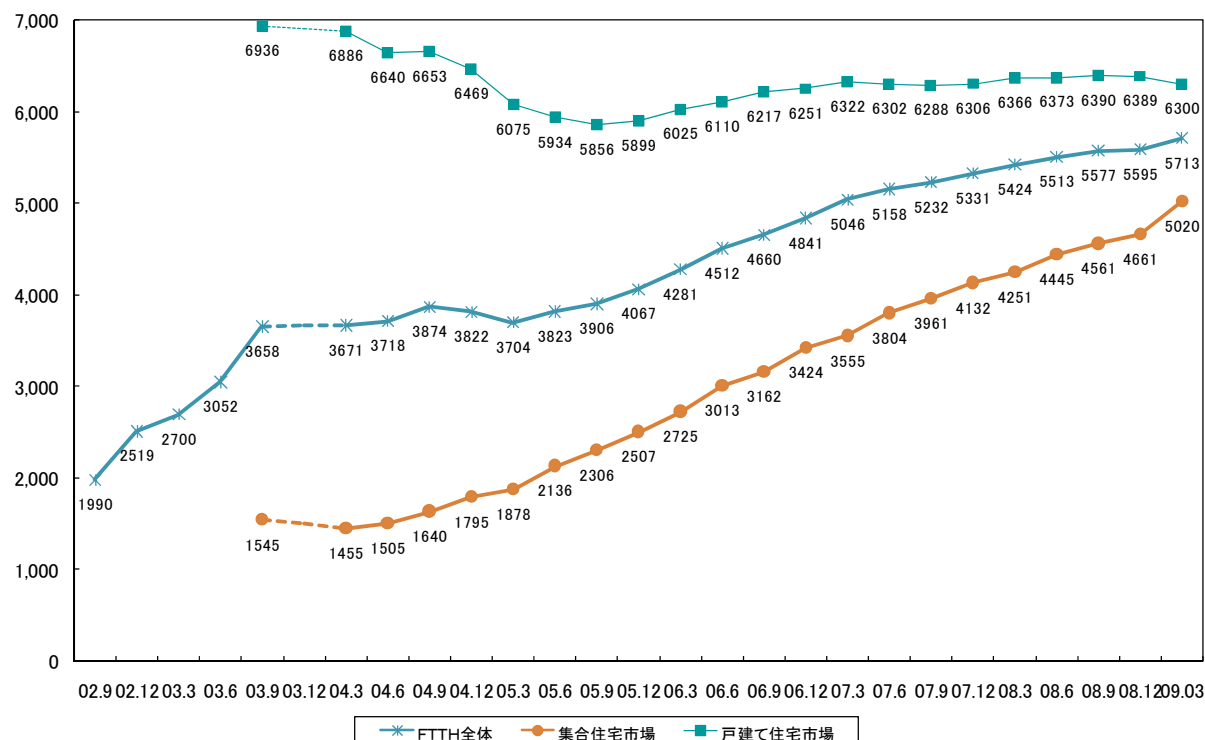
ＦＴＴＨ市場における契約回線数のＨＨＩは０９年３月末時点でＦＴＴＨ全体では５７１３、集合住宅市場では５０２０、戸建て住宅市場地域では６３００であり、ＦＴＴＨ全体で見ると、０３年９月以降、一時期減少していたものの、０５年以降は上昇している。

部分市場別についてみると、集合住宅市場におけるＨＨＩの上昇が顕著である。これは、戸建て住宅市場においては新規参入が比較的活発であり、ＮＴＴ東西のシェアの伸びも微少である一方、集合住宅市場においては、参入事業者がおおむね横ばいな

中、上位事業者のシェアが上昇していることが原因として挙げられる。

なお、参入事業者が多数であるにもかかわらず、HHIがADSLと比較して高いのは、NTT東西のシェアが大きいためであり、HHIの上昇もNTT東西の契約回線数シェアの上昇が主要因である。

【図表Ⅲ－３５ FTTH市場における契約回線数のHHIの推移】



(注) NTT東西は1者としてシェア算出を行っている。

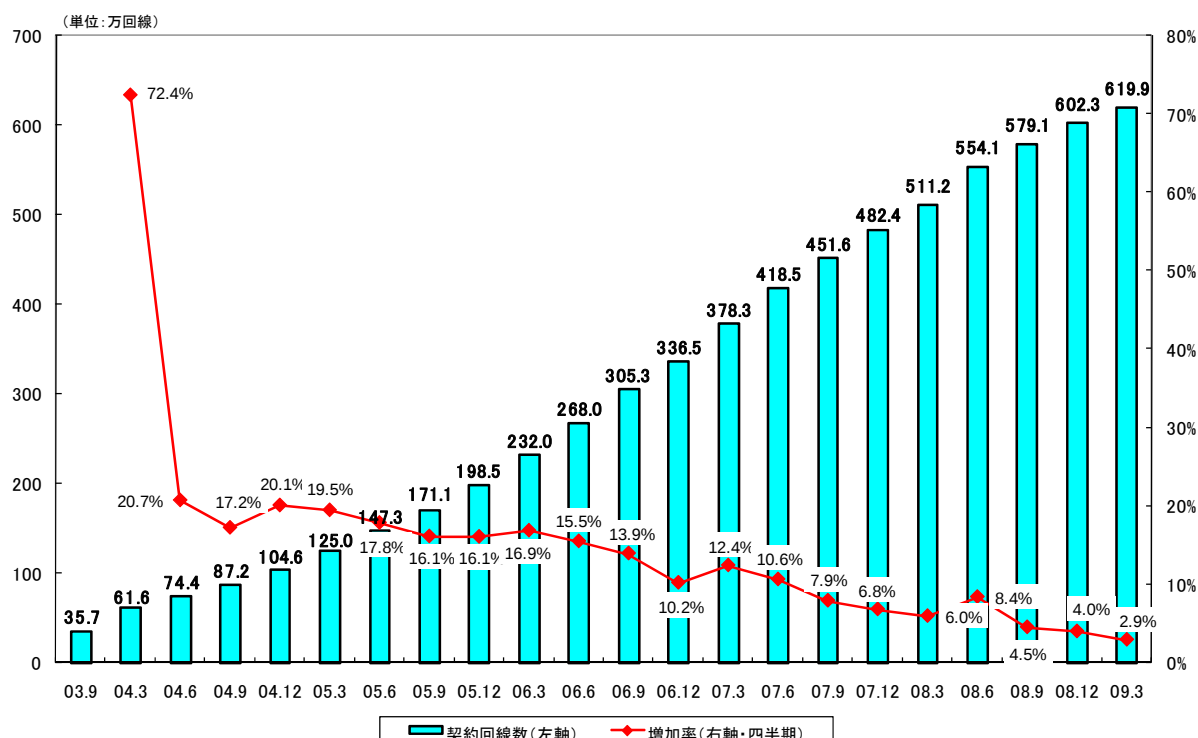
(出所) 総務省資料

3. 競争状況の分析(部分市場としての集合住宅市場)

(1) 契約回線数の推移

集合住宅市場における08年12月末時点の契約回線数は619.9万であり、上昇が続いている。ただし、契約回線数の伸び率(四半期)は減少傾向にあり、09年3月末で2.9%となっている。

【図表Ⅲ－36 集合住宅市場における契約回線数の推移】



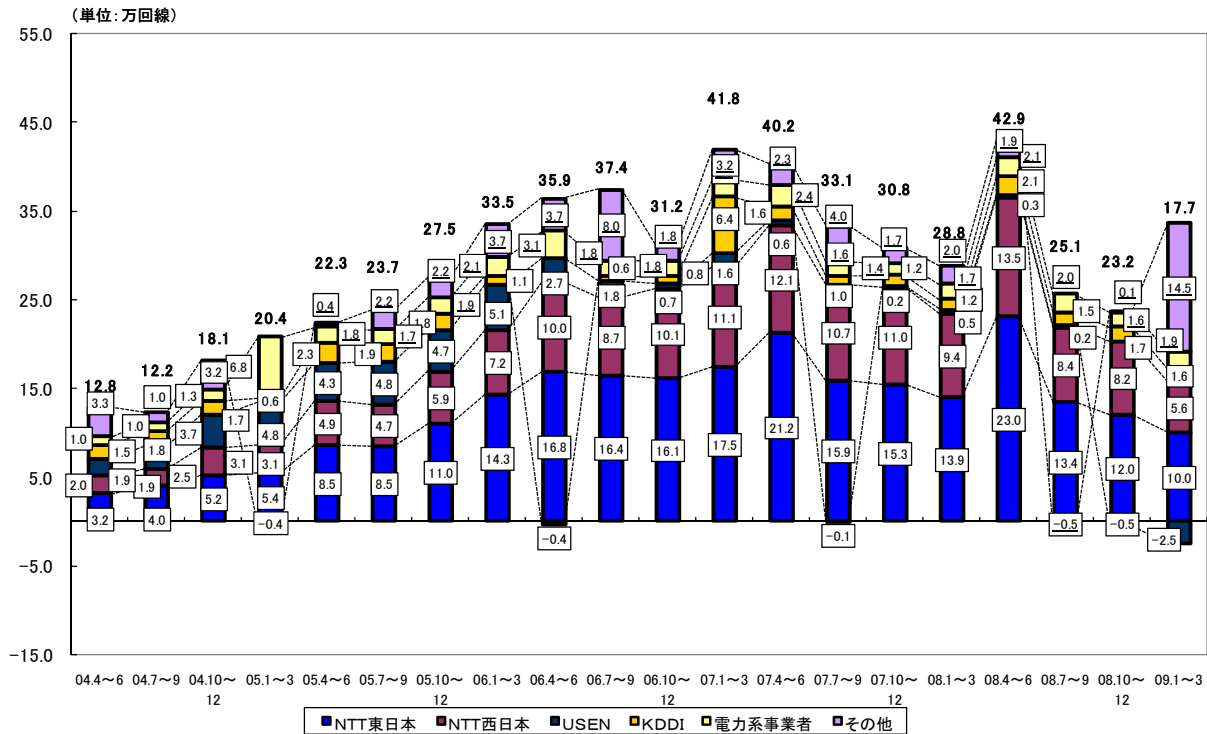
(注) 04.6以前は一部推計値が含まれる。

(出所) 総務省資料

(2) 契約回線数の純増数推移

集合住宅市場における契約回線数の純増数は、07年1月～07年3月期以降減少を続けていたが、08年4月～08年6月期は増加に転じた。主要事業者別にみると、NTT東西の増加が著しく、09年1月～08年3月期においては純増分全体の88.1%を占める。

【図表Ⅲ－３７ 集合住宅市場における契約回線数の純増数推移】



(注1) 04.6以前は一部推計値が含まれる。

(注2) 06.10以降については、07年1月に東京電力がKDDIにFTTH事業を承継したことに伴い、「電力系事業者」から旧東京電力分の純増数を除き、「KDDI」に充当している。

(注3) ファミリーネット・ジャパンは04年8月に株式が大同からテブコシステムズとパワードコムに譲渡されたため、05年3月末以降については、「その他」から「電力系事業者」に分類を改めることとし、データを修正した(下線部分)。

(出所) 総務省資料

(3) 事業者数の推移

集合住宅市場の参入事業者の特徴として、マンション内ISPと呼ばれる事業者が存在することが挙げられる。集合住宅が多い関東や関西地域を拠点として事業展開を行っている事業者が多い。

集合住宅市場における参入事業者数を見ると、図表Ⅲ－30のとおり、現在は横ばいで推移している。

(4) 料金の状況

集合住宅向けサービスの料金推移は、図表Ⅲ－31のとおり、電力系事業者のサービスを中心に低廉化が顕著となっている。

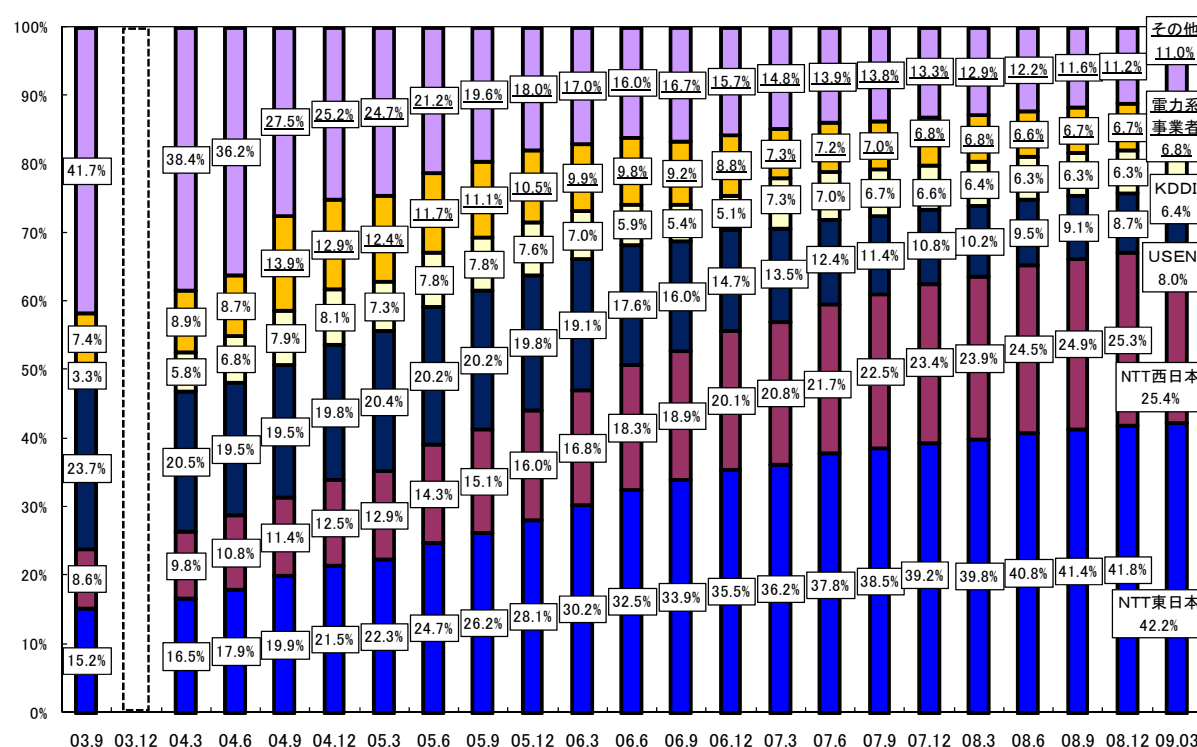
F T T Hの料金は、一般に光ファイバを新たに一本一本建物に引き込まなければならないため、A D S Lに比べて導入コストが高くなる傾向にある。しかし、集合住宅向けのサービスに限ればこれは必ずしも当てはまるわけではなく、料金水準は、集合住宅の居住者がA D S Lを利用する場合の料金と競争的な水準にあると言える。

なお、マンション内 I S Pが提供するF T T Hサービスについては、マンションの管理費の一部として設定されている場合など契約に様々なタイプが存在するため、その料金水準は一概には評価できない。

（５）契約回線数の事業者別シェア

集合住宅市場における契約回線数の事業者別シェアを見ると、上位３者の順位に変動はない。とりわけ、０９年３月末時点で６７．６％とN T T東西がシェアの大半を占め、０８年３月末時点と比較して３．９％増となるなどシェアの増加が続いている。

【図表Ⅲ－３８ 集合住宅市場における契約回線数の事業者別シェアの推移（全国）】



（注１）０４．６以前は一部推計値が含まれる。

（注２）０７年１月に東京電力がF T T H事業をK D D Iに事業承継したことにより、０７．３以降の旧東京電力の契約回線数はK D D Iに充当されている。

（注３）ファミリーネット・ジャパンは０４年８月に株式が大京からテブコシステムズとパワードコムに譲渡されたため、０４年９月末以降については、「その他」から「電力系事業者」に分類を改めることとし、データを修正した（下線部分）。

（出所）総務省資料

（６）市場集中度の推移（上位３者シェア、HHI）

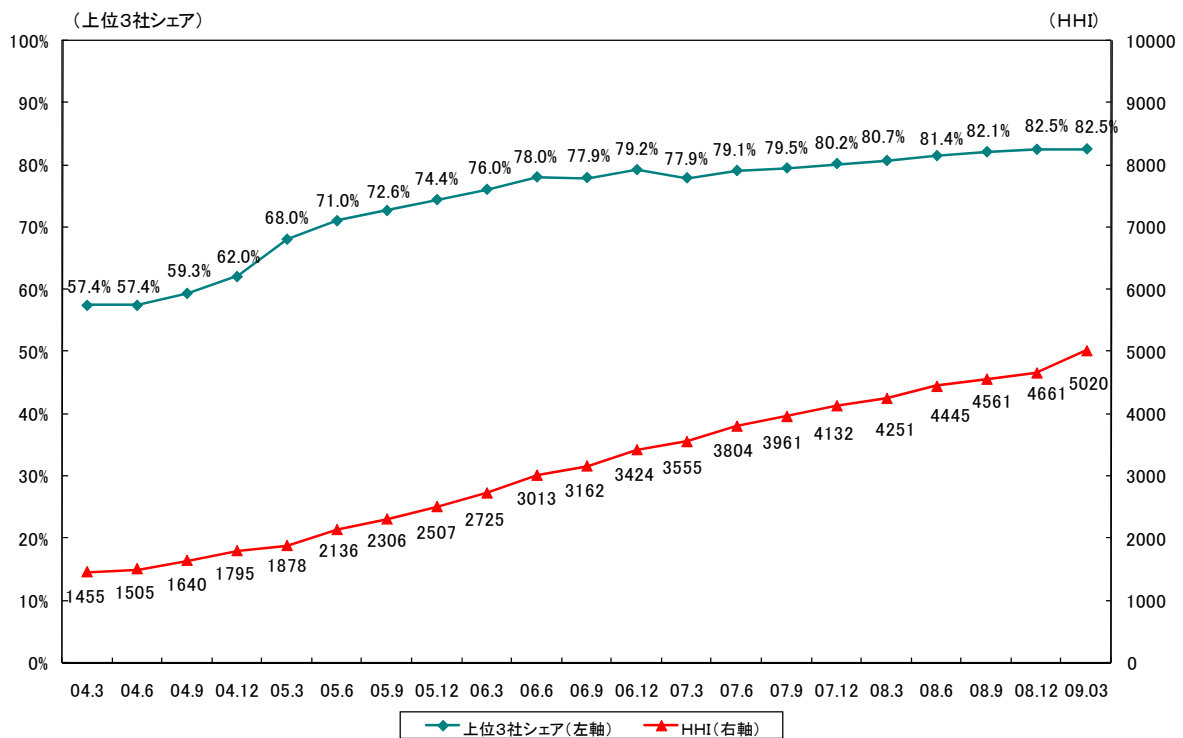
１）上位３者シェアの推移

集合住宅市場における契約回線数の上位３者シェアを見ると、０９年３月末時点で８４．３％であり、上昇を続けている。これは、ＮＴＴ東西の契約回線数シェアの上昇によるところが大きい。

２）HHIの推移

集合住宅市場における契約回線数のHHIは０９年３月末時点で全国では５０２０であり、上昇を続けている。これは、０３年度まで市場の拡大をけん引してきたマンション内ISPに代わり、ＮＴＴ東西などの大規模な事業者が市場をけん引するようになり、結果としてこれらの事業者の契約回線シェアが拡大している状況にあるためである。

【図表Ⅲ－３９ 集合住宅市場における契約回線数の上位３者シェア及びHHIの推移（全国）】



（注）ＮＴＴ東西は１者としてシェア算出を行っている。

（出所）総務省資料

4. 競争状況の分析(部分市場としての戸建て住宅市場)

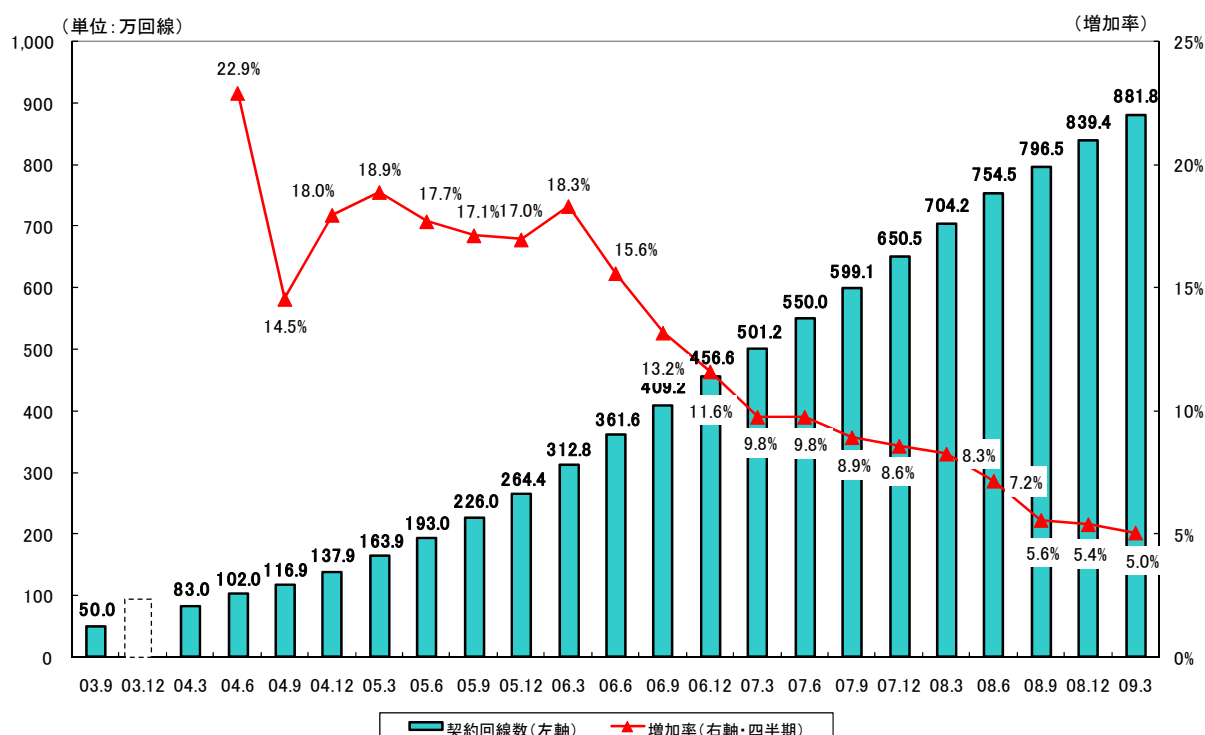
(1) 主要指標の取扱いについて

戸建て住宅市場については、その市場の規模等を正確に示すデータは電気通信事業報告規則での収集が困難である。そのため、契約回線数については、集合住宅の居住者向けに提供されているサービスメニュー以外のメニューの契約回線数の合計（戸建て＋ビジネス向け）をもって近似することとする。

(2) 契約回線数の推移

戸建て住宅市場における０９年３月末時点の契約回線数は８８１．８万であり、上昇が続いている。ただし、契約回線数の伸び率（四半期）は減少をつづけており、０９年３月末で５．０％となっている。

【図表Ⅲ－４０ 戸建て住宅市場における契約回線数の推移】



(注１) ０４年６月以前は一部推計値が含まれる。

(注２) ０３年１２月は契約回線数データ未調査のため未算定。

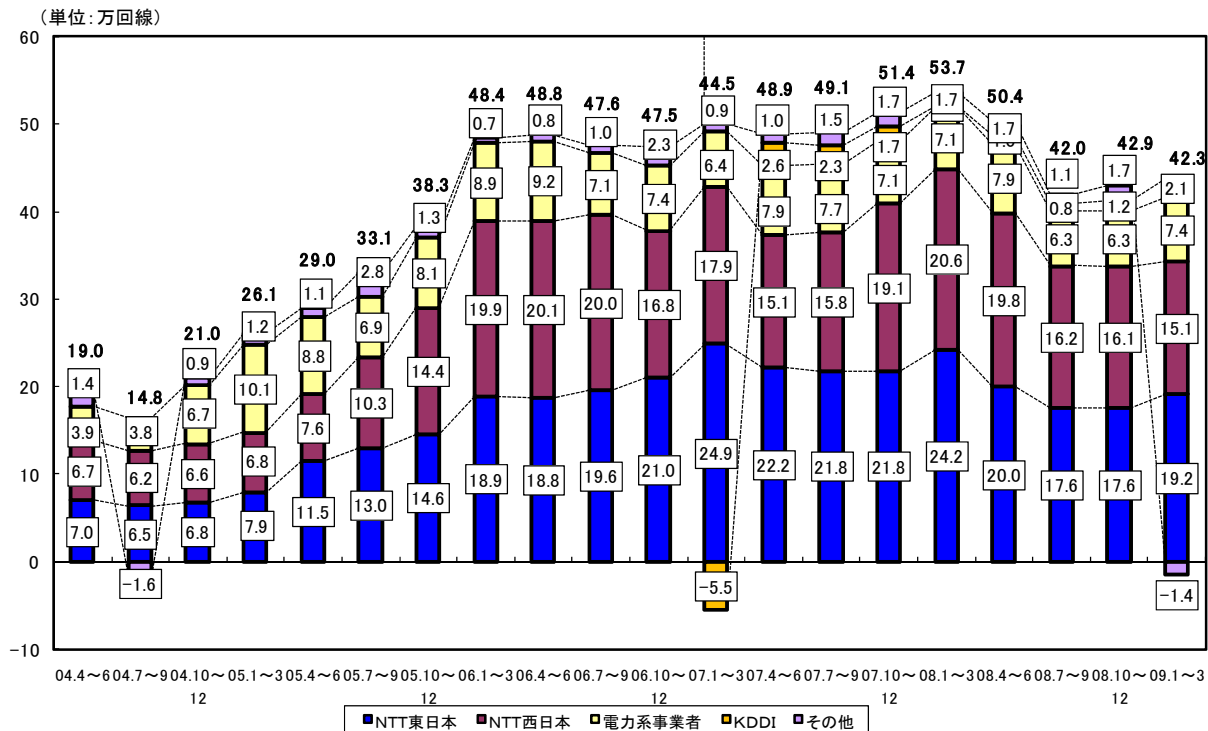
(出所) 総務省資料

(3) 契約回線数の純増数推移

戸建て住宅市場における契約回線数の純増数は、０５年までは増加を続けていたが、０６年以降はおおむね横ばいとなり、０８年４月～６月期以降は減少傾向にある。

主要事業者別にみると、０５年以降、０８年１月～３月まではＮＴＴ東西が増加傾向にあり、０８年１月～０８年３月期においては全体の８３．２％を占める。０８年４月～６月期以降は減少に転じていたが、０９年１月～３月期には、ＮＴＴ東西で見れば再び増加に転じた。電力系事業者についても、０７年４月～６月期以降７万回線台で推移していたが、０８年７月～９月期以降６万回線台に減少し、０９年１月～３月期に再び７万回線台となっている。

【図表Ⅲ－４１ 戸建て住宅市場における契約回線数の純増数推移】



(注１) ０４．６以前は一部推計値が含まれる。

(注２) ０６．１０以降については、０７年１月に東京電力がＫＤＤＩにＦＴＴＨ事業を承継したことに伴い、「その他」の項目からＫＤＤＩ分の純増数を除き、「ＫＤＤＩ」の項目を新たに設け充当し、更に「電力系事業者」から旧東京電力分の純増数を除き、「ＫＤＤＩ」に充当している。

(出所) 総務省資料

(4) 事業者数の推移

前述のとおり、データの制約から戸建て向けサービスとビジネス向けサービスの分

離が困難であり、戸建て住宅市場の事業者数を正確に把握できないことに留意が必要であるが、集合住宅向け以外のサービスメニューを提供する事業者から法人向けのメニューのみを提供している事業者を除いた事業者数を算出し、戸建て住宅市場の参入事業者数としている（図表Ⅲ－３０を参照。）。

０５年１２月末以降、ＣＡＴＶ事業者や地方自治体の参入が進み、０９年３月末時点で１４０者となっており、０８年以降新規参入は減少傾向であるものの、集合住宅市場と比較すれば相対的に多い状況にある。

（５）料金の状況

戸建て住宅向けサービスの料金推移は、図表Ⅲ－３１で示したとおり、近年は変化が見られない。全体としてはＡＤＳＬに比して割高である。

戸建て住宅市場でサービス提供をする事業者のなかで、全国規模で展開しているのはＮＴＴ東西のみであり、ほかには一部の地域に絞って電力系事業者などの競争事業者が行っている程度である。電力系事業者の中には東北や北陸のようにＦＴＴＨサービスを提供しない事業者もあり、全ての地域においてＮＴＴ東西の競争事業者となっている訳ではない。

他方、近畿、中国、九州のように電力系事業者のシェアが比較的高い地域においては、ＮＴＴ東西と各電力系事業者との料金競争が生じ、その料金水準がＮＴＴ東西の料金設定に反映され、全国に波及している状況であると考えられる。

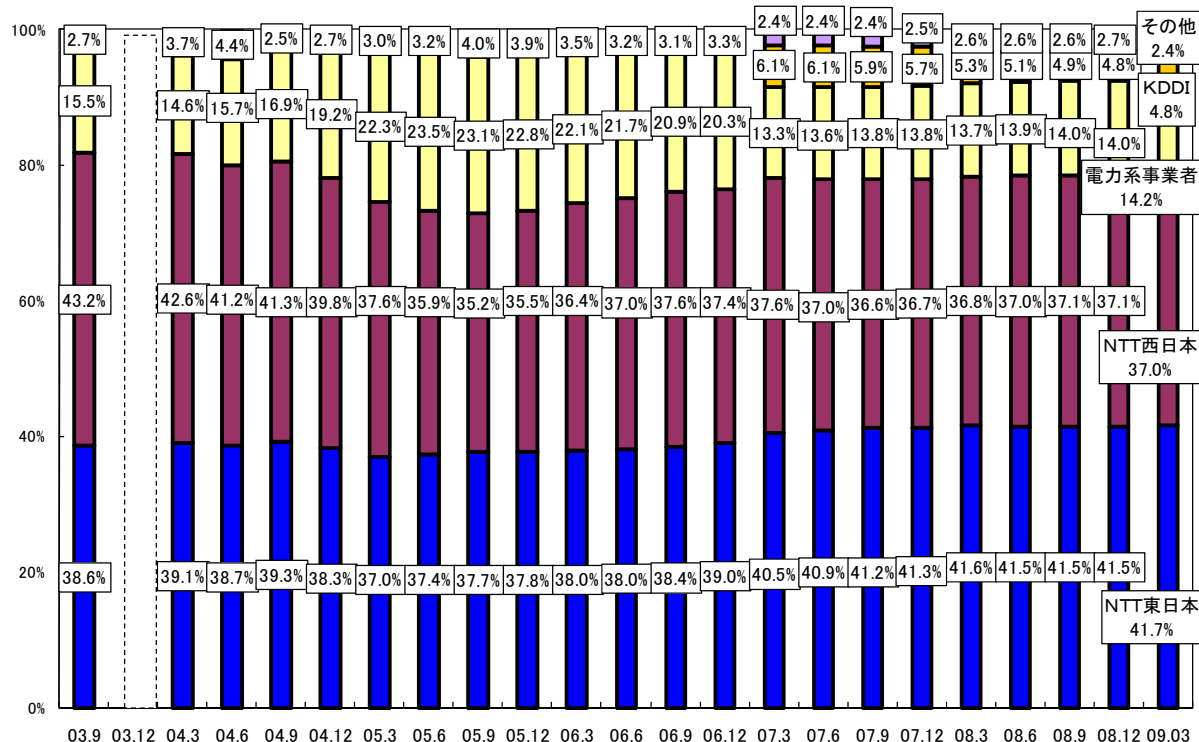
（６）契約回線数の事業者別シェア

戸建て住宅市場における契約回線数の事業者別シェアについてみると、ＮＴＴ東西、電力系事業者及びＫＤＤＩの上位３者で９５％以上を占めている。

ＫＤＤＩについては、０７年１月に東京電力からＦＴＴＨ事業を承継したことによるシェア増加という側面があり、実質的な状況に変化はない。

ＮＴＴ東西の契約回線数シェアは０５年まで減少傾向にあったものの、０６年以降は増加傾向にあり、０７年以降は７０％後半で推移している。

【図表Ⅲ－４２ 戸建て住宅市場における契約回線数の事業者別シェアの推移（全国）】



（注１）０４．６以前は一部推計値が含まれる。

（注２）０３．１２は契約回線数データ未調査のため未算定。

（注３）０６．１０以降については、０７年１月に東京電力がＫＤＤＩにＦＴＴＨ事業を承継したことに伴い、「その他」の項目からＫＤＤＩ分の純増数を除き、「ＫＤＤＩ」の項目を新たに設け充当し、更に「電力系事業者」から旧東京電力分の純増数を除き、「ＫＤＤＩ」に充当している。

（出所）総務省資料

（７）市場集中度の推移（上位３者シェア、HHI）

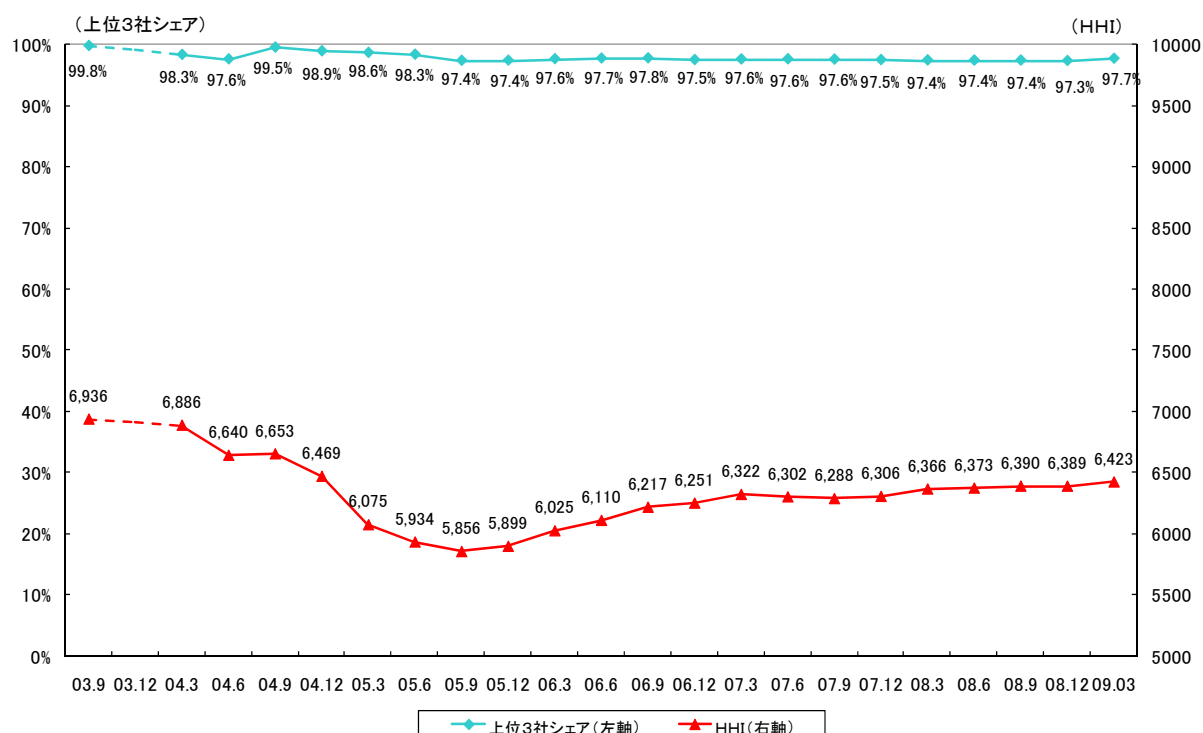
１）上位３者シェアの推移

戸建て住宅市場における契約回線数の上位３者シェアについてみると、０９年３月末時点で９７．７％であり、一貫して高い比率となっている。上位３者の構成は、ＮＴＴ東西、電力系事業者、ＫＤＤＩ等である。ＮＴＴ東西のみでも７８．７％を占めている。

２）HHIの推移

戸建て住宅市場における契約回線数のHHIは０４年９月末以降減少を続けたが、０５年１２月以降は増加傾向にあり、０９年３月末時点で６４２３となっている。

【図表Ⅲ－４３ 戸建て住宅市場における契約回線数の上位３者シェア及びHHIの推移（全国）】



(注) NTT東西は1者としてシェア算出を行っている。

(出所) 総務省資料

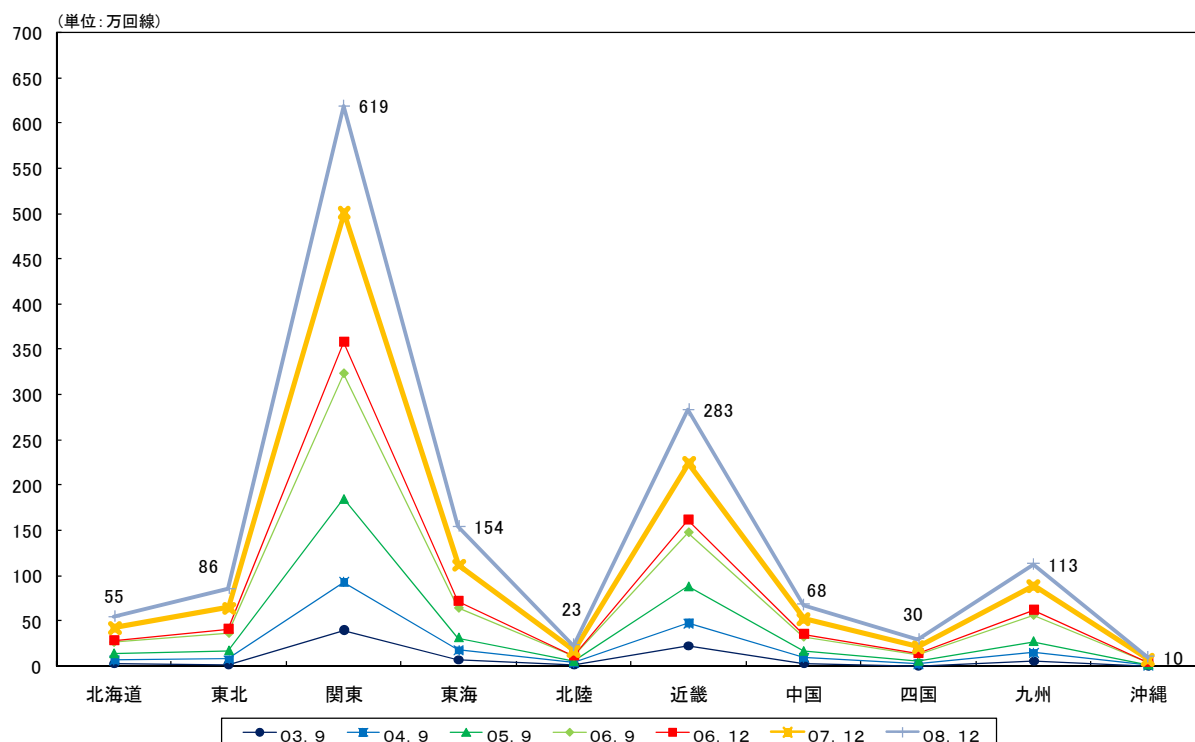
5. 地理的市場別の指標の分析

(1) F T T H全体

1) 契約回線数

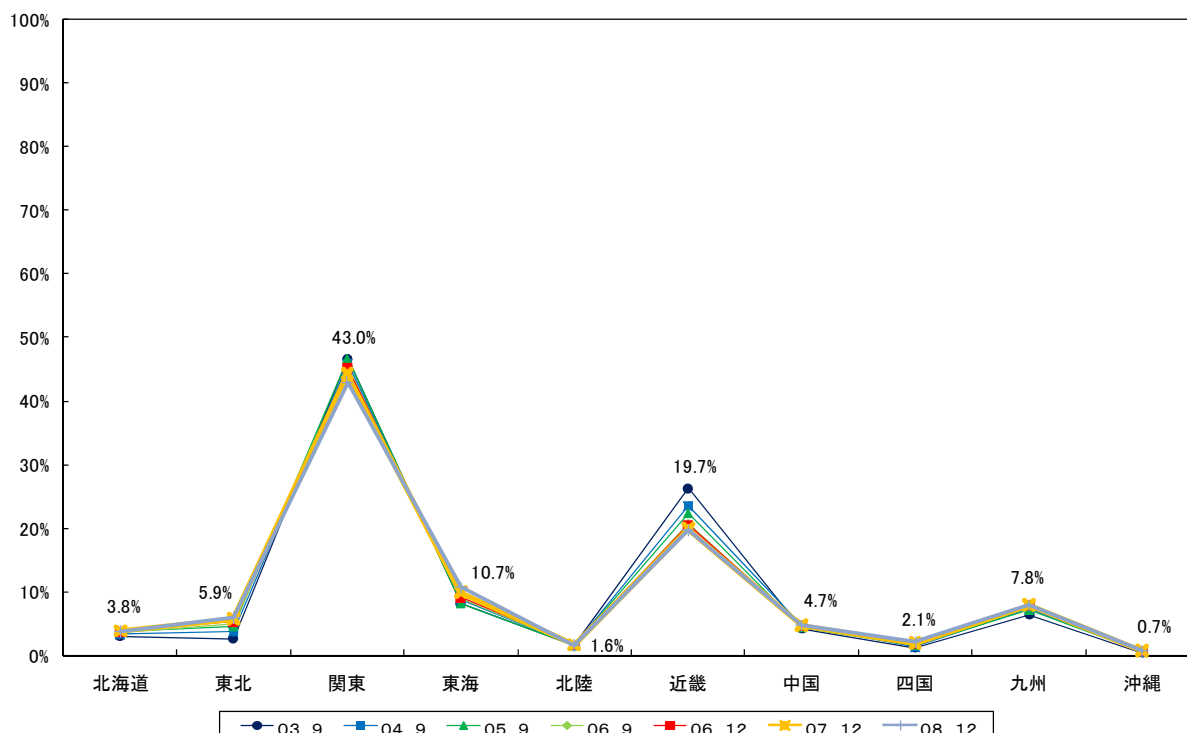
F T T H市場全体における地域ブロック別の契約回線数の分布と推移についてみると、全ブロックにおいて契約回線数は増加している。特に、関東ブロック及び近畿ブロックでの増加が著しい。契約回線数のシェアにおいても、関東ブロックと近畿ブロックの合計が62.7%を占めており、F T T Hの利用が都市部に集中している状況が伺える。

【図表Ⅲ－４４ F T T H市場における地域ブロック別の契約回線数の分布と推移】



(出所) 総務省資料

【図表Ⅲ－４５ ＦＴＴＨ市場における地域ブロック別の契約回線数に占めるシェアの推移】



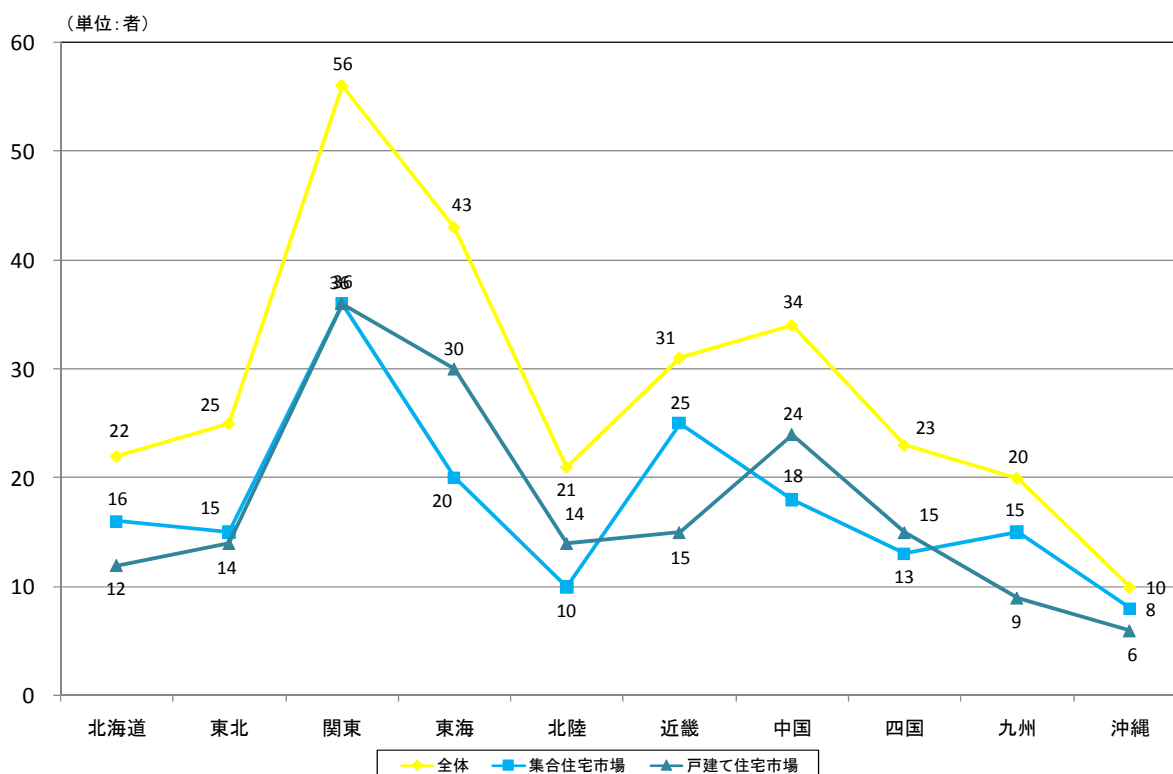
（出所）総務省資料

２）事業者数

ＦＴＴＨ市場における地域ブロック別参入事業者数を見ると、０８年１２月末時点で全体の事業者数が１６３者（図表Ⅲ－９を参照。）であり、各地域ブロックにおける参入状況が図表Ⅲ－４６である。

事業者の最も多い地域ブロックは関東ブロックで５６者、次いで東海ブロックで４３者である。他方、事業者の最も少ない地域ブロックは沖縄ブロックの１０者となっている。世帯数で上回る近畿ブロックよりも東海ブロックや中国ブロックのほうが多い点が特徴的であるといえる。

【図表Ⅲ－４６ ＦＴＴＨ市場における地域ブロック別参入事業者数（０８年１２月末時点）】

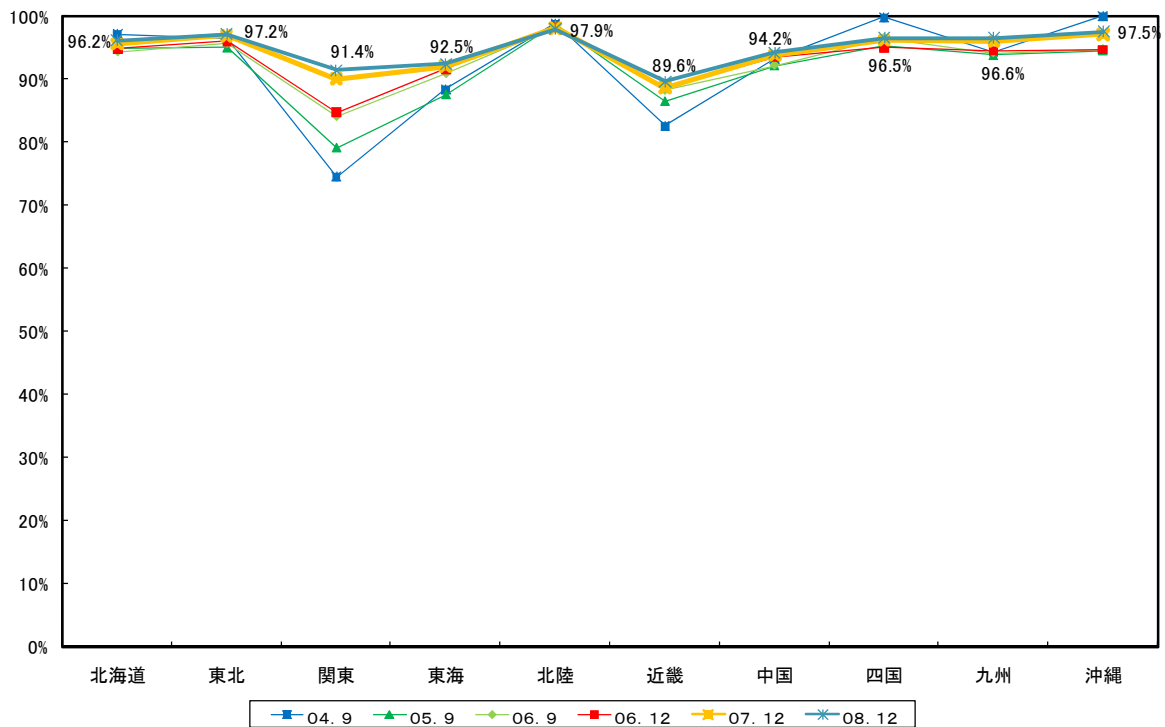


(出所) 総務省資料

3) 上位３者シェア

ＦＴＴＨ市場における地域ブロック別の上位３者シェアの推移についてみると、０８年１２月末時点で、近畿ブロックのみが上位３者シェアが９０％以下であり、その他のブロックは上位３者で９０％以上のシェアを占めており、全体として高度に寡占的な市場であるといえる。

【図表Ⅲ－４７ ＦＴＴＨ市場における地域ブロック別の上位３者シェアの推移】



（出所）総務省資料

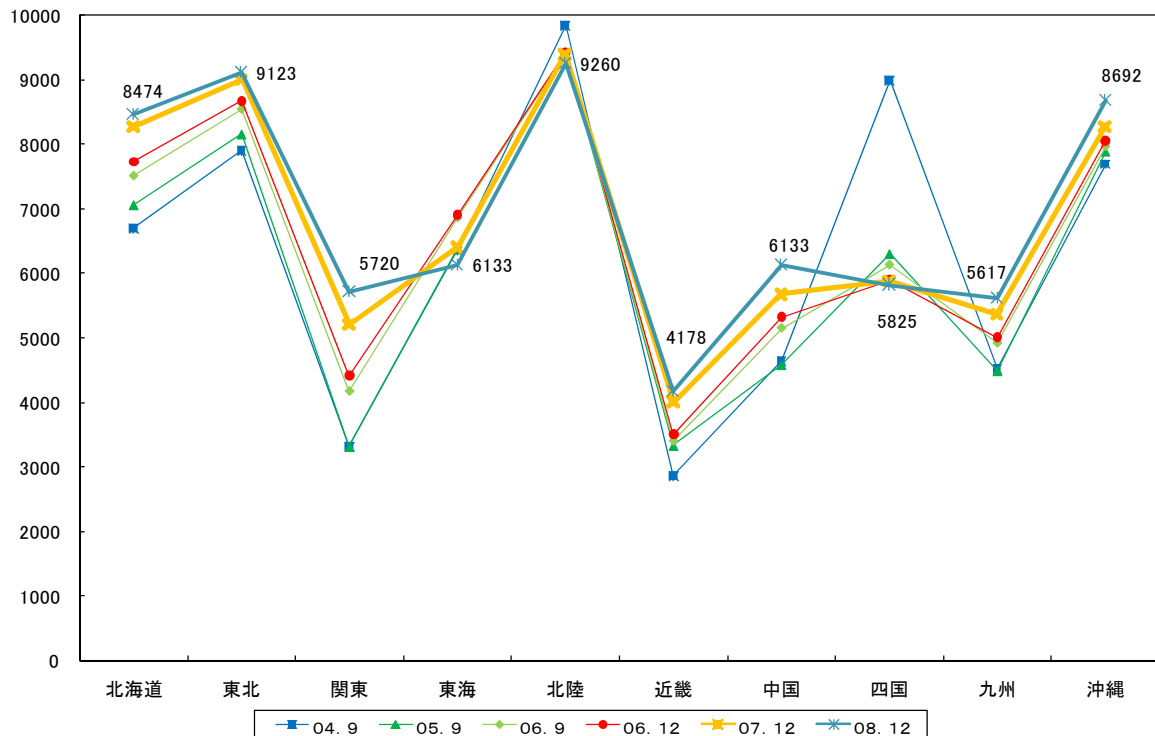
4) H H I

ＦＴＴＨ市場における地域ブロック別のＨＨＩの推移を見ると、０８年１２月末時点でＨＨＩが最も高いのは北陸ブロックの９２６０であり、サービス提供事業者はほぼ１者（ＮＴＴ西日本）に限定されている。

他方、０７年１２月末時点においてＨＨＩが最も低いのは近畿ブロックの４１７８であり、次いで関東ブロックの５７２０となっている。

０４年９月末からの推移を見ると、ＨＨＩが減少に転じているのは、東海、北陸及び四国のみであり、他のブロックのＨＨＩはいずれも上昇傾向にある。

【図表Ⅲ－４８ ＦＴＴＨ市場における地域ブロック別のＨＨＩの推移】



(出所) 総務省資料

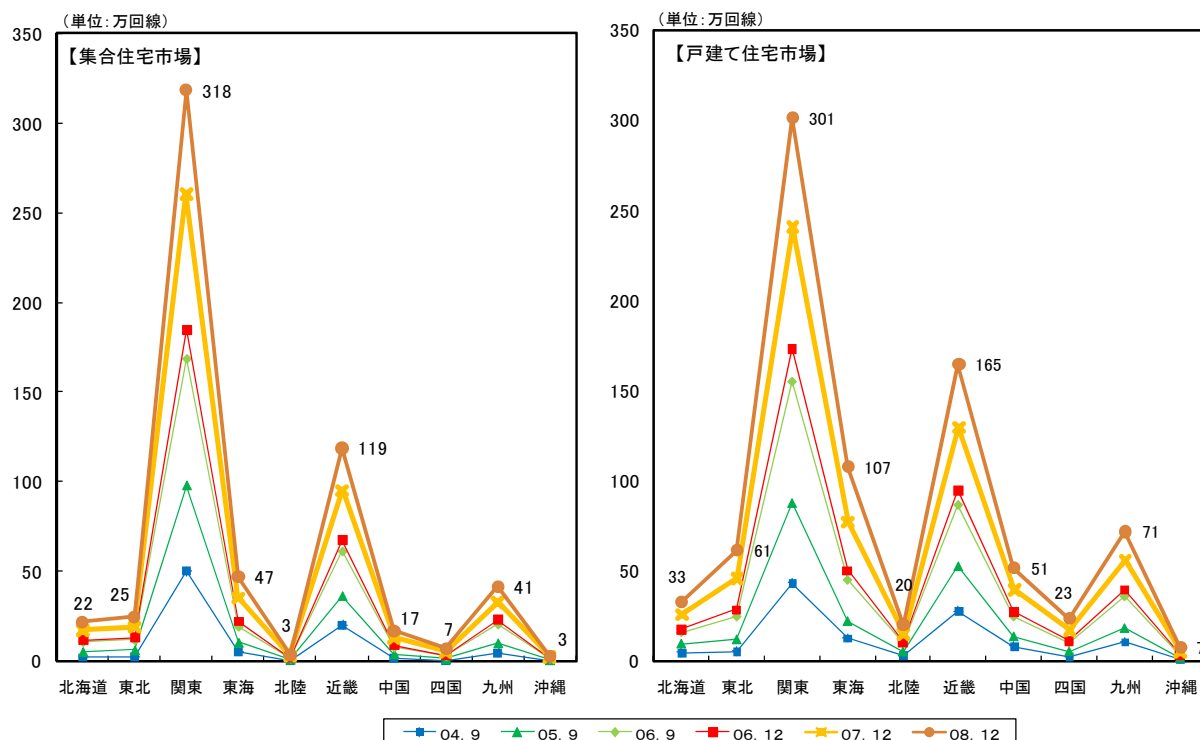
(２) 集合住宅市場及び戸建て住宅市場

1) 契約回線数

集合住宅市場及び戸建て住宅市場における地域ブロック別の契約回線数の分布と推移についてみると、集合住宅市場、戸建て住宅市場いずれにおいても全ブロックで契約回線数は増加傾向にある。

部分市場別では、関東を除く全てのブロックにおいて、戸建て住宅市場の方が、契約回線数が多い状況である。集合住宅市場は地域ブロックの住宅事情を反映し、都市圏である関東ブロック及び近畿ブロックに契約回線数が集中している。

【図表Ⅲ－４９ 集合住宅市場及び戸建て住宅市場における地域ブロック別の契約回線数の分布と推移】



(出所) 総務省資料

2) 事業者数

08年12月末時点における、各地域ブロックにおける集合住宅市場及び戸建て住宅市場における参入事業者数は図表Ⅲ－４６で示したとおりである。

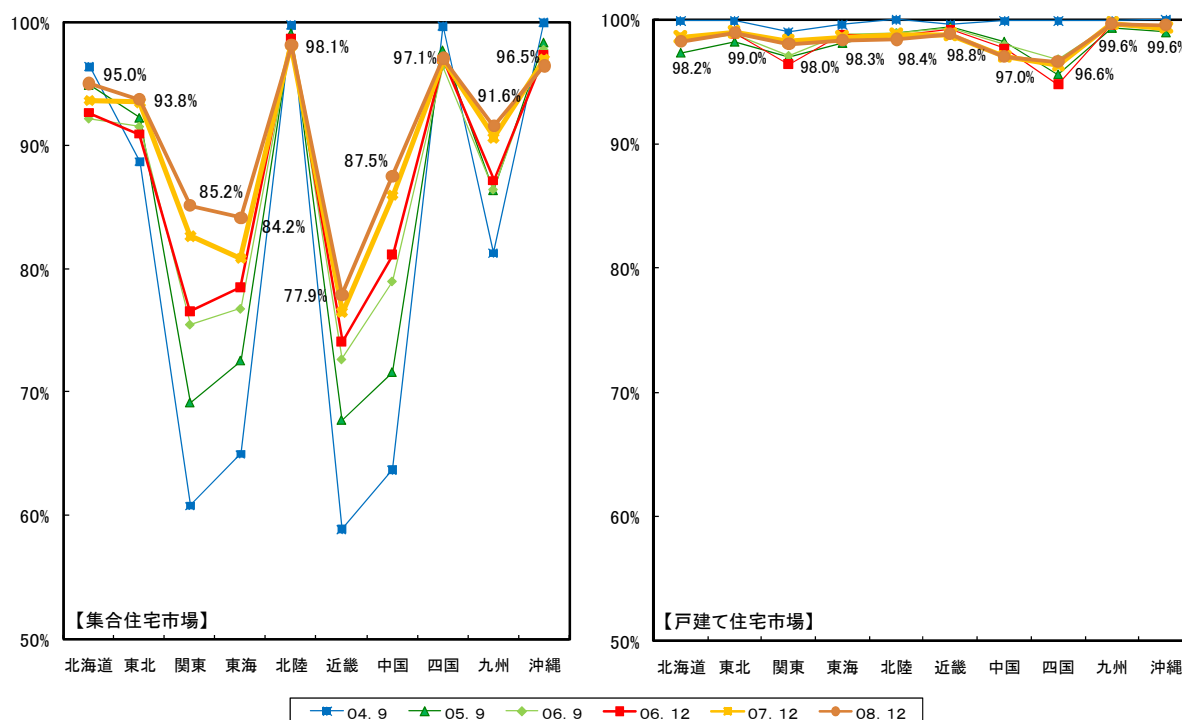
集合住宅市場の参入事業者数は、都市圏である関東ブロック及び近畿ブロックが多い。一方で、戸建て住宅市場の参入事業者数は、関東ブロックは多いものの近畿ブロックは集合住宅市場に比較して少なく、東海ブロックや中国ブロックが多い。これらの状況は、地域ブロックの住宅事情を反映しているものと考えられる。

3) 上位3者シェア

集合住宅市場及び戸建て住宅市場における地域ブロック別の上位3者シェアの推移についてみると、集合住宅市場においては、比較的シェアの低い地域ブロックにおいて増加傾向にあり、他方、比較的シェアの高い地域ブロックにおいては減少傾向にある。08年12月末時点でシェアが80%未満なのは近畿ブロックのみであり、全体として寡占的な傾向が強いといえる。

戸建て住宅市場においては、０８年１２月末時点で全ブロックにおいて９５％を超える状況であり、寡占的な傾向が強いといえる。

【図表Ⅲ－５０ 集合住宅市場及び戸建て住宅市場における地域ブロック別の上位３者シェアの推移】



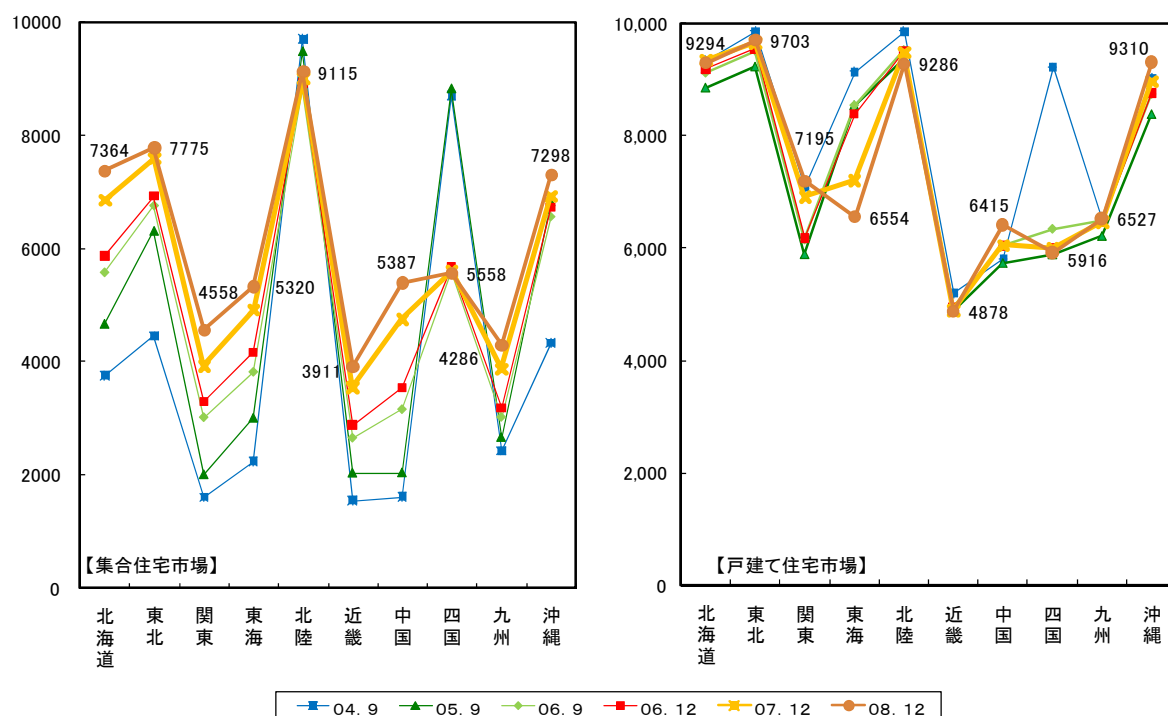
(出所) 総務省資料

4) H H I

集合住宅市場及び戸建て住宅市場における地域ブロック別のH H Iの推移についてみると、集合住宅市場においては、比較的H H Iの低い地域ブロックにおいて増加傾向にあり、他方、比較的H H Iの高い地域ブロックにおいて減少傾向にある。また、０８年１２月末時点でH H Iが３０００未満のブロックは存在せず、全体として寡占的な傾向が強いといえる。

戸建て住宅市場においては、０８年１２月末時点で最も低い地域ブロックでも近畿ブロックの４８７８であり、北海道ブロック、東北ブロック、北陸ブロック及び沖縄ブロックにおいては９０００を超え、寡占的な傾向が強い。

【図表Ⅲ－５１ 集合住宅市場及び戸建て住宅市場における地域ブロック別のHHIの推移】



(出所) 総務省資料

6. 競争状況の評価

(1) 2008年度の動向

1) 契約回線数

09年12月末時点のF T T H市場における契約回線数は1, 501. 7万であり、A D S LからF T T Hへのマイグレーションが進むなか増加を続けているが、増加率は低下傾向にある。

2) シェア

F T T H市場は、寡占的な傾向が強まっている。特に、契約回線数シェア1位のN T T東西のシェアは05年3月末以降上昇しており、09年3月末時点で74. 1%となっている。また、これに合わせ、上位3者シェアとH I Iがともに上昇を続けている。但し、N T T東西のシェアの伸びを見ると低下傾向が見られる(06年6. 9%増、07年の3. 8%増、08年2. 3%増)。

地域ブロック別で見ると、関東ブロック及び近畿ブロックといった大都市地域に加え、中国ブロック、四国ブロック及び九州ブロックなどでは、上位3者シェア及びH I Iが相対的に低い。特に、集合住宅市場においてこの傾向は強く、電力系事業者がN T T東西に対抗し得る有力な競争事業者として事業を展開しているといえる。

F T T H市場では、自ら保有する回線を自己のサービスに提供している回線の割合が89. 6%(07年9月末)を占めている¹⁵。F T T H市場においては、A D S Lとは異なり、第一種指定電気通信設備制度に基づきN T T東西のネットワークを利用しながら事業を展開していくサービス競争ではなく、自らネットワークを構築し事業展開していく設備競争が中心であり、そのなかで、N T T東西がシェアを伸ばしている状況であると考えられる。

3) サービスの多様化

F T T Hの料金は低廉化が進行し、特に、集合住宅市場においては、A D S LやC A T Vと同水準に達している。

これに加え、F T T Hを提供する各事業者は、N T T加入電話に比べて割安なO A

¹⁵ 注8を参照。

ＢＪ－ＩＰ電話サービス及び映像サービスとのセット提供（トリプルプレイサービス）を積極的に展開しており、ＦＴＴＨへのマイグレーションの要因の一つとなっている。

（２）市場支配力

１）市場支配力の存在

① 単独での市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、ＮＴＴ東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。現存の市場構造や事業者間の競争状況においては、一定の競争ルールが存在なしには、契約回線数シェア１位のＮＴＴ東西が単独で価格その他各般の条件を左右し得る地位にある蓋然性が高い。

ａ）量的基準

ＦＴＴＨ市場全体におけるＮＴＴ東西の契約回線数シェアが０９年３月末時点で７４．１％、集合住宅市場における契約回線数シェアが６７．６％、戸建て住宅市場における契約回線数シェアが７８．７％であり、かつ、全体市場および集合住宅市場では上昇傾向が続いている。他方、全体市場および集合住宅市場では電力系事業者を始めとする他の競争事業者のシェアは減少傾向にあり、ＮＴＴ東西とのシェア格差は拡大している。

ｂ）その他の主な判断要素

加入者回線のうち、ＦＴＴＨに用いられる光ファイバに占めるＮＴＴ東西のシェアは７３．６％（０８年１２月末）を占め、ＮＴＴ東西が保有する光ファイバに係るネットワーク¹⁶における加入アクセス部分はボトルネック性を有していると言える。また、０７年競争評価における戦略的評価「事業者間取引が競争に及ぼす影響に関する分析」における卸ＦＴＴＨ市場における卸売回線シェア¹⁷も７９．３％を占めている。

以上により、競争事業者によるＦＴＴＨのサービス提供は、ＮＴＴ東西の加入者回

¹⁶この場合のネットワークにはブロードバンド向けのネットワークのみならず、ＰＳＴＮ（Public Switched Telephone Networks：公衆交換電話網）や法人向けネットワーク等を含まれている。

¹⁷現にサービスに提供されており、かつ自ら保有する加入者回線で、自己又は他者のために用いられているものを契約回線数ベースに換算し、シェアを算定したもの。

線の開放に依存する部分が大きく、N T T東西は当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にあると考えられる。

また、地理的市場別で見ると、関東ブロック、近畿ブロック、四国ブロック及び九州ブロックのようにN T T東西と電力系事業者との競争が見られる地域もある一方で、東北ブロック及び北陸ブロックのように電力系事業者がF T T Hに参入しておらず、結果N T T東西が契約回線数シェアにおいて9割前後を占めている地域も存在している。

② 複数事業者による市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、シェア上位の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。

a) 量的基準

F T T H市場全体における上位3者シェアが09年3月末時点で90.8%、集合住宅市場における契約回線数シェアが82.5%、戸建て住宅市場における契約回線数シェアが97.7%であり、他方、F T T H市場全体におけるH H Iが5713、集合住宅市場におけるH H Iが5020、戸建て住宅市場におけるH H Iが6300と、市場はいずれも高度に寡占的である。また、全体市場および集合住宅市場では上位3者シェア及びH H Iはともに上昇を続けており、市場集中度は年々高まっている。

b) その他の主な判断要素

電子メール、インターネット接続等のサービス内容や定額制の料金体系等において、ブロードバンドサービスを提供する事業者間に一定の同質性が生まれる傾向にあり、F T T H市場の拡大が鈍化している点を考え合わせれば、事業者間の競争から生き残りのための協調へ向かう可能性も否定できない。

2) 市場支配力の行使

① 単独での市場支配力の行使

以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においては、N T T東西が単独で市場支配力を行使する可能性は高くないが、固定電話市場からのレバレッジの懸念等があると評価する。

N T T東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。これらの規制は、一定程度有効に機能しているものと考えられる。

また、ブロードバンド市場内におけるA D S LやC A T Vからの競争圧力も存在している。直近では、A D S L市場の純減ペースの拡大及びF T T Hの純増ペースの拡大が鈍化している。

しかしながら、F T T Hにおいては、N T T東西と電力系事業者等の競争事業者による競争が展開されているものの、N T T東西の契約回線数シェアは09年3月末時点で74.1%にまで達している。戸建て向け市場において従来から8割弱のシェアを有する一方で、集合住宅向け市場においてもそのシェアを7割弱まで伸ばすなど、N T T東西のシェアの伸長傾向が続いている。

このような中、F T T Hサービスへの加入に際しては、固定電話料金の低廉化やF T T Hサービスとの一括請求メリットをもたらすO A B JーI P電話とのセット提供が行われている。セット提供自体は複数の事業者が行っているが、N T T東西が高いシェアを有するN T T加入電話からO A B JーI P電話へのマイグレーションが進展することにより、固定電話市場において存在しているN T T東西の市場支配力が、ブロードバンド市場に対して影響を与える可能性があることから、設定された価格水準等の提供条件の適切性等について注視すべきである。

また、N G Nサービス提供地域において新たに「ひかり電話」を申し込む場合に「フレッツ 光ネクスト」の加入が必要とされている。こうした形でのセット提供は、費用面でのメリット等が存在する可能性がある一方、消費者の選択肢を狭める可能性がある点にも留意が必要である。

更に、N T T東西は、N T T加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もある。このように、N T T東西による固定電話市場からF T T H市場へのレバレッジ等によって、F T T H市場で市場支配力を行使することへの懸念がある。

② 複数の事業者による市場支配力の行使

以下の要素等を総合的に勘案し、シェア上位の複数の事業者が協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価する。

F T T H市場においては、新規加入キャンペーンの積極展開や高速化に伴う実質的な値下げ、固定電話や携帯電話との連携サービス等により、各事業者は将来の事業基盤強化のための顧客拡大を優先し、シェア獲得競争が引き続き展開されている。また、従来の競争状況及び契約回線数2位以下の事業者のシェアが低減傾向にあることに鑑みれば、複数事業者間での協調関係を考慮する必然性は低いと考えられる。

（３）今後の注視事項

F T T H市場がブロードバンド市場に占める重要性に鑑み、今後も詳細な分析を行う必要がある。F T T Hは依然拡大期にあり、今後も契約回線数の増加が見込まれるが、一方で、純増数は鈍化傾向にあり、事業者の新規参入も同様の傾向にある。N T T東西と他の競争事業者のシェアの格差が拡大していることも踏まえ、引き続き市場シェア等の競争状況をサービス区分別の部分市場（集合住宅市場及び戸建て向け市場）及び地理的区分別の部分市場の分析により詳細に把握すべきである。また、N T T東西による市場支配力の行使の可能性について、今後も注視していく必要がある。

特に、F T T Hへのマイグレーションに関しては、鈍化の傾向も見られるものの、引き続き進展しており、N T T東西と他の事業者のシェア格差の拡大傾向も続いている。他の部分市場からの競争圧力が弱まる場合には、現行の競争ルール下においても市場支配力の行使の可能性が高まる点に留意する必要があることから、競争ルールの不断の点検が行われるべきである。

また、広告・宣伝、工事や手続等はモニター調査の結果から料金に次いで利用者のサービス選択に影響を与える要素であることが分かっている。これらの要素がF T T H市場の競争に及ぼす影響についても注視すべきである。

これらの点に関しては、競争セーフガード制度の運用とともに、F T T H市場における競争活性化等に向けた検討が情報通信審議会において進められており、当該検討の動向を注視すべきである¹⁸。

また、固定電話市場における市場支配力を梃子としたN T T東西によるF T T H市場における影響力の拡大等についても引き続き注視すべきである。F T T Hサービスは、O A B J－I P電話とのセット提供が行われているなど、固定電話市場と密接に

¹⁸ 具体的には、N T T東西のF T T Hサービスにおける屋内配線の転用に関するルール整備、F T T R（Fiber to the Remote terminal）提供のためのドライカッパサブアンバンドルに関するルール整備等について検討が行われている。（09年2月24日諮問第1210号「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」

（http://www.soumu.go.jp/main_content/000010517.pdf）参照。）

関連する形で、普及が進んでいる面がある。また、加入電話の顧客情報の利用によって営業面等でNTTが競争事業者に対して優位となる可能性もある。この点に関しては、競争セーフガード制度の運用等により一定の対応がなされているものの、競争評価としても注視すべきである。

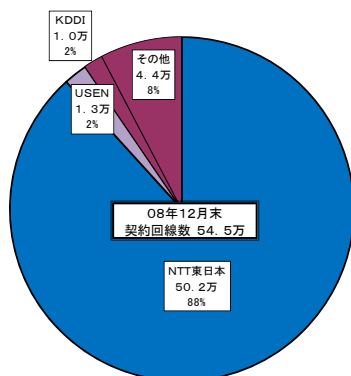
さらに、NTT東西によるNGNを利用したサービス「フレッツ 光ネクスト」の開始がF T T H市場に与える影響について注視することが必要である¹⁹。今後、インターネット接続とO A B J - I P電話のセット販売、更には映像サービスを加えた「トリプルプレイサービス」に対する需要動向によっては、F T T H市場動向に大きく影響する可能性があり、今後注目する必要がある。

¹⁹NTT東西は08年3月より、ハイビジョン相当のテレビ電話サービスや、QoS（Quality of Service）付きの動画配信サービスが実現可能となる次世代ネットワーク（NGN：Next Generation Network）を利用したサービス（「フレッツ 光ネクスト」）を東京、神奈川、千葉、埼玉及び大阪のそれぞれ一部地域において開始し、順次提供エリアを拡大している。

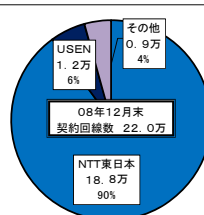
【参考Ⅲ－２ 地域ブロック別の主要指標（ＦＴＴＨ市場・０８年１２月末時点）】

１ 北海道

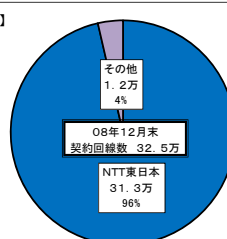
【FTTH市場全体】



【集合住宅市場】



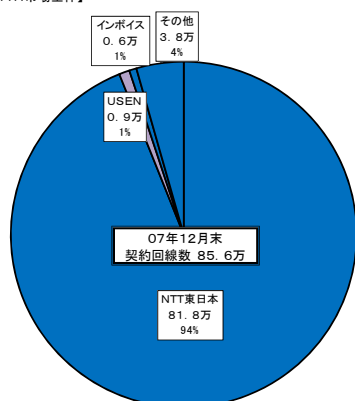
【戸建て住宅市場】



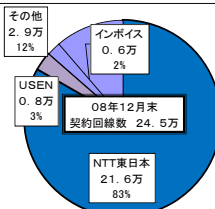
08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	22 者 (23 者)	16 者 (18 者)	12 者 (11 者)
H H I	8474 (8284)	7364 (6850)	9294 (9346)
上位３者シェア	96.2% (95.6%)	95.0% (93.7%)	98.2% (98.6%)

２ 東北

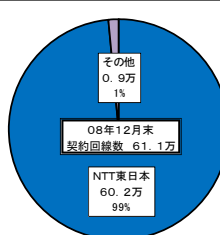
【FTTH市場全体】



【集合住宅市場】



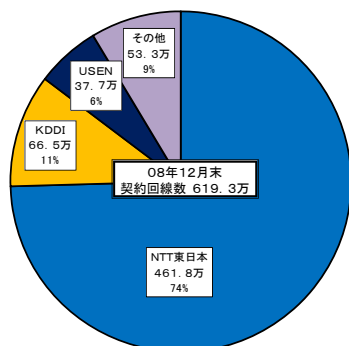
【戸建て住宅市場】



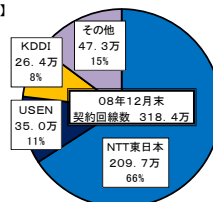
08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	25 者 (25 者)	15 者 (16 者)	14 者 (14 者)
H H I	9123 (9015)	7775 (7584)	9703 (9652)
上位３者シェア	97.2% (96.9%)	93.8% (93.5%)	99.0% (99.0%)

3 関東

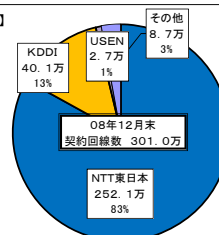
【FTTH市場全体】



【集合住宅市場】



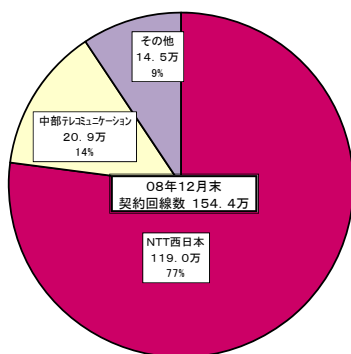
【戸建て住宅市場】



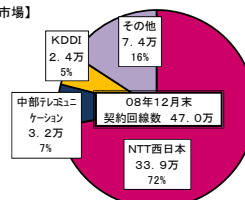
08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	56 者 (46 者)	36 者 (36 者)	36 者 (26 者)
H H I	5270 (5214)	4588 (3927)	7195 (6917)
上位3者シェア	91.4% (90.2%)	85.2% (82.7%)	98.0% (98.3%)

4 東海

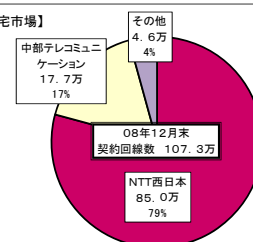
【FTTH市場全体】



【集合住宅市場】



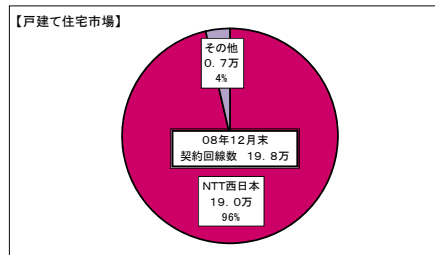
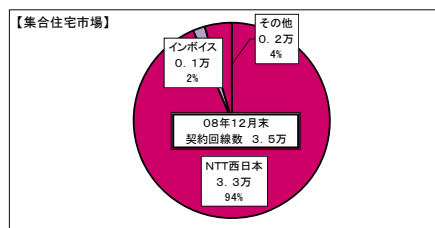
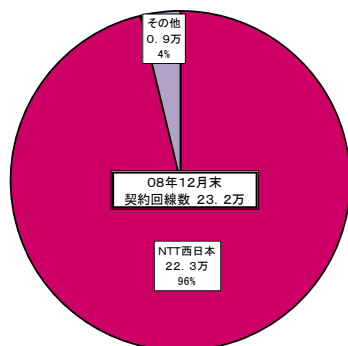
【戸建て住宅市場】



08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	43 者 (42 者)	20 者 (21 者)	30 者 (26 者)
H H I	6133 (6416)	5320 (4920)	6554 (7214)
上位3者シェア	92.5% (92.1%)	84.2% (80.8%)	98.3% (98.6%)

5 北陸

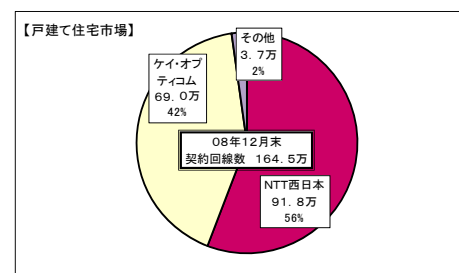
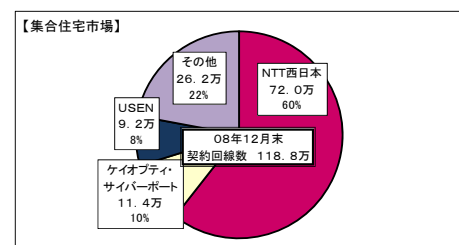
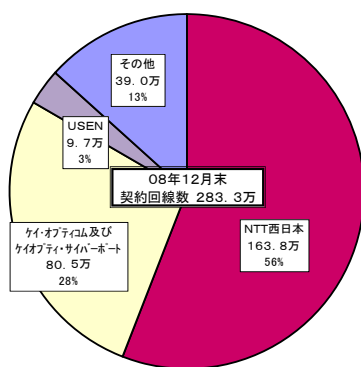
【FTTH市場全体】



08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	21 者 (21 者)	10 者 (12 者)	14 者 (13 者)
H H I	9260 (9407)	9115 (9000)	9286 (9479)
上位3者シェア	97.9% (98.2%)	98.1% (98.1%)	98.4% (98.8%)

6 近畿

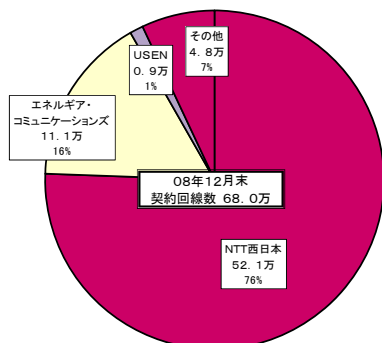
【FTTH市場全体】



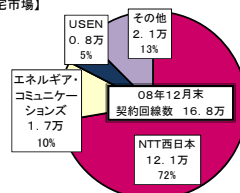
08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	31 者 (31 者)	25 者 (22 者)	15 者 (14 者)
H H I	4178 (4008)	3911 (3546)	4878 (4895)
上位3者シェア	89.6% (88.7%)	77.9% (76.5%)	98.8% (98.8%)

7 中国

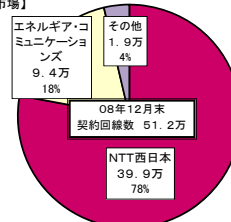
【FTTH市場全体】



【集合住宅市場】



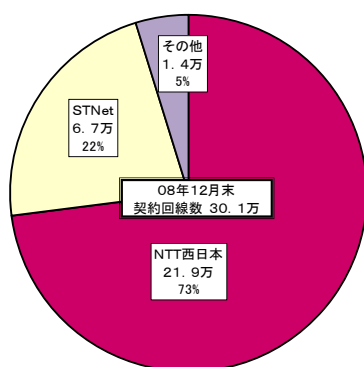
【戸建て住宅市場】



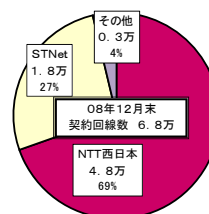
08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	34 者 (38 者)	18 者 (18 者)	24 者 (26 者)
H H I	6133 (5681)	4748 (4758)	6053 (6053)
上位3者シェア	94.2% (93.9%)	87.5% (86.0%)	97.0% (97.0%)

8 四国

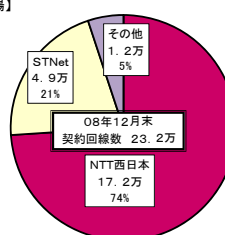
【FTTH市場全体】



【集合住宅市場】



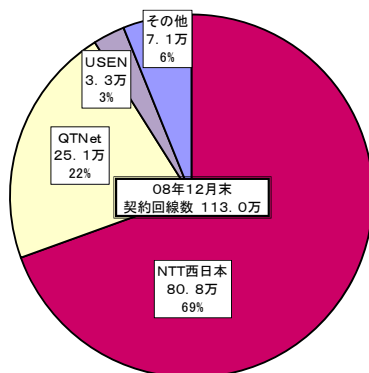
【戸建て住宅市場】



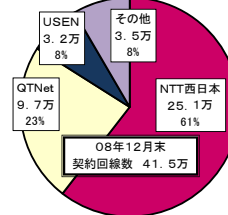
08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	23 者 (23 者)	13 者 (13 者)	15 者 (15 者)
H H I	5825 (5885)	5558 (5595)	5916 (5993)
上位3者シェア	96.5% (96.2%)	97.1% (96.9%)	97.0% (96.4%)

9 九州

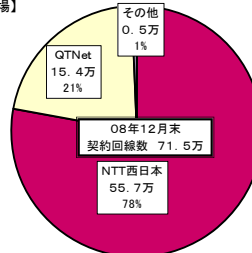
【FTTH市場全体】



【集合住宅市場】



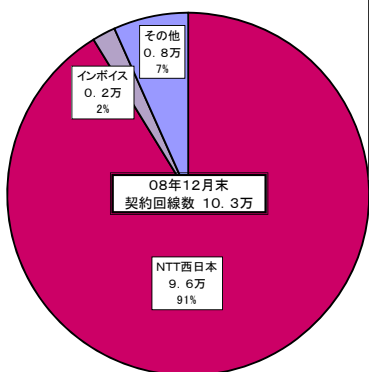
【戸建て住宅市場】



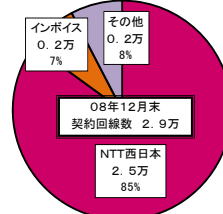
08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	20 者 (22 者)	15 者 (18 者)	9 者 (9 者)
H H I	5617 (5368)	4286 (3871)	6527 (6471)
上位3者シェア	96.6% (96.0%)	91.6% (90.6%)	99.6% (99.7%)

10 沖縄

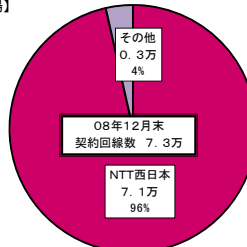
【FTTH市場全体】



【集合住宅市場】



【戸建て住宅市場】



08.12 (07.12)	合計 (①+②)	①集合住宅市場	②戸建て住宅市場
参入事業者数	10 者 (10 者)	8 者 (8 者)	6 者 (7 者)
H H I	8280 (8280)	7298 (6921)	9310 (8967)
上位3者シェア	97.5% (97.2%)	96.5% (97.0%)	99.6% (99.3%)

(出所) 総務省資料

【参考Ⅲ－３ 地域ブロック別上位３者の推移（ＦＴＴＨ市場全体・集合住宅市場・戸建て住宅市場）】

①ＦＴＴＨ市場全体

	08/12末時点					07/12末時点					06/12末時点							
	順位	割合	順位	割合	順位	順位	割合	順位	割合	順位	順位	割合	順位	割合				
北海道	NTT東日本	92.0%	USEN	2.3%	KDDI	1.9%	NTT東日本	90.9%	非公表	—	非公表	—	NTT東日本	87.8%	非公表	—	非公表	—
東北	NTT東日本	95.5%	USEN	1.0%	インボイス	0.7%	NTT東日本	94.9%	非公表	—	非公表	—	NTT東日本	93.1%	非公表	—	非公表	—
関東	NTT東日本	74.6%	KDDI	10.7%	USEN	6.1%	NTT東日本	70.7%	KDDI	12.0%	USEN	7.4%	NTT東日本	64.7%	東京電力	10.2%	USEN	9.9%
東海	NTT西日本	77.1%	中部テレコム・ケーシング	13.6%	非公表	—	NTT西日本	79.3%	中部テレコム・ケーシング	10.8%	非公表	—	NTT西日本	82.8%	中部テレコム・ケーシング	6.1%	非公表	—
北陸	NTT西日本	96.2%	非公表	—	非公表	—	NTT西日本	97.0%	非公表	—	非公表	—	NTT西日本	97.1%	非公表	—	非公表	—
近畿	NTT西日本	57.8%	ケイ・オブ・ティコム	28.4%	USEN	3.4%	NTT西日本	56.1%	ケイ・オブ・ティコム	28.8%	非公表	—	NTT西日本	53.1%	ケイ・オブ・ティコム	30.2%	USEN	5.5%
中国	NTT西日本	76.6%	エヌ・エフ・コム・ケーシング	16.4%	USEN	1.3%	NTT西日本	72.9%	エヌ・エフ・コム・ケーシング	19.1%	非公表	—	NTT西日本	70.0%	エヌ・エフ・コム・ケーシング	20.6%	非公表	—
四国	NTT西日本	73.0%	STNet	22.2%	非公表	—	NTT西日本	74.1%	STNet	19.5%	非公表	—	NTT西日本	74.9%	STNet	16.4%	非公表	—
九州	NTT西日本	71.5%	QTNet	22.2%	USEN	2.9%	NTT西日本	69.5%	QTNet	22.8%	非公表	—	NTT西日本	67.0%	QTNet	22.3%	USEN	5.3%
沖縄	NTT西日本	93.2%	非公表	—	インボイス	2.1%	NTT西日本	90.9%	非公表	—	非公表	—	NTT西日本	89.7%	非公表	—	非公表	—

②集合住宅市場

地域区分	08/12末時点					07/12末時点					06/12末時点							
	順位	割合	順位	割合	順位	順位	割合	順位	割合	順位	順位	割合	順位	割合				
北海道	NTT東日本	85.5%	USEN	5.4%	KDDI	4.1%	NTT東日本	82.3%	USEN	7.3%	非公表	—	NTT東日本	75.3%	USEN	11.7%	KDDI	5.6%
東北	NTT東日本	88.0%	USEN	3.3%	インボイス	2.4%	NTT東日本	86.9%	非公表	—	非公表	—	NTT東日本	82.9%	USEN	5.8%	非公表	—
関東	NTT東日本	65.9%	USEN	11.0%	KDDI	8.3%	NTT東日本	60.6%	USEN	13.3%	KDDI	8.8%	NTT東日本	53.8%	USEN	17.8%	KDDI	5.3%
東海	NTT西日本	72.2%	中部テレコム・ケーシング	6.8%	KDDI	5.2%	NTT西日本	69.3%	フタバパブリック	6.0%	KDDI	5.5%	NTT西日本	63.2%	USEN	8.3%	KDDI	7.1%
北陸	NTT西日本	95.4%	インボイス	2.0%	非公表	—	NTT西日本	94.8%	非公表	—	非公表	—	NTT西日本	94.4%	非公表	—	非公表	—
近畿	NTTT西日本	60.6%	ケイ・オブ・ティコム・サービス	9.6%	USEN	7.7%	NTT西日本	57.1%	ケイ・オブ・ティコム・サービス	9.7%	USEN	9.7%	NTT西日本	49.7%	USEN	12.6%	ケイ・オブ・ティコム・サービス	11.7%
中国	NTTT西日本	72.3%	エヌ・エフ・コム・ケーシング	10.3%	USEN	5.0%	NTT西日本	67.3%	エヌ・エフ・コム・ケーシング	11.5%	USEN	7.2%	NTT西日本	56.3%	エヌ・エフ・コム・ケーシング	13.0%	USEN	11.9%
四国	NTTT西日本	69.6%	STNet	26.7%	非公表	—	NTT西日本	70.3%	STNet	25.6%	非公表	—	NTT西日本	71.1%	STNet	24.9%	非公表	—
九州	NTTT西日本	60.5%	QNet	23.5%	USEN	7.6%	NTT西日本	56.0%	QNet	25.1%	USEN	9.6%	NTT西日本	48.3%	QNet	25.1%	USEN	13.8%
沖縄	NTTT西日本	85.0%	インボイス	7.4%	非公表	—	NTT西日本	82.4%	インボイス	9.7%	非公表	—	NTT西日本	81.1%	インボイス	10.2%	FNJ	6.0%

③戸建て住宅市場

都道府県	06/12末時点					07/12末時点					06/12末時点							
	順位	割合	順位	割合	順位	順位	割合	順位	割合	順位	順位	割合	順位	割合				
北海道	NTT東日本	96.4%	非公表	—	非公表	—	NTT東日本	96.7%	非公表	—	非公表	—	NTT東日本	95.9%	非公表	—	非公表	—
東北	NTT東日本	98.5%	非公表	—	非公表	—	NTT東日本	98.2%	非公表	—	非公表	—	NTT東日本	97.8%	非公表	—	非公表	—
関東	NTT東日本	83.8%	KDDI	13.3%	USEN	0.9%	NTT東日本	81.7%	KDDI	15.5%	非公表	—	NTT東日本	76.3%	東京電力	20.7%	非公表	—
東海	NTT西日本	79.2%	中部テレコム・ケーシング	16.5%	非公表	—	NTT西日本	83.9%	中部テレコム・ケーシング	13.3%	非公表	—	NTT西日本	91.4%	非公表	—	非公表	—
北陸	NTT西日本	96.4%	非公表	—	非公表	—	NTT西日本	97.4%	非公表	—	非公表	—	NTT西日本	97.6%	非公表	—	非公表	—
近畿	NTT西日本	55.8%	ケイ・オブ・ティコム	42.0%	非公表	—	NTT西日本	55.4%	ケイ・オブ・ティコム	42.8%	非公表	—	NTT西日本	55.5%	ケイ・オブ・ティコム	47.0%	非公表	—
中国	NTT西日本	77.9%	エヌ・エフ・コム・ケーシング	18.4%	非公表	—	NTT西日本	74.7%	エヌ・エフ・コム・ケーシング	21.7%	非公表	—	NTT西日本	74.4%	エヌ・エフ・コム・ケーシング	25.3%	非公表	—
四国	NTT西日本	74.0%	STNet	20.9%	非公表	—	NTT西日本	75.3%	STNet	17.7%	非公表	—	NTT西日本	76.1%	STNet	15.0%	ケーブルテレビ福岡	6.8%
九州	NTT西日本	77.9%	QTNet	21.5%	非公表	—	NTT西日本	77.5%	QTNet	21.4%	非公表	—	NTT西日本	77.8%	QTNet	21.8%	非公表	—
沖縄	NTT西日本	96.5%	非公表	—	非公表	—	NTT西日本	94.6%	非公表	—	非公表	—	NTT西日本	93.6%	非公表	—	非公表	—

（出所）総務省資料

【参考Ⅲ－４ 地域ブロック別契約回線数の推移（ＦＴＴＨ市場全体・集合住宅市場・戸建て住宅市場）】

①ＦＴＴＨ市場全体

	08年12月末	07年12月末	06年12月末
北海道	545,334	427,637	292,169
東北	856,028	644,191	413,779
関東	6,193,262	5,011,330	3,583,079
東海	1,543,511	1,120,452	720,049
北陸	232,165	178,354	123,671
近畿	2,833,414	2,246,855	1,618,887
中国	680,279	524,371	362,400
四国	300,529	218,511	144,735
九州	1,129,812	883,876	623,700
沖縄	102,873	73,375	48,648
全国計	14,417,207	11,328,952	7,931,117

②集合住宅市場

	08年12月末	07年12月末	06年12月末
北海道	220,286	170,198	115,124
東北	245,261	188,305	129,148
関東	3,183,749	2,604,956	1,848,894
東海	470,322	351,083	218,090
北陸	34,526	26,140	17,026
近畿	1,188,153	951,659	671,862
中国	167,906	131,040	88,122
四国	68,325	49,536	32,456
九州	414,818	328,676	228,842
沖縄	29,484	22,581	15,233
全国計	6,022,830	4,824,174	3,364,797

③戸建て住宅市場

	08年12月末	07年12月末	06年12月末
北海道	325,048	257,439	177,045
東北	610,767	455,886	284,631
関東	3,009,512	2,406,373	1,734,185
東海	1,073,190	769,370	501,959
北陸	197,639	152,214	106,645
近畿	1,645,261	1,295,196	947,025
中国	512,373	393,331	274,278
四国	232,204	168,975	112,279
九州	714,994	555,200	394,858
沖縄	73,389	50,794	33,415
全国計	8,394,377	6,504,778	4,566,320

（出所）総務省資料

第5章 部分市場としてのCATVインターネット市場の主要指標の分析

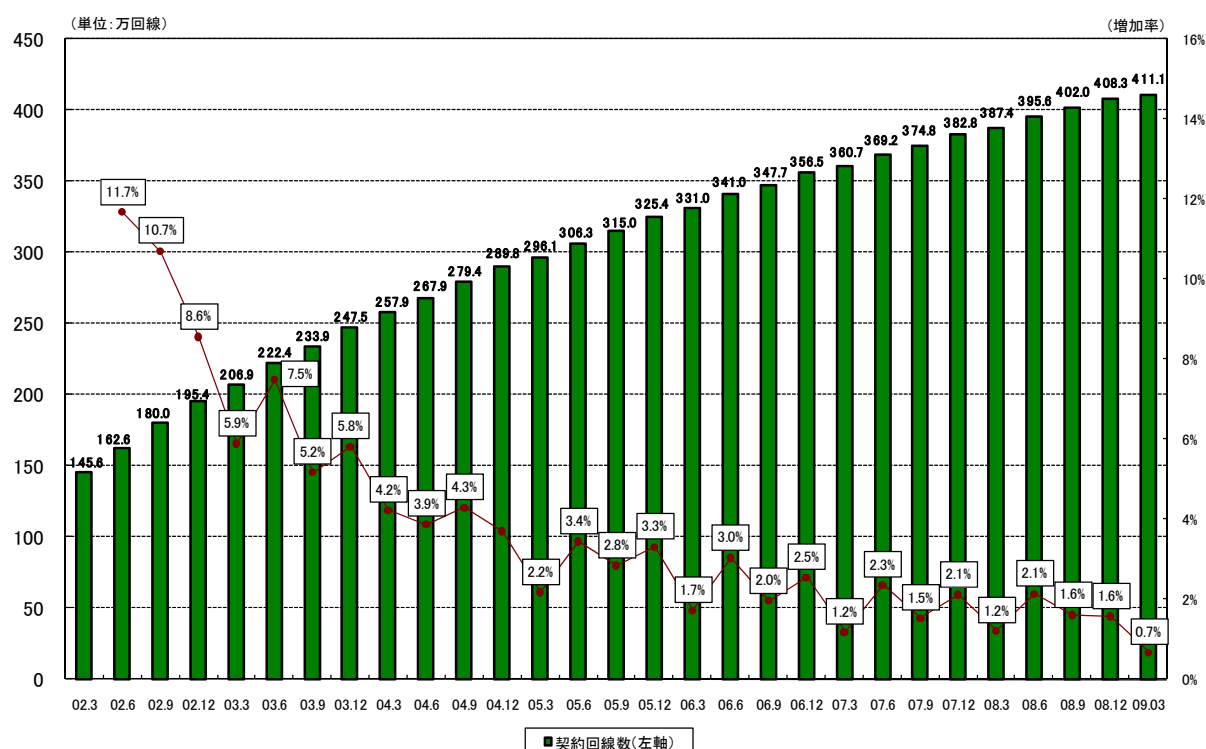
本章では、インターネット接続領域のうち、部分市場としてのCATVインターネット市場の主要指標を分析する。

1. 市場の規模

(1) 契約回線数の推移

CATV市場全体では、09年3月末時点の契約回線数は411.1万であり、増加が続いている。一方で、増加率は低下傾向にある。

【図表Ⅲ－５２ CATV市場における契約回線数の推移】



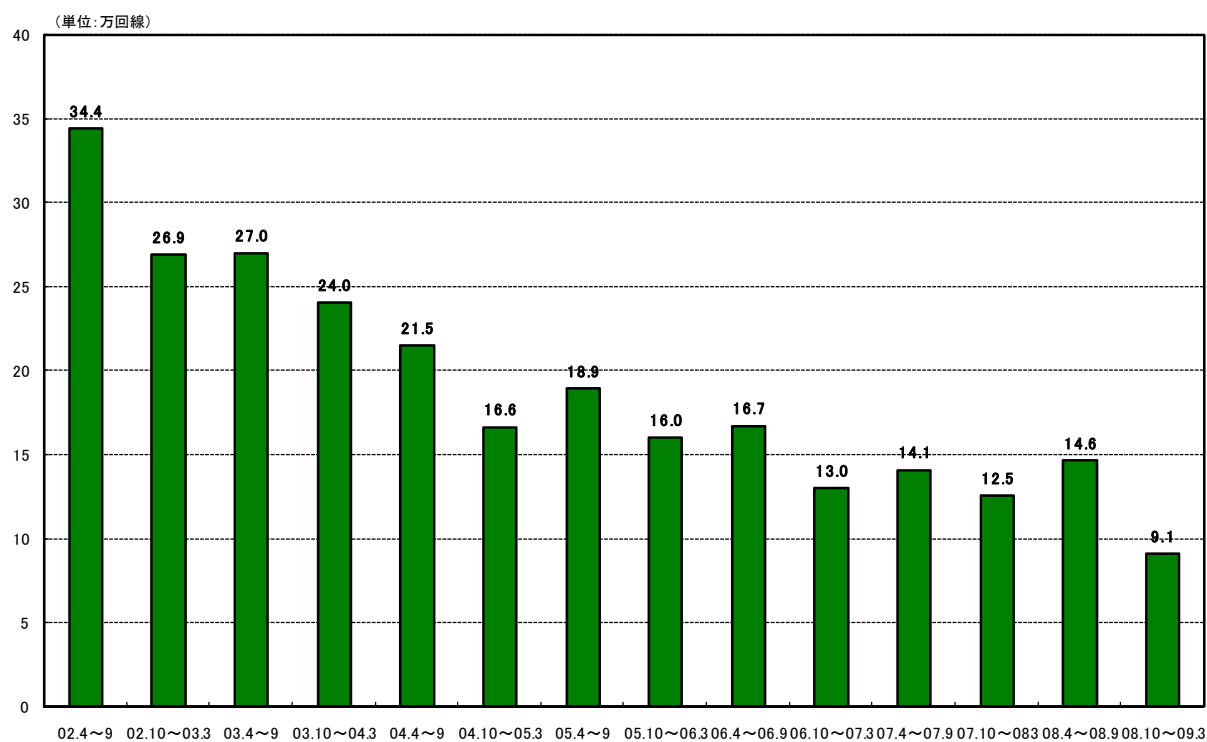
(出所) 総務省資料

(2) 契約回線数の純増数推移

CATV市場全体における契約回線数の純増数についてみると、02年4月～02年9月期以降減少傾向にあったが、04年10月～05年3月期以降は横ばいの傾向にある。

これは、ブロードバンド市場内におけるＡＤＳＬやＦＴＴＨといった他のサービスとの競争に直面する一方、エリアを限定した小規模の事業者が新規参入し、事業を展開していることによると考えられる。

【図表Ⅲ－５３ ＣＡＴＶ市場における契約回線数の純増数推移】



(出所) 総務省資料

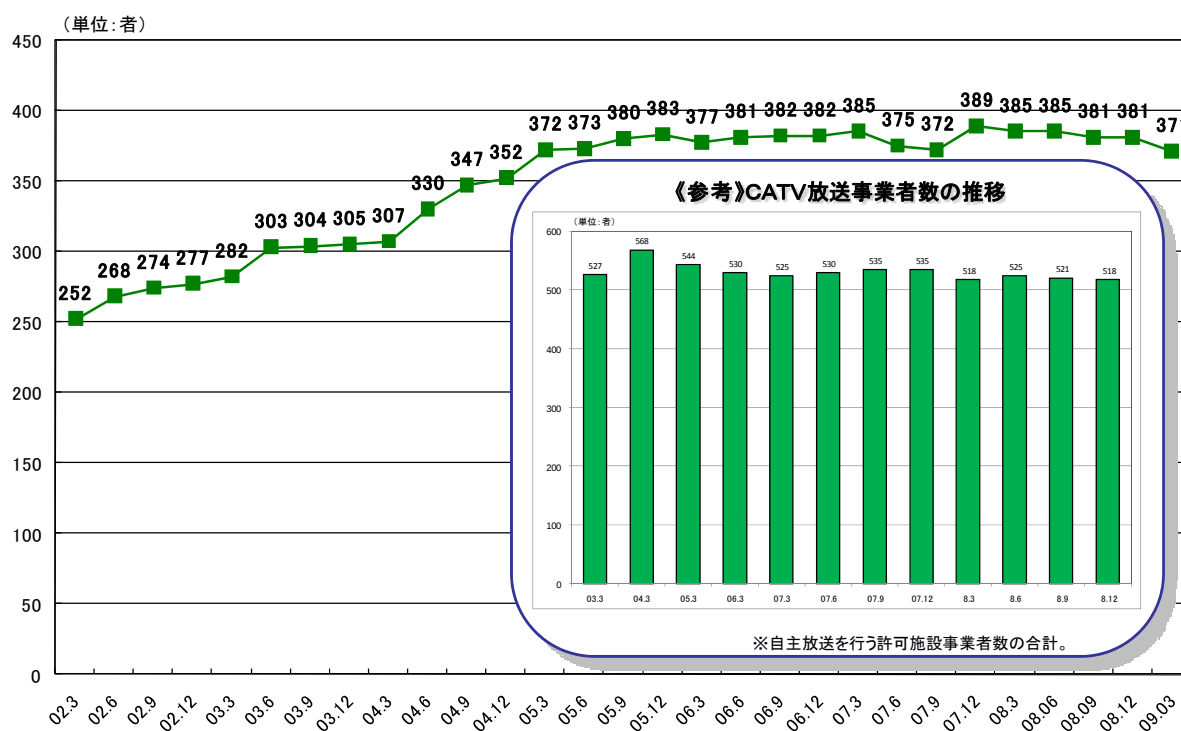
2. 競争状況の分析

(1) 事業者数

CATV市場における参入事業者数についてみると、09年3月末時点で371者であり、横ばいの傾向である。

なお、放送サービスを行っている事業者（自主放送を行う許可施設数の合計）は、08年12月末時点で518者となっている。

【図表Ⅲ－５４ CATV市場における参入事業者数の推移】



(出所) 総務省資料

(2) 料金の状況

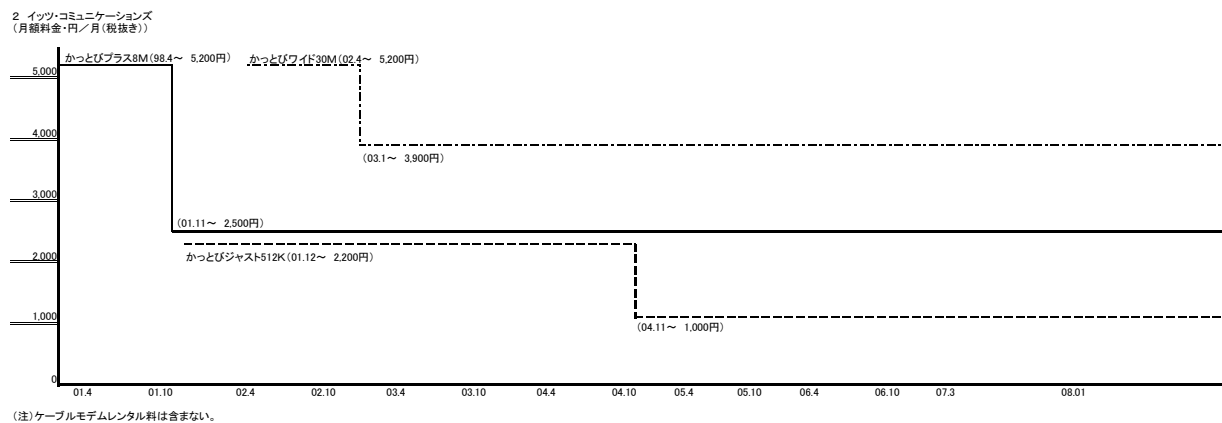
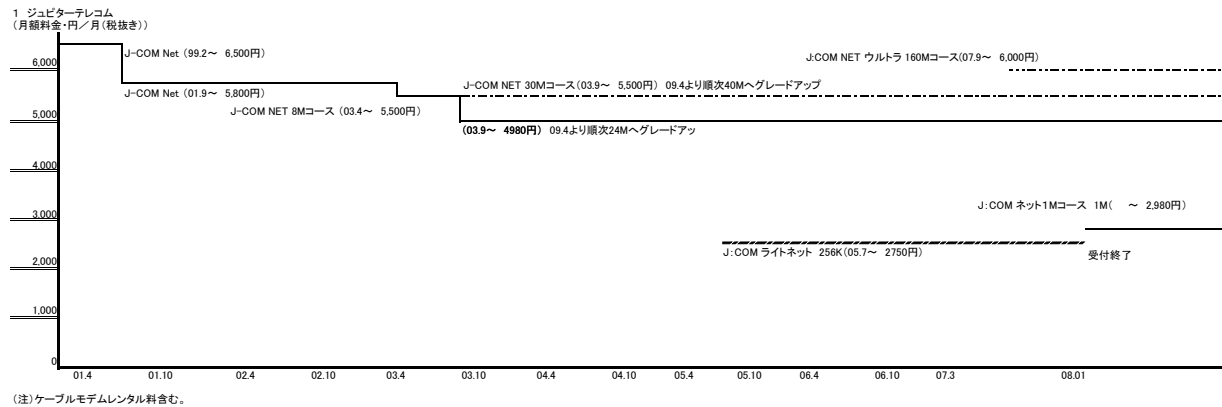
1) 料金水準の変化

図表Ⅲ－５５はCATV大手2社の料金推移をグラフ化したものである。

いずれも、8Mbpsから30Mbpsにサービスレベルが上がる前後に、旧レベルのサービス料金を値下げし、新サービスの料金水準は旧サービスの料金水準に据え

置かれている。また、近年では、速度を落として低廉な料金でサービスを行うプランも提供されている。

【図表Ⅲ－５５ ＣＡＴＶインターネットにおける料金の推移】

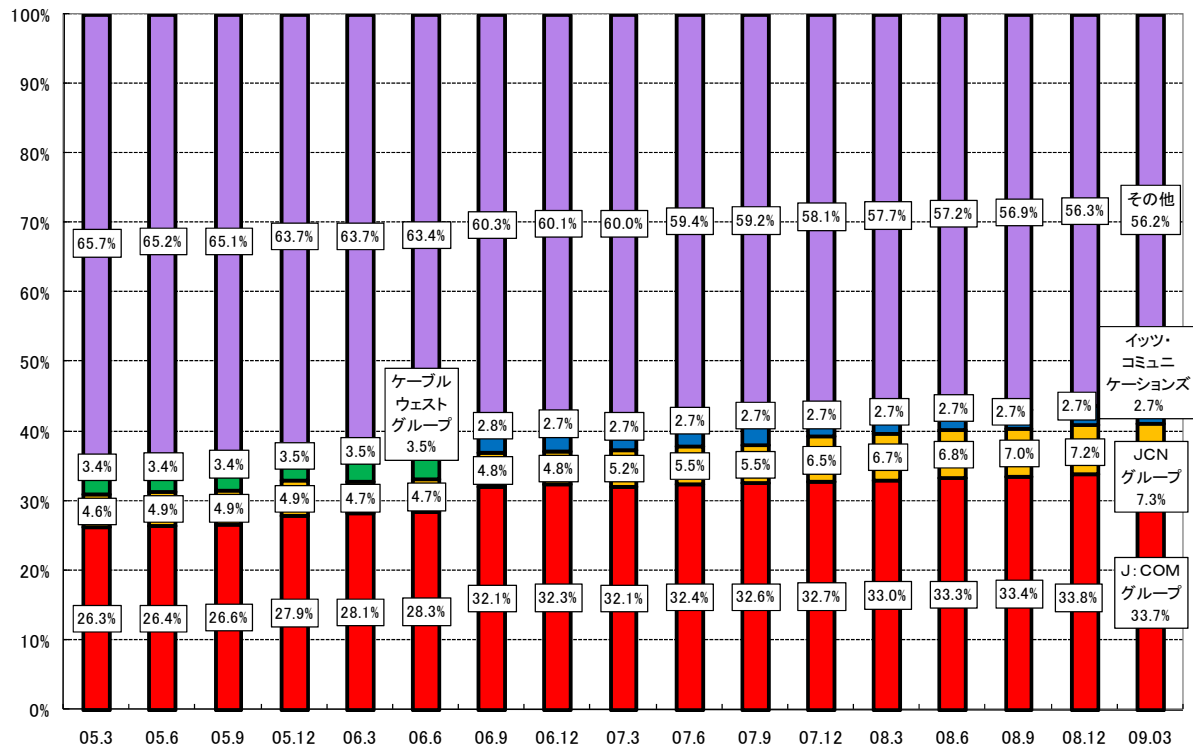


(出所) 対象事業者HP

(3) 契約回線数の事業者別シェア

ＣＡＴＶ市場における契約回線数の事業者別シェアについてみると、０６年９月末以降、Ｊ：ＣＯＭグループが１位、ＪＣＮグループが２位、イッツ・コミュニケーションズが３位のまま推移している。そのなかでも、Ｊ：ＣＯＭグループ及びＪＣＮグループのシェアがわずかながら上昇を続けている。

【図表Ⅲ－５６ C A T V市場における契約回線数の事業者別シェアの推移】



(注1) 複数の地域の有線テレビジョン放送事業者を統一ブランド等により、所有・運営する統括運営会社を「MSO (Multiple System Operator) : 多施設保有者」として一つのグループにまとめている。

(注2) 06年度評価結果において、06.6以前における旧ケーブルウェストグループのシェア算定が漏れていたため、今回の評価結果において反映させている。

(出所) 総務省資料

(4) 市場集中度の推移 (上位3者シェア、HHI)

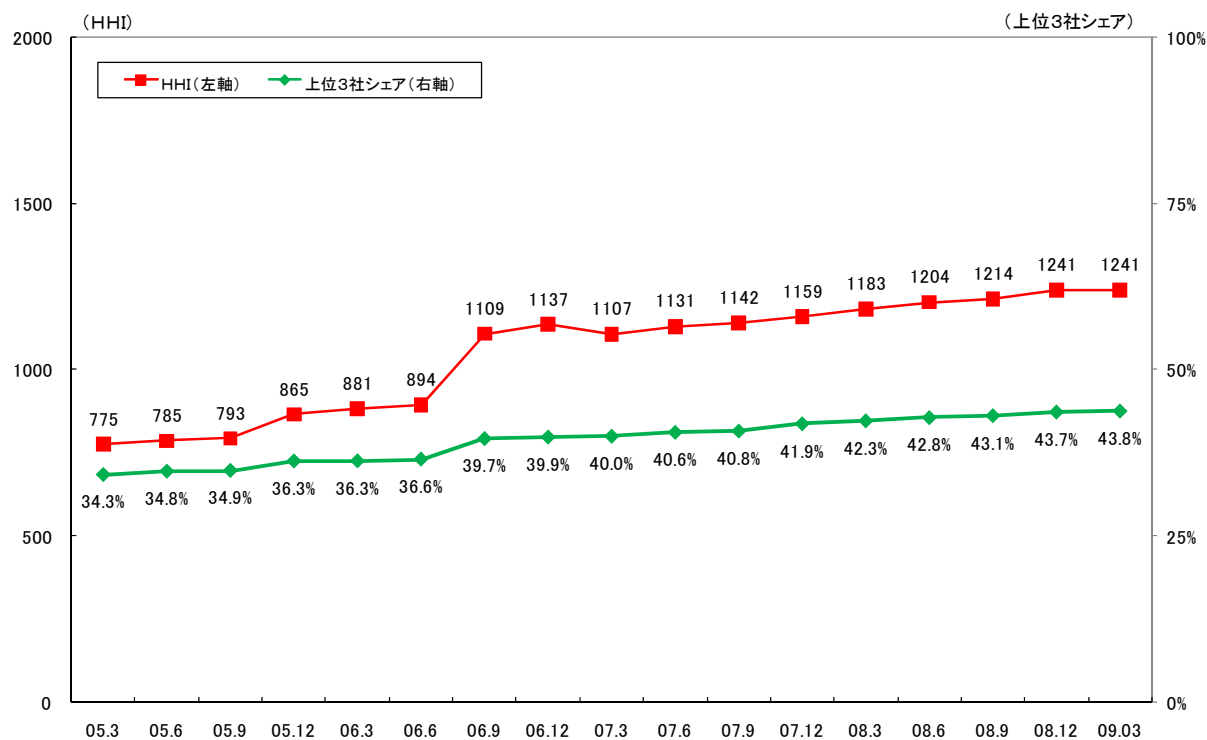
1) 上位3者シェアの推移

C A T V市場における契約回線数の上位3者シェアについてみると、09年3月末時点で43.8%であり、一貫して緩やかな上昇傾向にある。

2) H H I の推移

C A T V市場における契約回線数のHHIを見ると、09年3月末時点で1241であり、上昇をつづけている。上位3者シェアと合わせて判断すると、HHIの上昇は合併・買収等によるMSOの拡大に起因するものと考えられる。

【図表Ⅲ－５７ C A T V市場における契約回線数の上位３者シェア及びH H I の推移】



(注) 複数の地域の有線テレビジョン放送事業者を統一ブランド等により、所有・運営する統括運営会社を「MSO (Multiple System Operator) : 多施設保有者」として一つのグループにまとめている。

(出所) 総務省資料

3. 競争状況の評価

(1) 2008年度の動向

1) 契約回線数

08年12月末時点のCATV市場における契約回線数は411.1万であり、増加を続けているものの、増加率は低下傾向にある。しかしながら、ADSLからFTTHへのマイグレーションの進行によりADSLが純減局面にあることと比較すれば堅調であるといえる。

2) シェア

上位3者シェア・HHIともに増加傾向にある。これは合併・買収等によるMSOの拡大によりものと考えられる。また、FTTHやADSLといった他のサービスと比較すると、上位3者シェアやHHIの水準は高くはない。

(2) 市場支配力

1) 市場支配力の存在

① 単独での市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、単独で市場支配力を行使し得る地位にある事業者は存在しないと評価する。

a) 量的基準

CATV市場における契約回線数シェア1位のJ:COMグループのシェアは09年3月末時点で33.7%であり、上昇を続けている。一方、同時期のシェア2位のJCNグループは7.3%、シェア3位のイツ・コミュニケーションズは2.7%であり、J:COMグループとの差は大きいといえる。

b) その他の主な判断要素

CATVは地域密着型のサービスであることから、CATV事業者は市町村(区)単位ごとに営業区域が分けられている例が多く、CATVインターネットを提供している事業者は地域ごとに独占に近い。したがって、J:COMグループは、MSOと

して複数の地域にまたがって広域でサービス展開しているものの、単独で全国的に市場支配力を行使し得る地位にあるとはいえない。

さらに、F T T H市場及びA D S L市場からの競争圧力が存在している。トリプルプレイサービスに関してはF T T Hとの競争が存在する。

② 複数事業者による市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、シェア上位の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にある事業者は存在しないと評価する。

a) 量的基準

C A T V市場における上位3者シェアは09年3月末時点で43.8%、H H Iは1241となり、緩やかな上昇傾向にあるものの、市場は高度に寡占的とはいえない。

b) その他の主な判断要素

ブロードバンド市場内におけるA D S LやF T T Hからの競争圧力が存在し、F T T Hにおけるトリプルプレイサービスの提供による競争圧力の強化も存在する。

2) 市場支配力の行使

該当無し。

(3) 今後の注視事項

J : C O MグループやJ C Nグループ等は、複数の地域の有線テレビジョン放送事業者を統一ブランドで所有・運営するM S Oとして他事業者を合併・吸収し、そのシェアを伸ばしつつある。C A T V市場の市場集中度は他市場に比して低水準ではあるものの上昇傾向にあり、今後大型の合従連衡の動きが発生し、急激な寡占化・独占化が顕在化した場合には注意が必要である。

また、A D S Lと異なり、C A T Vインターネットは放送サービスとのバンドルによる優位性・独立性があるが、電気通信役務利用放送等による高品質・多チャンネルの映像伝送サービスを利用可能なF T T Hへのマイグレーションの進展が、C A T Vインターネットに競争上の影響をもたらす可能性がある。I Pマルチキャストによる電気通信役務利用放送、V O Dやインターネット放送を含めた映像伝送サービスの普及動向に注目することが今後必要である。さらに、O A B JーI P電話を加えたトリ

プルプレイサービスの動向に関しても注視が必要である。

さらに、CATVインターネットの高速化が進展しており、そうしたサービスはユーザーにとってF T T Hと一定程度代替的である可能性がある。現在、ブロードバンド市場の分析においてはこれらを代替的であると捉えて分析を行っているが、今後は、高速なCATVインターネットとF T T Hについて特に着目した分析を加えることも考慮すべきである。

第6章 ISP市場の主要指標の分析

本章では、インターネット接続領域のうち、部分市場としてのISP市場の主要指標を分析する。

1. 市場の規模

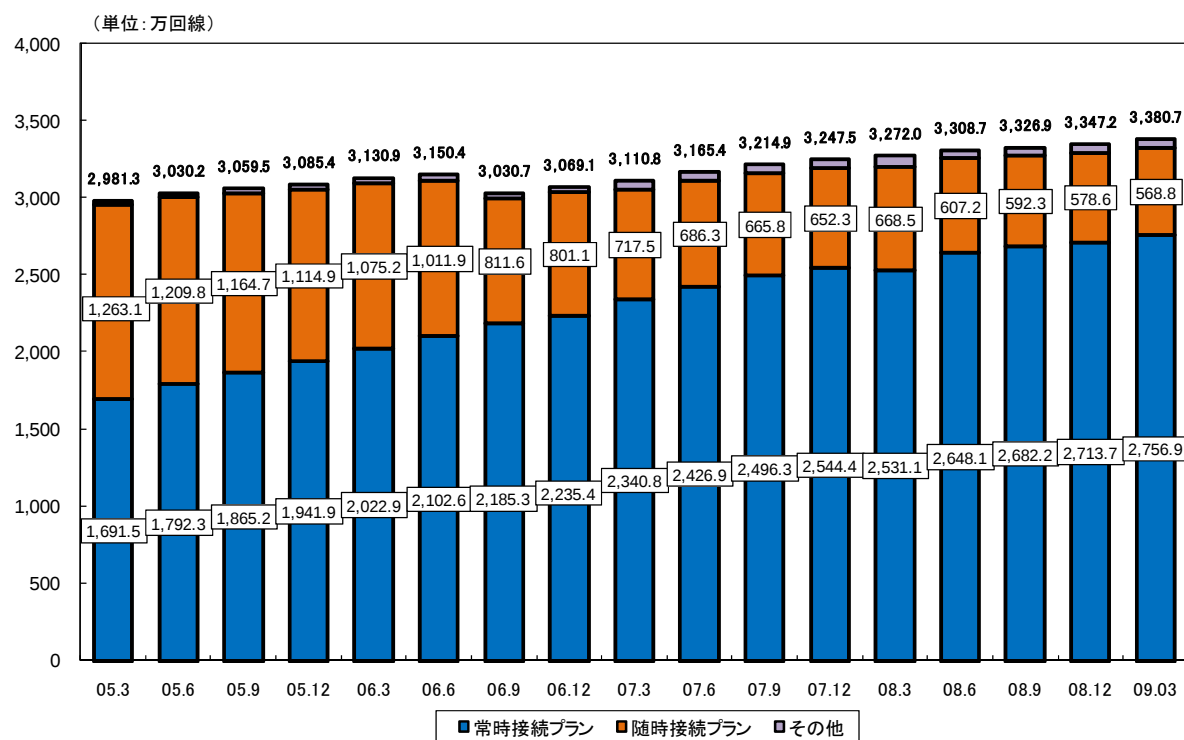
ISP市場全体では、09年3月末時点の契約回線数は3,380.7万であり、全体的には横ばい傾向であるが、その内訳を見ると、常時接続プランの比率が拡大しており、ブロードバンド市場の拡大を反映しているものと考えられる。

なお、ここでの契約回線数は電気通信事業報告規則に基づく値であり、同規則に定める報告対象は5万契約以上の事業者（09年3月末時点で49者）であるため、ISP市場全体の状況を完全には反映していないことに留意が必要である²⁰。また、同契約回線数は06年9月以降一部事業者において集計方法に変更が生じており、この前後での比較にも一定の留意が必要である²¹。

²⁰ 03年度の競争評価では、1万契約以上の事業者を対象に調査を行い、全84者から回答を得た。調査結果によると、上位3者が占める割合は46.9%、上位8者が占める割合は87.0%、5万契約以上の事業者25者が占める割合が95.8%となっており、5万契約以上の事業者の合計で1万契約以上の事業者の市場規模の約96%を占めていたことから、5万契約以上の事業者を対象にする調査であってもISP市場の動向やシェアを近似的に把握することが十分可能であると考えられる。

²¹ 電気通信事業報告規則上は、契約回線数が「随時接続型」、「常時接続型」、「企業向け」及び「その他」区分に分けられている。図表Ⅲ－58においては、同規則上の「企業向け」及び「その他」を「その他」の項目として集計している。

【図表Ⅲ－５８ ＩＳＰ市場における契約回線数の推移】



(出所) 総務省資料

2. 競争状況の分析

(1) 料金設定等

1) ISPサービスの料金設定の分類

ISPの料金設定は、インターネット接続回線の提供形態によって料金の設定・徴収等の主体が変わる。類型化すると図表Ⅲ－５９に示した①～③の３つ（②については事業者間取引の形態により、更に３つに分類可能。）になる。多くは、②・③のように、インターネット接続回線と一体となって料金設定される場合が多い。

【図表Ⅲ－５９ ISPサービスの料金設定の分類】

①アクセス回線部分とインターネット接続部分についてそれぞれ別々に料金を設定

	アクセス回線部分	インターネット接続部分	備考
サービス提供	アクセス回線提供者 (利用者に料金請求)	ISP (利用者に料金請求)	料金の支払は別々。ISPの選択は自由。
料金設定			

②－１相互接続によりアクセス回線部分を調達し、ISPが料金を設定

	アクセス回線部分	インターネット接続部分	備考
サービス提供	アクセス回線提供者 (事業者間精算)	ISP (利用者に料金請求)	料金支払及び利用者窓口はISPに一本化。
料金設定			

②－２卸電気通信役務によりアクセス回線部分を調達し、ISPが料金を設定

	アクセス回線部分	インターネット接続部分	備考
サービス提供	アクセス回線提供者 (事業者間精算)	ISP (利用者に料金請求)	料金支払及び利用者窓口はISPに一本化。
料金設定			

②－３卸電気通信役務によりアクセス回線部分とインターネット接続部分を調達し、マンション内ＩＳＰが料金を設定

	アクセス回線部分	インターネット接続部分	備考
サービス提供	アクセス回線提供者 (事業者間精算)	ISP (事業者間精算)	料金支払及び利用者窓口は I S Pに一本化。
料金設定	マンション内ISP (利用者に料金請求)		

③アクセス回線部分とインターネット接続部分を一体で提供

	アクセス回線部分	インターネット接続部分	備考
サービス提供	アクセス回線提供者とISPが同一事業者 (利用者に料金請求)		両サービスを１者で提供。
料金設定			

(出所) 総務省資料

２) インターネット接続料の料金推移

価格水準を考察する指標として、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定した消費者物価指数（以下「ＣＰＩ」という。）の推移についてみる。

調査品目の一つである「インターネット接続料（月額プロバイダ利用料）」は、ＡＤＳＬ、ＦＴＴＨなどのアクセス回線部分とインターネット接続部分との合計の料金となっており、両者を分離することはできない。しかしながら、インターネット接続サービスの販売実態が、図表Ⅲ－５９のとおりインターネット接続部分とアクセス回線部分とを一体的に料金設定している場合が多いことを踏まえれば、インターネット接続料のＣＰＩはＩＳＰに関する料金水準の分析に対し一定の意味があるといえる。

「インターネット接続料」のＣＰＩは、０３年１月から月次にて公表されており、その推移を図表Ⅲ－６０に示した。

０５年１月に０．２ポイント増加しているが、これは当年から指数算出時にＦＴＴＨサービスを加算したことが原因である。

一方、08年1月においても0.2ポイント増加しているが、これは07年においてISP料金の見直しの動きがあったことによるものである。

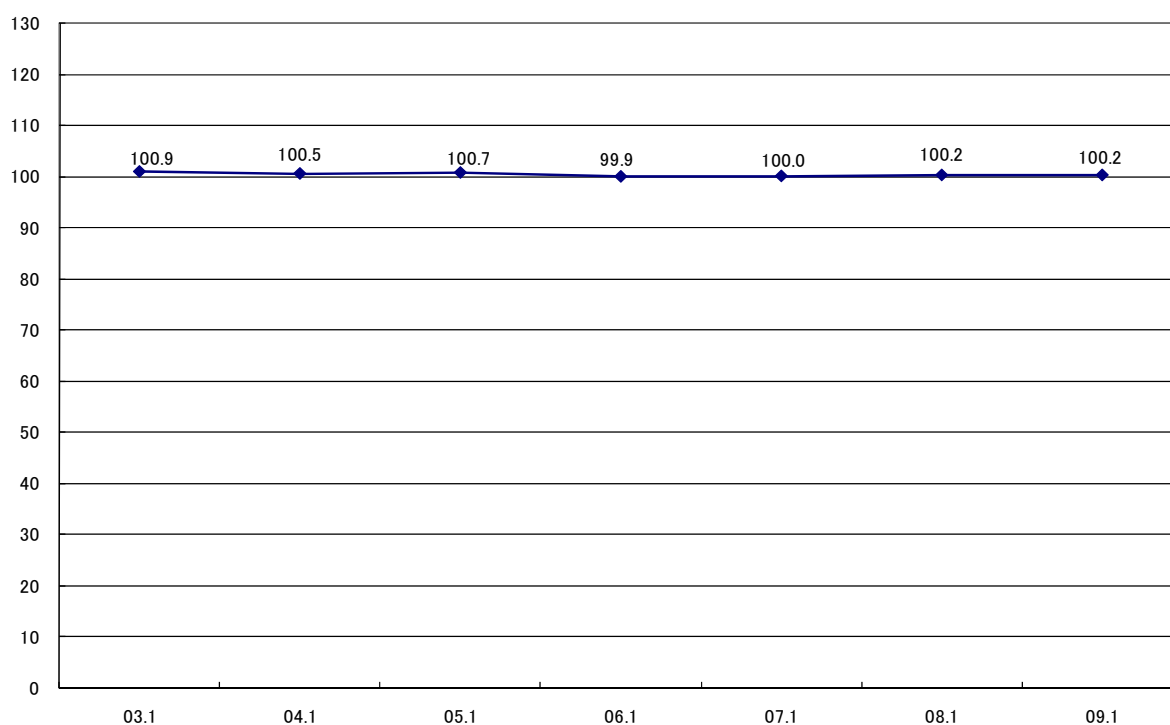
具体的には、ニフティ（@Nifty、07年5月～）、NTTコミュニケーションズ（OCN、07年9月～）、ソネットエンタテインメント（So-net、07年10月～）、ハイホー（hi-ho、07年11月～）及びNECビッグロブ（07年12月～）が、NTT東西のFTTHサービス（「Bフレッツ（NTT東日本）」及び「フレッツ光（NTT西日本）」）における集合住宅向けISP料金の値上げ等の料金改定を行っている。

また今回のCPIには直接的な影響はないものの、08年1月にDTIがKDDIのFTTHサービス（ひかり one）における集合住宅向けISP料金の値上げ等の料金改定を行っている。

各事業者が値上げに踏み切った背景として、光ファイバを共同利用する集合住宅向けサービスについては、利用できる回線速度に制限があるとして安価に設定していたものの、技術進歩により回線速度の向上が図られ、戸建て住宅と同等の速度が提供可能となった事情がある。

今後は、IP化の進展に伴う提供サービスの拡充や多様化が予測されるとともに、トラフィック増に伴うネットワーク設備の増強、IPv6への対応の進展等によるコスト負担が高まる可能性もあり、引き続きISP料金の推移を注意深く見守る必要がある。

【図表Ⅲ－６０ インターネット接続料の消費者物価指数（０５年度基準）の推移】



（出所）総務省資料

（２）契約回線数の事業者別シェア

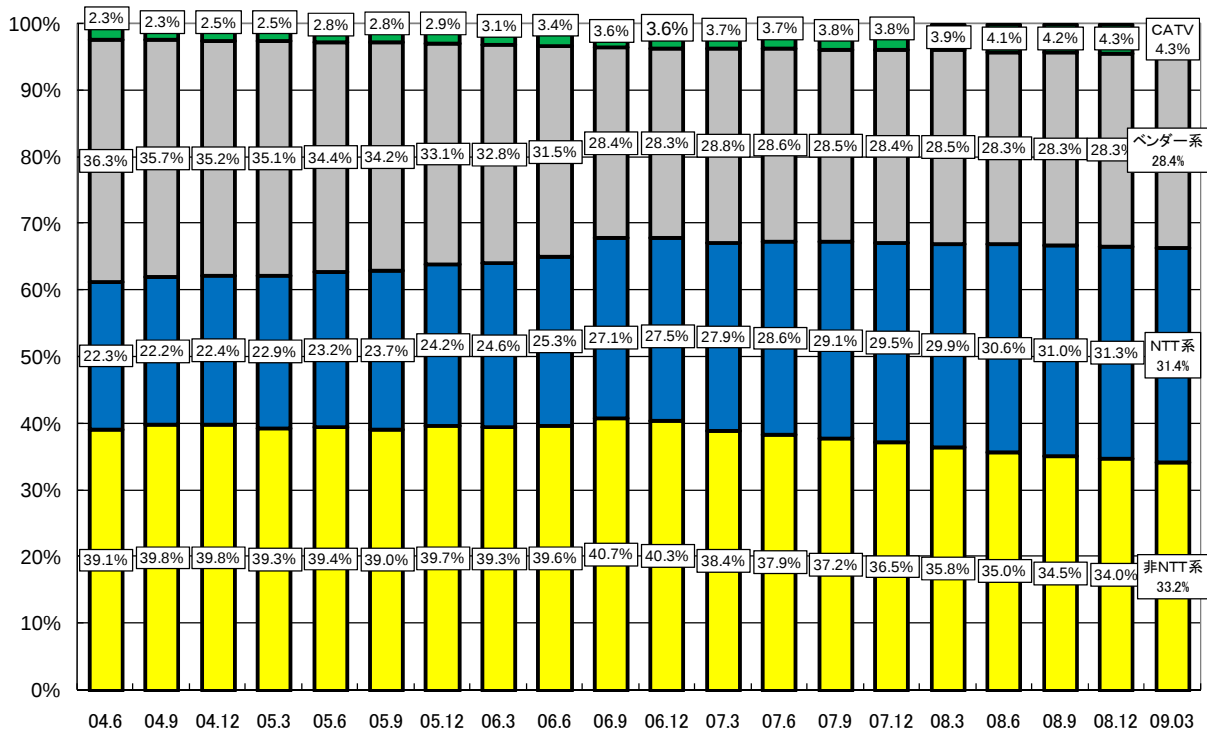
事業者別のシェアの公表については関係事業者からの同意を得られなかったため、下記のとおり、ＮＴＴ系・非ＮＴＴ系・ＣＡＴＶ系・ベンダー系の４区分に分類²²している。

０５年以降、ＮＴＴ系のシェアが上昇を続けている。

²² 具体的な分類基準については以下のとおりである。

- ・「ＮＴＴ系」：ＮＴＴグループに属する電気通信事業者。ＮＴＴコミュニケーションズ、ぷららネットワークス等。
- ・「非ＮＴＴ系」：電気通信事業者のうち、ＮＴＴグループに属さない電気通信事業者。ソフトバンクテレコム等。
- ・「ＣＡＴＶ系」：ＣＡＴＶインターネットを主に提供する事業者。Ｊ：ＣＯＭグループ等。
- ・「ベンダー系」：電気通信機器の販売・提供等を行う事業者又はその関係会社等。ニフティ等。

【図表Ⅲ－６１ ＩＳＰ市場における契約回線数の事業者別シェアの推移】



(出所) 総務省資料

(3) 市場集中度の推移（上位３者シェア、HHI）

1) 上位３者シェアの推移

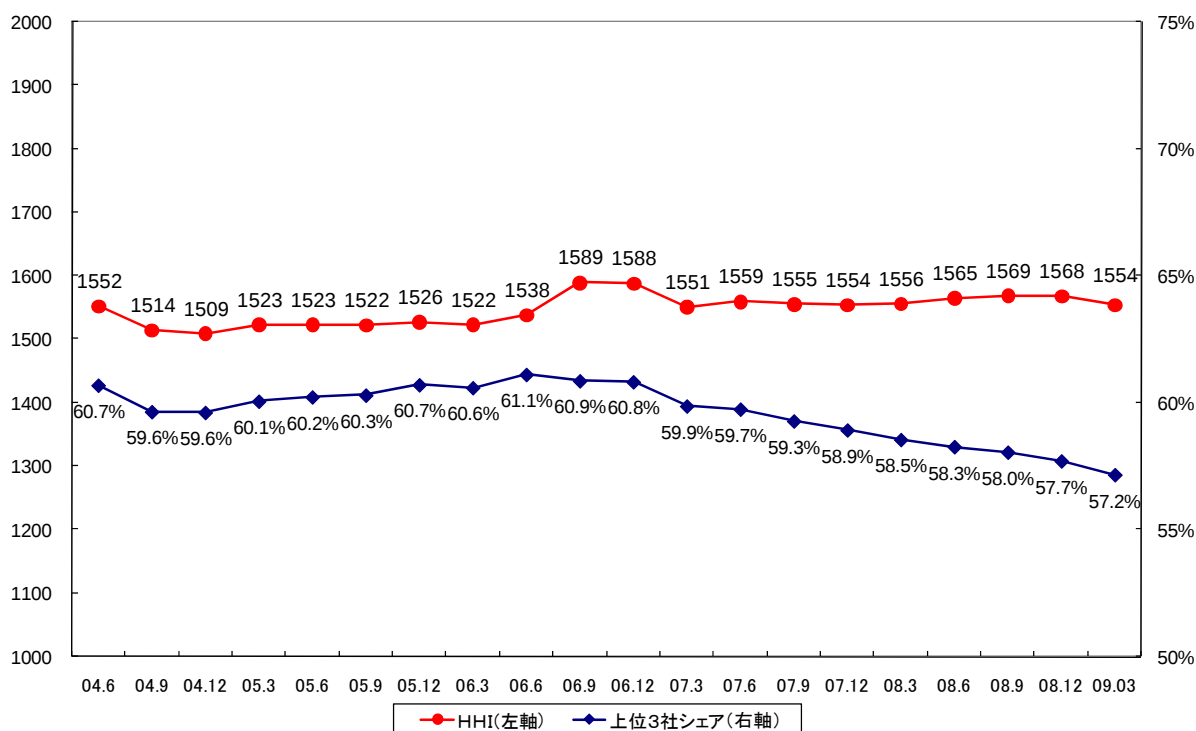
ＩＳＰ市場における契約回線数の上位３者²³シェアについてみると、０９年３月末時点で５７．２％であり、０６年６月末以降、低下を続けている。

2) HHIの推移

ＩＳＰ市場における契約回線数のHHIを見ると、０９年３月末時点で１５５４あり、横ばい傾向にある。

²³ ０８年１２月末時点においては、NECビッグロブ株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及びソフトバンクBB株式会社（５０音順）。

【図表Ⅲ－６２ ＩＳＰ市場における契約回線数の上位３者シェア及びHHIの推移】



(注1) 電気通信事業報告規則において報告対象となる5万契約以上の事業者の総契約回線数を基に算出。

(注2) 06.9以降、一部事業者で契約回線数の集計方法に変更が生じている。

(注3) HHIの算出においては、NTTグループ及びソフトバンクグループを各々1者として算出している。

(出所) 総務省資料

3. 競争状況の評価

(1) 2008年度の動向

1) 契約回線数

契約回線数5万契約以上の事業者（09年3月末時点で49者）の契約回線数は、全体的に横ばい傾向であり、09年3月末時点で3,380.7万である。

2) シェア

09年3月末時点で上位3者シェアは57.2%、HHIは1554であり、他のブロードバンド市場に比べると市場集中度は低い。

(2) 市場支配力

1) 市場支配力の存在

① 単独での市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、単独で市場支配力を行使し得る地位にある事業者は存在しないと評価する。

a) 量的基準

ISP市場における契約回線数シェア1位の事業者又はグループのシェアは3割に達しておらず、また他の競争事業者との格差も小さい。

b) その他の主な判断要素

ISP市場への参入は比較的容易であり、かつ現に参入している事業者数も09年3月末時点で49者と増加傾向（08年12月末時点における契約回線数5万契約以上の事業者：47者、07年12月末時点における契約回線数5万契約以上の事業者：46者、06年12月末時点における契約回線数5万契約以上の事業者：38者）である。

また、価格面・サービス面での活発な競争も展開されており、かつ事業者変更のた

めのスイッチングコストについても、メールアドレスの変更等があるものの、比較的小さいといえる。

② 複数事業者による市場支配力

以下の判断要素等を総合的に勘案し、単独で市場支配力を行使し得る地位にある事業者は存在しないと評価する。

a) 量的基準

I S P市場における上位3者シェア及びHHIは水準が低く、かつ低下傾向ないし横ばい傾向であり、市場は高度に寡占的な状況にはない。

b) その他の主な判断要素

I S P市場への参入は比較的容易であり、かつ現に参入している事業者数も09年3月末時点で49者と増加が見られる（08年12月末時点における契約回線数5万契約以上の事業者：47者、07年12月末時点における契約回線数5万契約以上の事業者：46者）。ブロードバンド市場の拡大やF T T Hへのマイグレーションの進行に伴い、I S P市場も依然として成長基調を見せている。

2) 市場支配力の行使

該当無し。

(3) 今後の注視事項

A D S LからF T T Hへのマイグレーションが進行している中、I S P市場におけるN T T系事業者の契約回線数シェアは上昇を続けている。インターネット接続サービスはインターネット接続回線サービスと補完的なサービスであり、A D S LやF T T Hといったブロードバンド市場からI S P市場へのレバレッジによる影響²⁴につい

²⁴例えば、市場支配力を有する事業者のインターネット接続回線サービスの販売時に、特定のI S Pを推奨する販売行為等について、競争上の問題の有無を検証する必要がある。この点については、「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2007年度）の公表」（08年2月18日報道発表）において、N T T東西及び県域等子会社の営業活動におけるO C Nとその他のプロバイダーの取扱いについて同等性の確保等が総務省より要請され、08年3月に、N T T東西より総務省に対して、改めて内部への周知を行ったこと等履行状況の報告があった。また、販売代理店におけるO C Nの取扱いについては「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）の公表」（09年2月25日報道発表）において引き続き注視すると整理されている。

て、注視が必要である。

また、今後のＩＰ化の更なる進展に伴うトラフィック増によるネットワーク設備の増強、ネットワークのＩＰｖ６化の進展への対応等に伴い、ＩＳＰのコスト負担が増大する可能性がある。これに関連して、ＩＰｖ６を利用するＮＴＴ東西のＮＧＮとＩＳＰとの間の接続に関して技術的な問題が発生することが懸念されており²⁵、これを解決するための新たな接続方式やその費用負担等について、事業者間の協議が行われている。この接続方式の変化がＩＳＰ部分市場に影響を及ぼす可能性があり、現在進められている事業者間の協議や政策的な動向について注視するとともに、ブロードバンド市場へのトータルな影響について分析する必要がある。

さらに、ＦＶＮＯ²⁶によって多様なサービスが提供されることへの期待もあり、インターネット接続領域においては、設備ベースの競争に加えサービスベースの競争が進んでいくことも考えられる。ＩＳＰ市場の分析においては、これらの動きを反映した分析枠組みを設定する必要がある。

²⁵ ＩＳＰがインターネット接続サービスのためにＩＰｖ６ アドレスを利用者に対し提供することについて、ＮＴＴ東西がＮＧＮ閉域網内のサービスのために付与するＩＰｖ６ アドレスと競合する問題（いわゆる「マルチプレフィックス問題」）が発生する。「インターネット政策懇談会報告書」（総務省、０９年２月２３日公表）（http://www.soumu.go.jp/main_content/000009979.pdf）を参照。

²⁶ Fixed Virtual Network Operator：自らは固定電話網やＩＰ網などネットワークを構築せず、他の事業者のネットワークを利用してサービスを提供する事業者。